

## ＜その他関係＞

既存不適格建築物の増改築に係る緩和措置について

木造住宅等の増改築における  
建築確認申請の手引き

— 既存不適格である木造の四号建築物を対象に —



## 目 次

1	本手引きの目的	2
2	本手引きの対象とする建築物及び建築行為	3
	2-(1) 対象とする建築物	
	2-(2) 対象とする建築行為	
3	建築確認申請における必要図書	5
	3-(1) 既存不適格調書	
	3-(2) 緩和条件適合図書	
4	緩和条件適合図書の詳細な解説	10
	ケースⅠ A	12
	ケースⅠ B	18
	ケースⅠ C	20
	ケースⅡ A	24
	ケースⅡ B	26
	ケースⅡ C	30
	ケースⅡ D	32
	ケースⅡ E	34
	ケースⅢ	36
5	参考事項	38
	5-(1) シックハウス対策について	
	5-(2) 昭和56年以前に建てられた木造住宅（在来工法）の増改築について	
	5-(3) 同一敷地内に別の建築物がある場合について	
	5-(4) 枠組壁工法・木質プレハブ工法の既存不適格・四号建築物の増改築について	
	5-(5) 建築基準法令の規定の主な改正経緯	
資 料		
	● 既存不適格調書の記入例	44
	● 添付図書の例	
	ケースⅠ Aによる添付図書の例	49
	ケースⅠ Cによる添付図書の例	52
	ケースⅡ Bによる添付図書の例	55
参照条文		
	● 構造耐力関係規定（現行の建築基準法、施行令）	59
	● 耐久性等関係規定	62
	● 既存建築物に対する制限の緩和（構造耐力関連、ほか）	62
	● 既存不適格建築物の増築等に係る確認申請手続きの円滑化について（技術的助言）	64
	● 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定について（技術的助言）	65
	● 新耐震基準（昭和56年時の構造耐力関係規定）	67
	● 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	72
	● 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準	73

### 〔法令名・条数等の略記について〕

○本手引きでは、法令名等を次のように略記します。ここに取り上げる以外は、正式名称を用います。

[正式名称]		[本手引きでの略記]
建築基準法	.....	法
建築基準法施行令	.....	令
建築基準法施行規則	.....	施行規則
建設省告示	.....	建告
国土交通省告示	.....	国交告

○また、条数等については、次の基準で略記します。

(例1) 建築基準法第6条第1項第四号	.....	法第6条第1項第四号
(例2) 建築基準法第6条の3第1項第三号	.....	法第6条の3第1項第三号
(例3) 平成12年建設省告示第1347号	.....	平12建告第1347号
(例4) 平成17年国土交通省告示第566号	.....	平17国交告第566号

※告示の月日は省略します。

※法令や法改正等の記述に付す年数については、公布年とします。

※年数を付さない法令等についての記述は、原則として現行法令（平成21年9月時点）によります。

---

# 木造住宅等の増改築における建築確認申請の手引き

## — 既存不適格である木造の四号建築物を対象に —

### 1 本手引きの目的

本手引きは、既存不適格建築物のうち木造の四号建築物を対象として、これらの建築物の増改築を行う場合の手続きや提出図書について解説を行い、既存建築物の増改築時における取扱いについて、広く周知してゆくことを目的としています。

本手引きについては、財団法人 日本住宅・木材技術センター  
(TEL:03-3589-1788) の協力により、編集を行っています。

## 2 本手引きの対象とする建築物及び建築行為

### 2-（1）対象とする建築物

本手引きでは、木造の四号建築物（以下①参照）のうち、既存不適格建築物（以下②参照）に該当するものを解説の対象としています。

#### ①木造の四号建築物

法第6条第1項第四号において規定する建築物のこと。具体的には、以下の条件を満たすもの。

- ・木造の建築物で、階数2以下、延べ面積500㎡以下、高さ13m以下及び軒高9m以下のもの
- ・都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区又は都道府県知事が指定する区域内における建築物

#### ②既存不適格建築物

従前は建築基準法令の技術的基準に適合していた既存建築物のうち、建築基準法令の改正によって、改正後の技術的基準に適合しなくなったもの。

### 2-（2）対象とする建築行為

本手引きでは、既存の木造の四号建築物を対象とした建築行為のうち、建築確認を受けることが必要となる「増築」及び「改築」について解説いたします。なお、四号建築物については、「移転」も建築確認を受けることが必要ですが、「移転」の場合は原則として、新基準への遡及適用を受けないことから、緩和特例の適用対象とならないため、解説の対象にはしていません。

また、四号建築物の場合、「大規模の修繕」又は「大規模の模様替」については、建築確認を受ける必要がないため、本手引きにおいては解説の対象にはしていません。

四号建築物の増改築（本手引きでは「増築」又は「改築」のことを「増改築」ということにします。なお、増築と改築を同時に行う場合を含みます。）にあたり、建築確認を受けることが必要となる増改築の規模は次頁のとおりです。

当該建築物の敷地が

### 防火地域及び準防火地域内の場合

すべての増改築について、建築確認を受ける必要があります。

当該建築物の敷地が


### 防火地域及び準防火地域外の場合

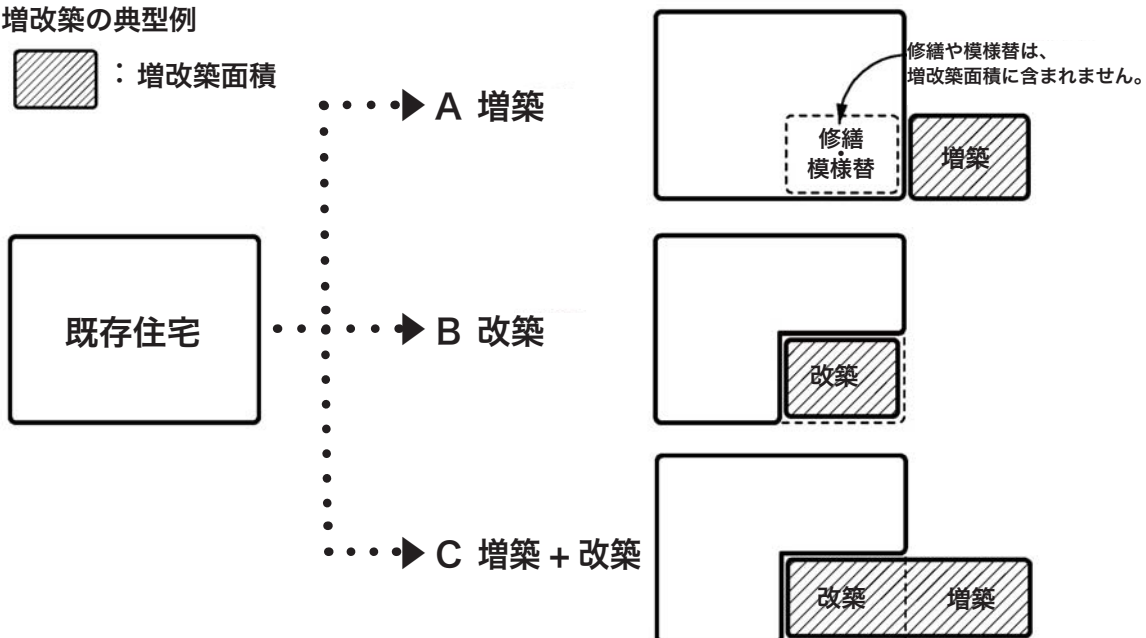
増改築部分が 10㎡を超える場合、建築確認を受ける必要があります。

増改築の規模（増改築部分の面積）のとらえ方は、以下のとおりです。

- A 増 築 : 増築部分の面積
- B 改 築 : 改築部分の面積
- C 増築 + 改築 : 増築部分の面積 + 改築部分の面積

#### ●増改築の典型例

 : 増改築面積



増 築 : 1 の敷地内にある既存の建築物の延べ面積を増加させること（床面積を追加すること）をいいます。

改 築 : 建築物の全部又は一部を除去し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後に、引き続いて、これと用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ることをいい、増築、大規模の修繕等に該当しないものをいいます。

修 繕 : 既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事をいいます。

模様替 : おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等は異なるような既存の建築物の部分に対する工事をいいます。

### 3 建築確認申請における必要図書

既存建築物の増改築に当たって、制限の緩和の適用を受ける場合の確認申請書は、一般の確認申請における確認申請書と比べて以下の点が異なります。

- (1) 対象となる既存建築物について、既存不適格となる規定があることを示すための図書（既存不適格調書）が必要となる。
- (2) 予定している増改築が、一定の条件を満たしていることを示す図書（本書では「緩和条件適合図書」ということにします。）が必要となる。

以下では、新たに必要となる「既存不適格調書」と「緩和条件適合図書」に関する図書について解説します。

#### 3-（1）既存不適格調書

##### ①既存不適格調書の考え方

既存建築物の増改築について、法第86条の7（既存の建築物に対する制限の緩和）の適用を受ける場合は、既存不適格であることを証する必要がある。これを示す図書が「既存不適格調書」です。具体的には、「既存建築物の基準時」と「既存建築物の状況に関する事項」を記載し、申請の対象となる既存建築物がその基準時以前における技術的基準に適合していることを示すこととなります。

- ・ 既存不適格とは、法第3条第2項の規定による考え方であり、既存建築物が法令の改正によって改正後の技術的基準に適合しなくなったとしても、その建築物を違反建築物扱いしないこととするものです。
- ・ しかし、法第3条第3項第三号及び第四号の規定により、増改築する場合には、原則、既存建築物についても新基準への遡及適用の対象となりますが、法第86条の7第1項の規定により、一定の範囲内の増改築においては制限緩和がされます。
- ・ 法第86条の7において規定する制限緩和の特例は、建築基準法の技術的基準に適合していない違反建築物は対象としていないため、「既存不適格調書」により、申請対象となる建築物が違反建築物ではなく、法令の改正によって基準に適合しなくなった既存不適格建築物であることを示す必要があります。



- ・なお、「基準時」とは、建築物が既存不適格建築物となった期間の始期のことです。具体的に、昭和 56 年 6 月 1 日施行の改正政令によって基準が変更された令第 46 条を例にとると、このときの改正によって、必要な耐力壁の量に関する基準が強化されました。このため、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物で、耐力壁の量が改正後の必要量に満たないものは、新基準には適合していないこととなりますが、改正前の旧基準に適合していれば、この建築物は令第 46 条について既存不適格であることとなり、この場合の「基準時」は昭和 56 年 6 月 1 日ということになります。

## ②既存不適格調書を構成する図書

具体の既存不適格調書については、国土交通省住宅局建築指導課長の技術的助言（平成 21 年国住指第 2153 号）によれば、以下に示す図書等によって必要な事項が示されていることを確認できれば、申請に係る建築物を既存不適格建築物として取り扱って差し支えないとされています。

（注）記入例について資料 P.44 ～ 48 を参照ください。

### ①現況の調査書

現況の建築物の状態等が分かる図書等に、以下の（ i ）から（ v ）までに掲げる事項が示されていること。

- （ i ）建築主の記名及び押印
- （ ii ）当該調査書を作成した者の記名及び押印
- （ iii ）既存不適格となっている規定及びその建築物の部分（既存不適格となっている建築物の部分は具体的に明記すること。）
- （ iv ）既存不適格となっている建築物の部分ごとの基準時
- （ v ）当該申請に係る増築等以前に行われた増築、改築、修繕、模様替、用途変更又は除却に係る工事（以下「既往工事」という。）の履歴

### ②既存建築物の平面図及び配置図

既往工事の履歴がある場合は、既存建築物の平面図及び配置図に、各既往工事に係る建築物の部分が分かるように示されていること。

### ③新築又は増築等の時期を示す書類

原則として、新築及び当該申請以前の過去の増築等時の検査済証又は建築確認台帳に係る記載事項証明（完了検査を行った機関が交付したもの。）により、新築又は増築等を行った時点を明らかとすること。



これらの書類がない場合にあつては、新築及び当該申請以前の過去の増築等時の確認済証（平成11年4月30日以前に確認を受けた場合にあつては「確認通知書」）、建築確認台帳に係る記載事項証明（建築確認を行った機関が交付したもの）、登記事項証明書のほか、建築確認後の工事の実施を特定できるその他書類により、建築主事又は指定確認検査機関が新築又は増築等を行った時点が明らかにされていると認めることができる。ただし、①及び②に掲げる書類により、新築又は増築等の時期における建築基準関係規定への適合を確かめること。

なお、建築主事又は指定確認検査機関が、法第12条第7項に規定する台帳又は法第77条の29に規定する帳簿によって、当該建築物について新築又は増築等に係る確認済証又は検査済証が交付されたことが確かめられる場合にあつては、本書類の添付を省略することとして差し支えない。

#### ④基準時以前の建築基準関係規定への適合を確かめるための図書等

審査においては、当該建築物の用途・規模等に応じ、基準時以前の技術的基準への適合を確かめるために必要な図書等の提出を求めることができる。

本技術的助言においては、既存建築物の新築や増改築を行った時期の特定は、原則として検査済証又は建築確認台帳の記載事項証明（完了検査を行った機関が交付したもの）によるべきとされています。しかし、既存建築物の中には、完了検査の申請手続きを行っていないものも想定されるため、このような場合の対応方法についても一定の方針が示されています。

検査済証がない場合にあつても、建築主事又は指定確認検査機関は、確認済証又は確認台帳の記載事項証明（建築確認を行った機関が交付したもの）に加えて、工事の実施を特定できる書類（工事契約書、登記事項証明書等）の提出により、新築又は増築等を行った時点が明らかにされていると認めることができます。

さらに、建築確認台帳が災害等により滅失している場合にあつても、建築主事等は、建築確認後の工事の実施を特定できる書類の提出により、新築又は増築等を行った時点が明らかにされていると認めることができます。

なお、四号建築物については、「①～③の図書」をもって「④基準時以前の建築基準関係規定への適合を確かめるための図書等」とすることも可能であると考えられます。

木造住宅以外の建築物の増改築にあつても、既存不適格調書を構成する図書については、同様の取扱いとなります。

---

### 3-（2）緩和条件適合図書

#### ①緩和条件適合図書の考え方

既存建築物の増改築において、法第 86 条の 7 に規定する緩和の適用を受ける場合は、その増改築が政令で定める条件を満たしていることを証する必要があります。これを示す図書が「緩和条件適合図書」です。

ここでいう政令とは、法第 86 条の 7 の委任を受けている政令であり、具体的には令第 137 条の 2 から令第 137 条の 15 までが該当します。このうち、木造住宅に関係するものは主として以下のものが挙げられます。

規 定	緩和対象の条文	緩和条件の条文
構造耐力関係	法第 20 条	令第 137 条の 2
容積率関係	法第 52 条	令第 137 条の 8
防火地域関係	法第 61 条	令第 137 条の 10
準防火地域関係	法第 62 条	令第 137 条の 11

（注）条文の内容について巻末資料を参照ください。  
令 137 条の 2 : P.62、令 137 条の 8 : P.66  
令 137 条の 10 : P.66、令 137 条の 11 : P.66

#### ②緩和条件適合図書を構成する図書

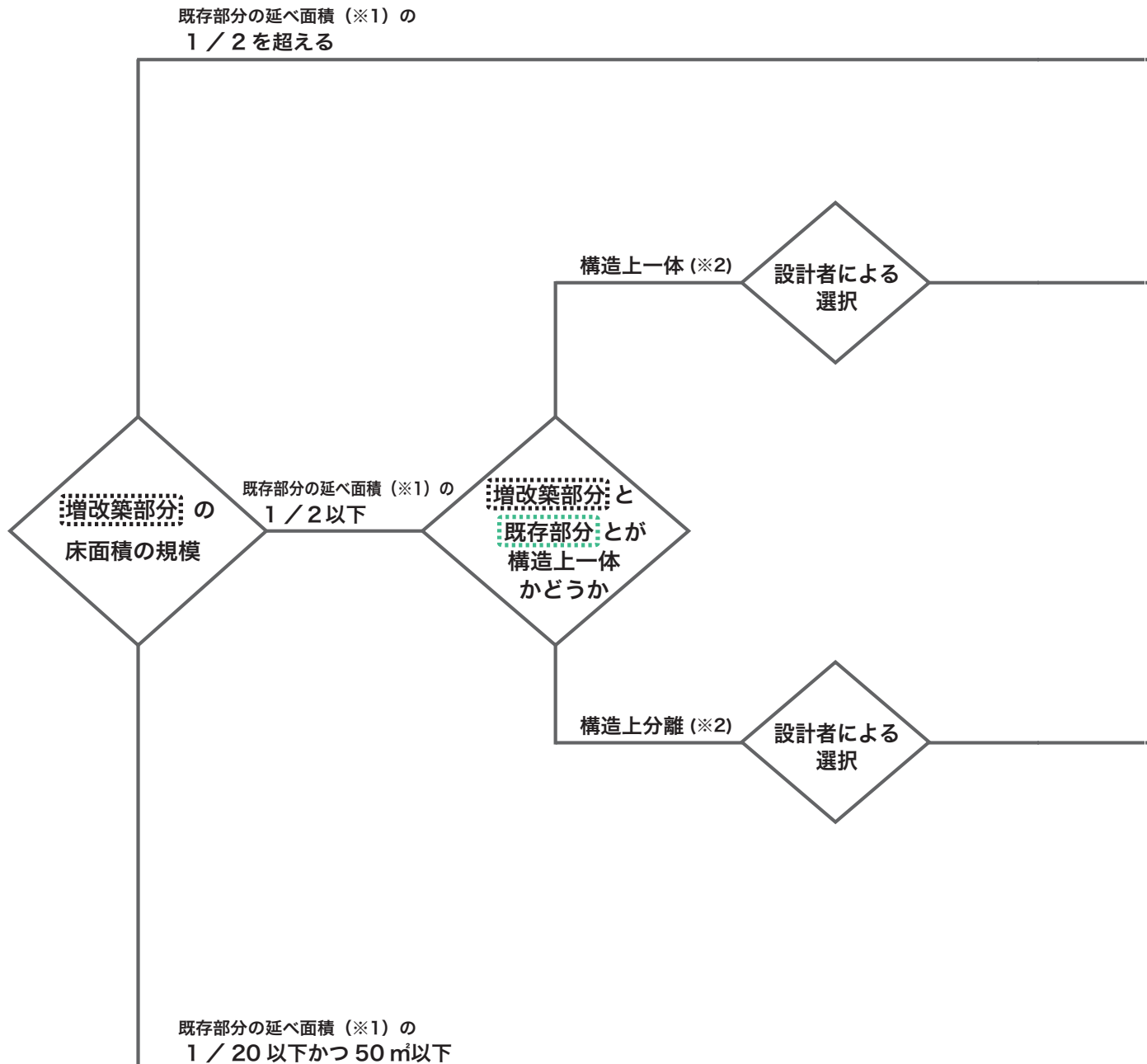
具体の緩和条件適合図書については、緩和の適用を受ける技術的基準によって異なります。一般的には、戸建の住宅の増改築の場合、構造耐力関係規定の緩和の適用を受けようとするケースが多いものと想定されます。

従って、法第 20 条の規定の適用の緩和を受ける場合について、令第 137 条の 2 において定められている緩和条件と、それに適合することを示すための図書について、次章以降で解説します。



## 4 緩和条件適合図書の詳細な解説 — 構造耐力関係規定に関する既存不適格建築物の場合 —

構造耐力関係規定に関する既存不適格建築物を増改築する場合、増改築部分の規模などに応じて、緩和を受けることができる条件が異なります。以下のフローチャートを参考に、計画している増改築がどのケースに該当するか、又はどのケースを選択するかを判断し、矢印の示す解説ページで具体的な条件や確認申請に必要な図書を確認してください。

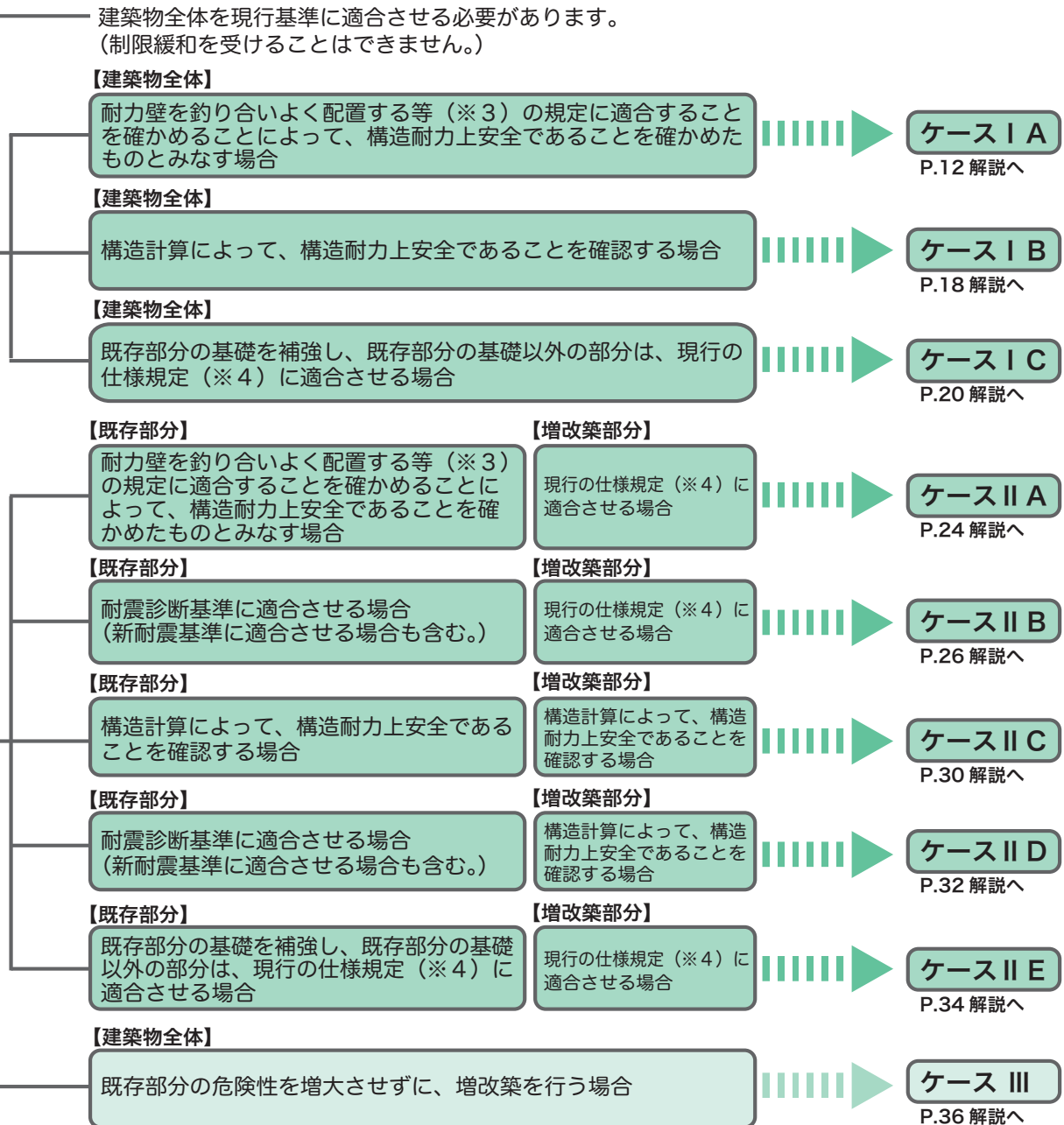
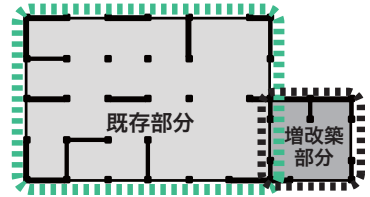


※1 既存部分の延べ面積とは、基準時における延べ面積です。基準時とは、構造耐力関係規定が改正されたことにより、改正前は適法であった建築物が、改正後の同規定に適合しなくなった時点を示します。

※2 構造上一体とは、増改築部分と既存部分を構造上分離せずに増改築を行うものをいい、構造上分離とは、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより、建築物を構造上二以上の部分に分けて増改築を行うものをいいます。なお、基礎、土台、柱や横架材など増築部分の構造上主要な部分が独立して施工されており、外装材等の影響を考慮し、相互に応力が伝わらないことが明らかな場合には、構造上分離されていると扱うことができます。

**[構造耐力関係規定の緩和条件を定める告示の改正]**

構造耐力関係規定に関する既存不適格建築物に増改築する場合の、同規定の緩和条件は、令第137条の2及び同条に基づく告示（平17国交告第566号）に定められています。平17国交告第566号の告示は、平成21年8月に一部改正され、同年9月1日に施行されたところであり、下記のフローチャートでは、ケースⅠA・ⅡA・ⅡBが、新たに追加されています。



- ※3 耐力壁を釣り合いよく配置する等とは、令第42条、令第43条並びに令第46条の規定に適合させることをいいます。（枠組壁工法又は木質プレハブ工法の場合にあっては5-（4）を参照してください。）
- ※4 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。
- ※5 上記の四角囲い内の説明は、構造耐力関係規定を緩和するための代表的な条件を示したものであり、正確な緩和条件は、それぞれのケースの解説ページを参考にしてください。

## ケース I A

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下

一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上一体

適用ケース：耐力壁を釣り合いよく配置する等の規定に適合することを確かめることによって、

# 1. 構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件

構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件は、次のとおりです。

## (1) 構造耐力上主要な部分（※1）（令第137条の2第一号イ、平17国交告第566号第1第一号）

- ①建築物全体について、耐久性等関係規定（※2）に適合させること。
- ②建築物全体が、耐力壁を釣り合いよく配置すること等の基準（※3）に適合することを確かめること。
- ③増改築部分について、現行の仕様規定（※4）に適合させること。

※1 構造耐力上主要な部分とは、令第1条第三号に掲げる構造耐力上主要な部分のことをいいます。

※2 耐久性等関係規定とは、令第36条第1項に掲げる耐久性等関係規定のことをいいます。

※3 耐力壁を釣り合いよく配置する等とは、令第42条、令第43条並びに令第46条の規定に適合させることをいいます。

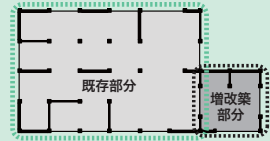
※4 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の、構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。

## (2) 建築設備及び屋根ふき材等（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）

建築設備及び屋根ふき材等について、一定の規定（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）に適合させること。



構造耐力上安全であることを確かめたものとみなす場合



## 2. 主な緩和条件適合図書

ここでは、平 17 国交告第 566 号の改正告示の施行（平成 21 年 9 月 1 日）により変更された、構造耐力上主要な部分に関する緩和条件適合図書について解説します。

### (1) 建築物全体について、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書

建築物全体について、以下の耐久性等関係規定に適合していることを示す図書が必要になります。

#### ①構造部材の耐久並びに外壁内部等の防腐措置等について（令第 37 条・第 49 条）

構造耐力上主要な部分は、腐朽等のしにくい材料又は有効な防腐措置をした材料を使用し、特に木造の外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙等を使用する必要があります。また、構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土台のうち、地面から 1 m 以内の部分には、有効な防腐措置や必要に応じての防蟻措置が必要になります。

→参照：P.51 チェックリスト

#### ②基礎の種別（令第 38 条第 1 項、第 5 項、第 6 項）

基礎は、荷重や外力を安全に地盤に伝え、地盤の沈下又は変形に対して安全なものとする必要があります。

→参照：P.51 チェックリスト

#### ③屋根ふき材等の緊結方法（令第 39 条第 1 項）

屋根ふき材等の屋外に取り付けるものは、脱落しないように措置する必要があります。

→参照：P.50 屋根詳細図

#### ④使用する木材の品質（令第 41 条）

使用木材の品質は、耐力上の欠点がないものとする必要があります。

→参照：P.51 チェックリスト



## ケース I A

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下
一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上一体
適用ケース：耐力壁を釣り合いよく配置する等の規定に適合することを確かめることによって、

### (2) 建築物全体が、耐力壁を釣り合いよく配置する等の基準に適合していることを示す図書

建築物全体について、以下の、耐力壁を釣り合いよく配置すること等の基準に適合していることを示す図書が必要になります。

#### ①土台及び基礎（令第 42 条）

最下階の柱の下部は、土台を設けるか又は基礎に緊結する必要があります。

→参照：P.51 基礎土台詳細図

#### ②柱の小径（令第 43 条）

建築物の階数、屋根材の仕様等に応じて、定められた最低限の柱の寸法以上とする必要があります。

→参照：P.50 柱・筋かいの部材リスト

(注) 柱の小径に関する規定については、「木造軸組構法住宅の構造計画の基礎と演習」P.49～52（財日本住宅・木材技術センター：<http://www.howtec.or.jp/>「改正建築基準法コーナー」に掲載）を参照下さい。

#### ③構造耐力上必要な軸組等（令第 46 条）

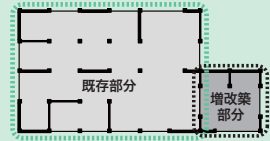
既存部分と増改築部分とを一体として、各階の張り間方向及びけた行方向に、壁又は筋かいを釣り合いよく配置する必要があります。地震及び風圧に対する壁量を確認するとともに、壁配置のバランス計算（四分割法：平 12 建告第 1352 号）により確認する必要があります。

なお、耐風については、許容応力度計算で確認することもできます。

→参照：P.51 壁量と壁配置のチェック

(注) 壁量の確認及び壁配置のバランス計算については、「木造軸組構法住宅の構造計画の基礎と演習」P. 6～26（財日本住宅・木材技術センター：<http://www.howtec.or.jp/>「改正建築基準法コーナー」に掲載）を参照下さい。

構造耐力上安全であることを確かめたものとみなす場合



### (3) 増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書

増改築部分について、以下の現行の仕様規定に適合していることを示す図書が必要になります。なお、仕様規定には耐久性等関係規定が含まれますが、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書については2.(1)を参照してください(本項では解説を省略しています。)

#### ①構造部材の耐久並びに外壁内部等の防腐措置等について(令第37条・第49条)

2.(1)①を参照してください。

→参照：P.51 チェックリスト

#### ②基礎の構造(令第38条、平12建告第1347号)

基礎は、荷重や外力を安全に地盤に伝え、地盤の沈下又は変形に対して安全なものとする必要があります。

基礎の構造は、建築物の構造、形態、地盤の状況を考慮して、大臣が定めた構造方法(平12建告第1347号)とする必要があります。

→参照：P.51 基礎土台詳細図

#### ③屋根ふき材の緊結(令第39条、昭46建告第109号)

屋根ふき材等の屋外に取り付けるものは、脱落しないように措置する必要があります。

屋根ふき材等の屋外に取り付けるものは、構造耐力上安全なものとして大臣が定めた構造方法(昭46建告第109号)とする必要があります。

→参照：P.50 屋根詳細図

#### ④使用する木材の品質(令第41条)

2.(1)④を参照してください。

→参照：P.51 チェックリスト

#### ⑤土台及び基礎(令第42条)

2.(2)①を参照してください。

→参照：P.51 基礎土台詳細図

## ケース I A

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下
一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上一体
適用ケース：耐力壁を釣り合いよく配置する等の規定に適合することを確認することによって、

### ⑥柱の小径（令第 43 条）

2. (2) ②を参照してください。

→参照：P.50 柱・筋かいの部材リスト

### ⑦はり等の横架材（令第 44 条）

はり、けたその他の横架材には、その中央部分附近の下側に耐力上支障のある欠込みをしてはいけません。

→参照：P.51 チェックリスト

### ⑧筋かい（令第 45 条）

引張り力を負担する筋かいは、厚さ 1.5cm 以上で幅 9cm 以上の木材又は径 9mm 以上の鉄筋を使用する必要がある、圧縮力を負担する筋かいは、厚さ 3cm 以上で幅 9cm 以上の木材を使用する必要があります。

筋かい端部は、柱と横架材との仕口に接近してボルト、かすがい、くぎ等の金物で緊結する必要があります。また、筋かいに欠込みをしてはいませんが、たすき掛けする等のやむを得ない場合は補強をする必要があります。

→参照：P.51 チェックリスト

### ⑨構造耐力上必要な軸組等（令第 46 条）

2. (2) ③を参照してください。

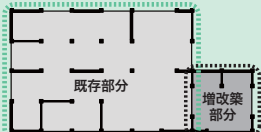
→参照：P.51 壁量と壁配置のチェック

### ⑩構造耐力上主要な部分である継手又は仕口（令第 47 条）

構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打等の、大臣が定める構造方法（平 12 建告第 1460 号）により、緊結する必要があります。また、継手又は仕口に使用するボルト締には、ボルト径に応じて有効な大きさと厚さを有する座金を使用する必要があります。

→参照：P.51 継手仕口金物リスト

(注) 継手・仕口の緊結方法については、「木造軸組構法住宅の構造計画の基礎と演習」P.27～40（財日本住宅・木材技術センター：<http://www.howtec.or.jp/>「改正建築基準法コーナー」に掲載）を参照下さい。

	
構造耐力上安全であることを確かめたものとみなす場合	

## ケース I B

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下
一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上一体
適用ケース：構造計算によって、構造耐力上安全であることを確認する場合

### 1. 構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件

構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件は、次のとおりです。

#### (1) 構造耐力上主要な部分（※1）（令第137条の2第一号イ、平17国交告第566号第1第一号）

- ①建築物全体について、耐久性等関係規定（※2）に適合させること。
- ②増改築部分について、現行の仕様規定（※3）に適合させること。
- ③建築物全体について、構造計算によって構造耐力上安全であることを確認すること。

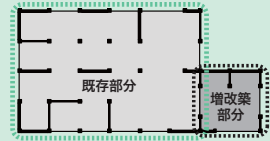
※1 構造耐力上主要な部分とは、令第1条第三号に掲げる構造耐力上主要な部分のことをいいます。

※2 耐久性等関係規定とは、令第36条第1項に掲げる耐久性等関係規定のことをいいます。

※3 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の、構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。

#### (2) 建築設備及び屋根ふき材等（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）

建築設備及び屋根ふき材等について、一定の規定（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）に適合させること。



## 2. 主な緩和条件適合図書

ここでは、平 17 国交告第 566 号の改正告示の施行（平成 21 年 9 月 1 日）により変更された、構造耐力上主要な部分に関する緩和条件適合図書について解説します。

### (1) 建築物全体について、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書

建築物全体について、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書が必要になります。耐久性等関係規定に適合していることを示す図書についてはケース I A 2. (1) を参照してください（本項では解説を省略します。）。

### (2) 増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書

増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書が必要になります。仕様規定に適合していることを示す図書についてはケース I A 2. (3) を参照してください（本項では解説を省略します。）。

### (3) 建築物全体について、構造計算によって構造耐力上安全であることを示す図書

建築物全体について、以下の構造計算によって、構造耐力上安全であることを確認した構造計算書等が必要になります。

#### ①地震に係る構造計算（法第 20 条第二号イ後段及び第三号イ後段）

本書の対象としている木造の四号建築物においては、一般的には令第 82 条第一号～第三号までに規定する許容応力度計算（ルート 1）により、地震に対して構造耐力上安全であることを確認する必要があります。

#### ②地震以外に係る構造計算（令第 82 条第一号～第三号）

許容応力度計算により、地震以外に対し、構造耐力上安全であることを確認する必要があります。この場合、壁量計算（※）により構造耐力上安全であることを確認することもできます。その場合は、壁量を確認した計算書（耐風）を明示します。

注) 構造計算については、(財)日本住宅・木材技術センター発行の「木造軸組構法住宅の許容応力度計算（2008 年版）」が参考になります。

※ 壁量計算とは、令第 46 条第 4 項（表二に係る部分を除く）に規定する壁量計算のことです。



## ケース I C

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下

一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上一体

適用ケース：既存部分の基礎を補強し、既存部分の基礎以外の部分は、現行の仕様規定

### 1. 構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件

構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件は、次のとおりです。

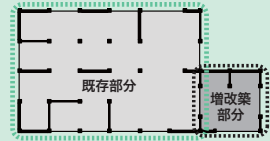
#### (1) 構造耐力上主要な部分（※1）（令第137条の2第一号ロ、平17国交告第566号第2）

- ① 既存部分の基礎は耐久性等関係規定に適合し、その補強方法について、大臣の定める基準（※2）に適合させること。
- ② 増改築部分と、既存部分の基礎以外の部分について、現行の仕様規定（※3）に適合させること。

- ※1 構造耐力上主要な部分とは、令第1条第三号に掲げる構造耐力上主要な部分のことをいいます。
- ※2 大臣が定める基準とは、平17国交告第566号第2に定められている、基礎の補強方法に関する基準のことをいいます。
- ※3 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の、構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。



に適合させる場合



## 2. 主な緩和条件適合図書

ここでは、平 17 国交告第 566 号の改正告示の施行（平成 21 年 9 月 1 日）により変更された、構造耐力上主要な部分に関する緩和条件適合図書について解説します。

### (1) 既存部分の基礎が耐久性等関係規定に適合していること及びその補強方法について、大臣が定める基準に適合する構造方法であることを示す図書

既存部分の基礎が耐久性等関係規定に適合していること及びその補強方法について、以下の基準に適合していることを示す図書が、必要になります。

既存の基礎が耐久性等関係規定に適合していることを示す図書は、ケース I A 2. (1) ②を参照してください（本項では解説を省略しています）。

#### ①基礎の種別（平 17 国交告第 566 号第 2 第一号・第二号）

既存部分の基礎は、地盤の地耐力（改良された地盤にあっては、改良後の地耐力）に応じて、べた基礎又は布基礎である必要があります（※）。

→参照：P.54 基礎土台詳細図

※ べた基礎である場合にあっては、地耐力は  $20\text{kN/m}^2$  以上であり、布基礎である場合にあっては、地耐力は  $30\text{kN/m}^2$  以上である必要があります。

#### ②基礎の補強方法（平 17 国交告第 566 号第 2 第三号・第四号）

既存部分の基礎は、構造耐力上主要な柱の最下階の下部、土台及び基礎を地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとし、補強方法が次の基準に適合する必要があります。

- 1) 打設する鉄筋コンクリート（以下「打設部分」という。）は、立上り部分の高さは地上 30 cm 以上、厚さ 12 cm 以上、底盤厚さはべた基礎の補強では 12 cm 以上（布基礎の補強では 15 cm 以上）であること。
- 2) 打設部分は、立上がり部分の主筋として径 12 mm 以上の異形鉄筋を上端及び下部底盤にそれぞれ 1 本以上配置し、補強筋と緊結すること。

## ケース I C

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下
一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上一体
適用ケース：既存部分の基礎を補強し、既存部分の基礎以外の部分は、現行の仕様規定

- 3) 打設部分は、立上がり部分の補強筋として径 9mm以上の鉄筋を 30cm 以下の間隔で縦に配置すること。
- 4) 打設部分は、立上がり部分の上部及び下部にそれぞれ 60cm 以下の間隔でアンカーを設け、かつ当該アンカーの打設部分及び既存の基礎に対する定着長さをそれぞれ 6 cm以上としたもの、又はこれと同等以上の効力を有する措置を講じたものとする。

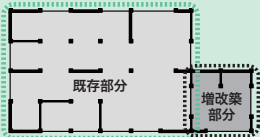
→参照：P.54 基礎土台詳細図

### (2) 増改築部分と、既存部分の基礎以外の部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書

増改築部分と、既存部分の基礎以外の部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書が必要になります。

現行の仕様規定に適合していることを示す図書については、ケース I A 2. (3) を参照してください（本項では解説を省略しています。）。

に適合させる場合	



## ケース II A

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下

一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上分離

適用ケース：【既存部分】耐力壁を釣り合いよく配置する等の規定に適合することを確認することによって、構造耐力上安全であることを確かめたものとみなす場合

### 1. 構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件

構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件は、次のとおりです。

#### (1) 構造耐力上主要な部分（※1）（令第137条の2第一号イ、平17国交告第566号第1第一号）

- ①構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定（※2）に適合させること。
- ②構造上分離されたする既存部分について、耐力壁を釣り合いよく配置すること等の基準（※3）に適合することを確認すること。
- ③構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定（※4）に適合させること。

※1 構造耐力上主要な部分とは、令第1条第三号に掲げる構造耐力上主要な部分のことをいいます。

※2 耐久性等関係規定とは、令第36条第1項に掲げる耐久性等関係規定のことをいいます。

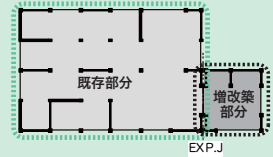
※3 耐力壁を釣り合いよく配置する等とは、令第42条、令第43条並びに令第46条の規定に適合させることをいいます。

※4 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の、構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。

#### (2) 建築設備及び屋根ふき材等（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）

建築設備及び屋根ふき材等について、一定の規定（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）に適合させること。

【増改築部分】 現行の仕様規定に適合させる場合



## 2. 主な緩和条件適合図書

ここでは、平 17 国交告第 566 号の改正告示の施行（平成 21 年 9 月 1 日）により変更された、構造耐力上主要な部分に関する緩和条件適合図書について解説します。

### (1) 構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書

構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書が必要になります。

耐久性等関係規定に適合していることを示す図書については、ケース I A 2. (1) を参照してください（本項では解説を省略します。）。

### (2) 構造上分離された既存部分について、耐力壁を釣り合いよく配置する等の基準に適合していることを示す図書

構造上分離された既存部分について、耐力壁を釣り合いよく配置すること等の基準に適合していることを示す図書が必要になります。

耐力壁を釣り合いよく配置する等の基準に適合していることを示す図書については、ケース I A 2. (2) を参照してください（本項では解説を省略します。）。

### (3) 構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合することを示す図書

構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書が必要になります。

仕様規定に適合していることを示す図書についてはケース I A 2. (3) を参照してください（本項では解説を省略します。）。

## ケース II B

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下

一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上分離

適用ケース：【既存部分】耐震基準に適合させる場合（新耐震基準に適合させる場合も含む。）

### 1. 構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件

構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件は、次のとおりです。

#### (1) 構造耐力上主要な部分（※1）（令第137条の2第一号イ、平17国交告第566号第1第一号）

- ①構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定（※2）に適合させること。
- ②構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定（※3）に適合させること。
- ③構造上分離された既存部分について、耐震診断基準（※4）によって地震に対して安全な構造であることを確認すること（新耐震基準（※5）に適合させることで、地震に対して安全な構造であることを確認することもできる。）。
- ④構造上分離された既存部分について、地震以外に対し、構造耐力上安全であることを確認すること。

※1 構造耐力上主要な部分とは、令第1条第三号に掲げる構造耐力上主要な部分のことをいいます。

※2 耐久性等関係規定とは、令第36条第1項に掲げる耐久性等関係規定のことをいいます。

※3 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の、構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。

※4 耐震診断基準とは、平18国交告第185号に定める基準のことをいいます。

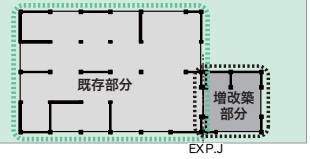
※5 新耐震基準とは、昭和56年6月1日における建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。）に限る。）のことをいいます。

#### (2) 建築設備及び屋根ふき材等（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）

建築設備及び屋根ふき材等について、一定の規定（平17国交告第566号第1第二号・第三号）に適合させること。



【増改築部分】 現行の仕様規定に適合させる場合



## 2. 主な緩和条件適合図書

ここでは、平 17 国交告第 566 号の改正告示の施行（平成 21 年 9 月 1 日）により変更された、構造耐力上主要な部分に関する緩和条件適合図書について解説します。

### (1) 構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書

構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書が必要になります。

耐久性等関係規定に適合していることを示す図書については、ケースⅡ A 2.(1)を参照してください（本項では解説を省略します。）。

### (2) 構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合することを示す図書

構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合することを示す図書が必要になります。

仕様規定に適合していることを示す図書については、ケースⅡ A 2.(3)を参照してください（本項では解説を省略します。）。

### (3) 既存部分の地震に対する安全性の確認について、耐震診断基準(①)によるか、又は新耐震基準(②)に適合させるかの、いずれかが必要になります。

#### ① 構造上分離された既存部分について、耐震診断基準によって地震に対して安全であることを確かめたことを示す図書

構造上分離された既存部分について、耐震診断基準に適合する必要があります。平 18 国交告第 184 号・第 185 号に定める耐震診断の基準に基づき、耐震診断を行い、安全な構造であることを確かめたことについて、図書に明示します。

なお、耐震診断及び、耐震補強の方法については、(財)日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」等を参考としてください。



## ケース II B

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下

一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上分離

適用ケース：【既存部分】耐震基準に適合させる場合（新耐震基準に適合させる場合も含む。）

### ② 構造上分離された既存部分について、新耐震基準に適合することで、地震に対して安全であることを確認する場合の図書

構造上分離された既存部分について、耐震診断基準への適合に代えて、新耐震基準（※）に適合することで、地震に対して安全であることを確認することができます。

なお、新耐震基準のうち構造部材の耐久等に係る規定に適合するものであることの確認にあたっては、現地調査に基づき建築物の構造耐力上主要な部分の損傷、腐食その他の劣化の状況を直接確認した上で行う必要があります。

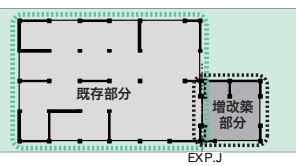
→参照：添付図書の例 P.55 ～ 57

※ 新耐震基準とは、昭和 56 年 6 月 1 日における建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。）に限る。）のことをいいます。  
条文の内容については、P.67 ～ 71 を参照ください。

### (4) 既存部分の地震以外に対する安全性を確認したことを示す図書

構造上分離された既存部分について、構造計算等によって、構造耐力上安全であることを確認した構造計算書等が必要になります。当該構造計算書等については、ケース I B 2. (3) ②を参照してください（本項では解説を省略します。）。

【増改築部分】 現行の仕様規定に適合させる場合



## ケース II C

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下

一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上分離

適用ケース：【既存部分】構造計算によって、構造耐力上安全であることを確認する場合

### 1. 構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件

構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件は、次のとおりです。

#### (1) 構造耐力上主要な部分（※1）（令第137条の2第一号イ、平17国交告第566号第1第一号）

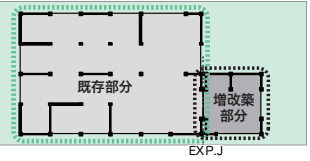
- ①構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定（※2）に適合させること。
- ②構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定（※3）に適合させること。
- ③構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、構造計算によって構造耐力上安全であることを確認すること。

- ※1 構造耐力上主要な部分とは、令第1条第三号に掲げる構造耐力上主要な部分のことをいいます。
- ※2 耐久性等関係規定とは、令第36条第1項に掲げる耐久性等関係規定のことをいいます。
- ※3 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の、構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。

#### (2) 建築設備及び屋根ふき材等（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）

建築設備及び屋根ふき材等について、一定の規定（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）に適合させること。

【増改築部分】構造計算によって、構造耐力上安全であることを確認する場合



## 2. 主な緩和条件適合図書

ここでは、平 17 国交告第 566 号の改正告示の施行（平成 21 年 9 月 1 日）により変更された、構造耐力上主要な部分に関する緩和条件適合図書について解説します。

### (1) 構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書

構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書が必要になります。

耐久性等関係規定に適合していることを示す図書については、ケースⅡ A 2.(1) を参照してください（本項では解説を省略します。）。

### (2) 構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書

構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書が必要になります。

仕様規定に適合していることを示す図書については、ケースⅡ A 2.(3) を参照してください（本項では解説を省略します。）。

### (3) 構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、構造計算によって構造耐力上安全であることを示す図書

構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれにおいて、構造計算によって構造耐力上安全であることを確認した構造計算書等が必要になります。

当該構造計算書等については、ケースⅠ B 2.(3) を参照してください（本項では解説を省略します。）。

## ケース II D

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下

一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上分離

適用ケース：【既存部分】耐震基準に適合させる場合（新耐震基準に適合させる場合も含む。）

### 1. 構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件

構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件は、次のとおりです。

#### (1) 構造耐力上主要な部分（※1）（令第137条の2第一号イ、平17国交告第566号第1第一号）

- ①構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定（※2）に適合させること。
- ②構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定（※3）に適合させ、かつ、構造計算によって構造耐力上安全であることを確認する。
- ③構造上分離された既存部分について、耐震診断基準（※4）によって地震に対して安全な構造であることを確認すること（新耐震基準（※5）に適合させることで、地震に対して安全な構造であることを確認することもできる）。
- ④構造上分離された既存部分について、地震以外に対し、構造耐力上安全であることを確認すること。

※1 構造耐力上主要な部分とは、令第1条第三号に掲げる構造耐力上主要な部分のことをいいます。

※2 耐久性等関係規定とは、令第36条第1項に掲げる耐久性等関係規定のことをいいます。

※3 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の、構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。

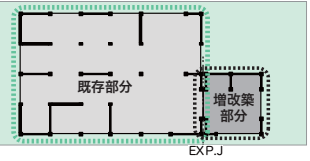
※4 耐震診断基準とは、平18国交告第185号に定める基準のことをいいます。

※5 新耐震基準とは、昭和56年6月1日における建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。）に限る。）のことをいいます。

#### (2) 建築設備及び屋根ふき材等（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）

建築設備及び屋根ふき材等について、一定の規定（平17国交告第566号第1第二号及び第三号）に適合させること。

【増改築部分】構造計算によって、構造耐力上安全であることを確認する場合



## 2. 主な緩和条件適合図書

ここでは、平 17 国交告第 566 号の改正告示の施行（平成 21 年 9 月 1 日）により変更された、構造耐力上主要な部分に関する緩和条件適合図書について解説します。

### (1) 構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書

構造上分離された既存部分と増改築部分のそれぞれについて、耐久性等関係規定に適合していることを示す図書が必要になります。

耐久性等関係規定に適合していることを示す図書については、ケースⅡ A 2.(1)を参照してください（本項では解説を省略します。）。

### (2) 構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合し、かつ、構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめたことを示す図書

構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合し、かつ、構造計算によって、構造耐力上安全であることを確かめたことを示す図書が必要になります。仕様規定に適合していることを示す図書については、ケースⅡ A 2.(3)を参照してください（本項では解説を省略します。）。

また、構造計算によって、構造耐力上安全であることを確かめたことを示す図書については、ケースⅡ C 2.(3)を参照してください（本項では解説を省略します。）。

### (3) 既存部分の地震に対する安全性の確認について、耐震診断基準(①)によるか、又は新耐震基準(②)に適合させるかの、いずれかが必要になります。

構造上分離された既存部分の地震に対する安全性の確認方法については、ケースⅡ B 2.(3)を参照して下さい（本項では解説を省略します。）。

### (4) 既存部分の地震以外に対する安全性を確認したことを示す図書

構造上分離された既存部分について、構造計算等によって、構造耐力上安全であることを確認した構造計算書等が必要になります。当該構造計算書等については、ケースⅠ B 2.(3)②を参照してください（本項では解説を省略します。）。



## ケース II E

規 模：増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/2 以下

一体／分離：増改築部分と既存部分が構造上分離

適用ケース：【既存部分】既存部分の基礎を補強し、既存部分の基礎以外の上部構造は、現行の仕様規定に適合させる場合

### 1. 構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件

構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件は、次のとおりです。

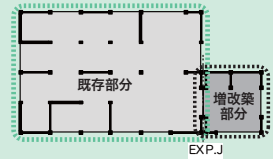
#### (1) 構造耐力上主要な部分（※1）（令第137条の2第一号ロ、平17国交告第566号第2）

- ①構造上分離された既存部分の基礎は耐久性等関係規定に適合し、その補強方法について、大臣の定める基準（※2）に適合させること。
- ②構造上分離された既存部分の基礎以外の部分及び、構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定（※3）に適合させること。

- ※1 構造耐力上主要な部分とは、令第1条第三号に掲げる構造耐力上主要な部分のことをいいます。
- ※2 大臣が定める基準とは、平17国交告第566号第2に定められている、基礎の補強方法に関する基準のことをいいます。
- ※3 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の、構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。



【増改築部分】 現行の仕様規定に適合させる場合



## 2. 主な緩和条件適合図書

ここでは、平 17 国交告第 566 号の改正告示の施行（平成 21 年 9 月 1 日）により変更された、構造耐力上主要な部分に関する緩和条件適合図書について解説します。

### (1) 構造上分離された既存部分の基礎が耐久性等関係規定に適合していること及びその補強方法について、大臣が定める基準に適合する構造方法であることを示す図書

構造上分離された既存部分の基礎が耐久性等関係規定に適合していること及びその補強方法について、大臣が定める基準に適合していることを示す図書が必要になります。

既存の基礎が耐久性等関係規定に適合していることを示す図書は、ケースⅠ A 2. (1) ②を参照してください（本項では解説を省略しています。）。

基礎の補強方法について大臣が定める基準に適合していることを示す図書は、ケースⅠ C 2. (1) を参照してください（本項では解説を省略します。）。

### (2) 構造上分離された既存部分の基礎以外の部分及び、構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書

構造上分離された既存部分の基礎以外の部分及び、構造上分離された増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書が必要になります。

現行の仕様規定に適合していることを示す図書は、ケースⅡ A 2. (3) を参照してください（本項では解説を省略しています。）。

## ケース

### Ⅲ

規 模	増改築部分の床面積が既存部分の延べ面積の 1/20 以下かつ 50㎡以下
一体／分離	構造上一体となるか、又は独立するかを問わない
適用ケース	既存部分の危険性を増大させずに、増改築を行う場合

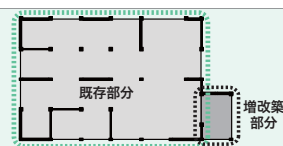
## 1. 構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件

構造耐力関係規定の緩和を受けるための条件は、次のとおりです。

### (1) 構造耐力上主要な部分（※1）（令第137条の2第二号）

- ①増改築部分について、現行の仕様規定（※2）に適合させること。
- ②既存部分について、構造耐力上の危険性が増大しないこと。

- ※1 構造耐力上主要な部分とは、令第1条第三号に掲げる構造耐力上主要な部分のことをいいます。
- ※2 仕様規定とは、令第3章（第8節を除く。）の規定及び法第40条の規定に基づく条例の、構造耐力に関する制限を定めた規定のことをいいます。



## 2. 主な緩和条件適合図書

### (1) 増改築部分について、現行の仕様規定に適合していることを示す図書

増改築部分について、以下の現行の仕様規定に適合していることを示す図書が必要になります。

現行の仕様規定に適合していることを示す図書は、ケースⅠA2.(3)を参照してください(本項では解説を省略します。)

### (2) 既存部分の構造耐力上の危険性が增大しない増改築であることを示す図書

既存部分の構造耐力上の危険性が增大しない構造方法とする必要があります。危険性が增大する構造方法としては、例えば、増築することによって耐力壁の充足率が低下する場合などが考えられます。既存部分の構造耐力上の危険性が增大する増改築ではないことを、図書に明示する必要があります。

## 5 参考事項

### 5- (1) シックハウス対策について

#### ①既存建築物におけるシックハウス関係規定の考え方

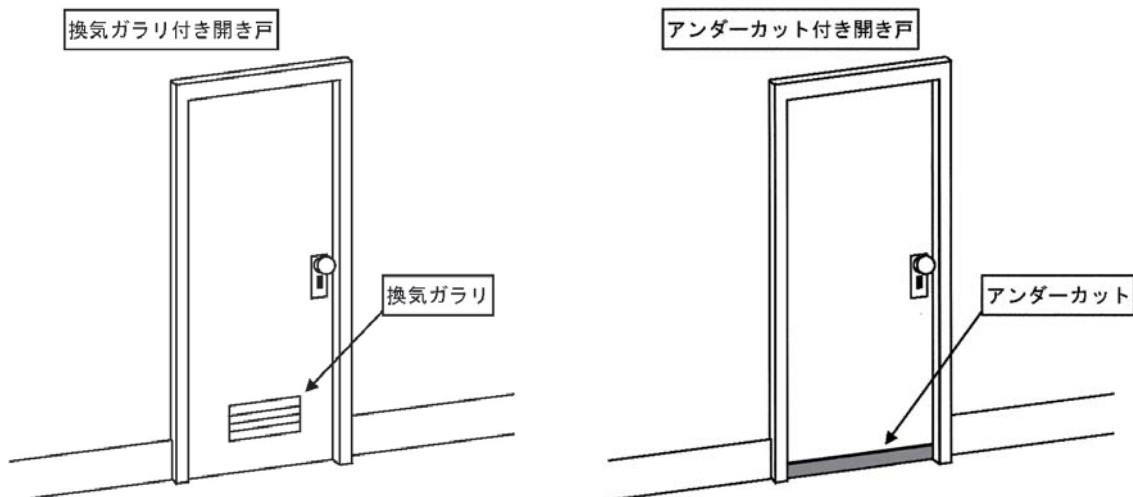
シックハウス関係規定（法第 28 条の 2 第三号）については、増改築部分と既存部分が換気計画上一体として扱われるかどうかによって、既存部分への遡及適用の有無が変わります。個別の計画が換気計画上一体として扱われるかどうかについては、具体的には、増改築部分と既存部分との境界に設けられる建具が「通気が確保される建具」に該当するかどうかによって判断されます。

シックハウス関係規定は平成 15 年 7 月 1 日から施行されたものであるため、それ以前に建てられた住宅の場合は、法第 28 条の 2 第三号の規定について既存不適格となっている可能性があります。特に、機械換気設備の義務付け（いわゆる 24 時間換気システム）に関しては、平成 15 年 6 月 30 日以前に建てられた住宅の場合、現行の技術的基準に適合していないことが想定されるため、注意が必要です。

「通気が確保される建具」としては、建具の四周などに十分な隙間があったり、ガラリなどが設置されているものとして、具体的には以下のようなものが想定されます。

- ・換気ガラリ付き開き戸（ドア）
- ・アンダーカット付き開き戸（ドア）
- ・折れ戸
- ・引き戸
- ・ふすま
- ・障子

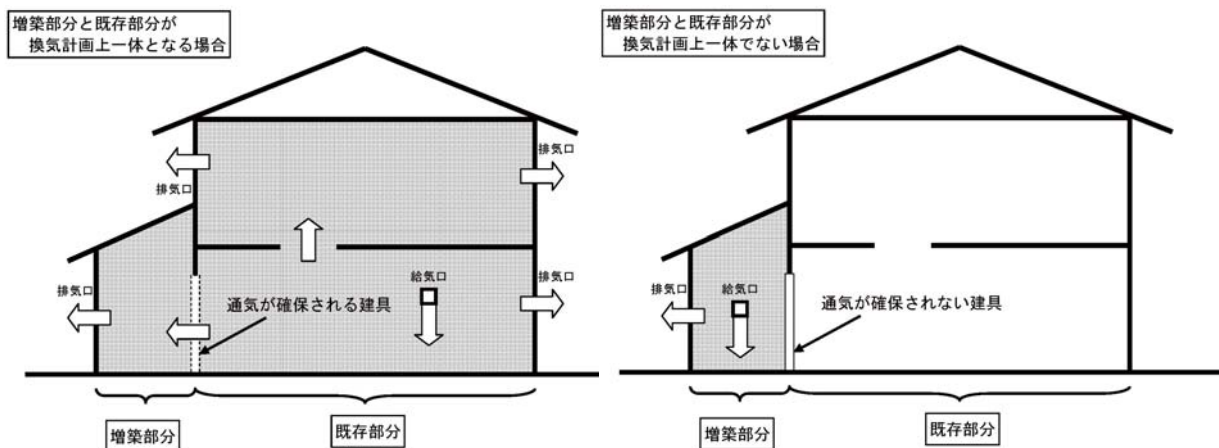
#### ※通気が確保される建具のイメージ図



## ② 既存建築物におけるシックハウス関係規定の適用

増改築部分と既存部分が、換気計画上一体となっているかどうか（具体的には、それぞれの部分の境界に「通気が確保される建具」が用いられているかどうか）によって、以下のとおり、基準の適用関係が変わります。

	換気計画上一体となる場合 (通気が確保される建具が用いられる場合)	換気計画上一体でない場合 (通気が確保される建具が用いられない場合)
増改築部分	シックハウス対策が必要	シックハウス対策が必要
既存部分	シックハウス対策が必要	シックハウス対策が不要



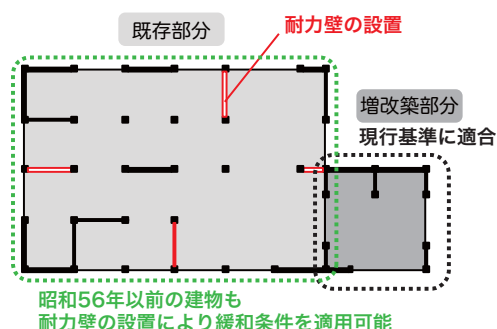
ここでいうシックハウス対策とは、一般的には、換気回数 0.5 [回/h] を確保できる 24 時間換気システムの設置 (令第 20 条の 8) のこととなります。

## 5- (2) 昭和 56 年以前に建てられた木造住宅（在来工法）の増改築について

地震力に対する必要壁量の算出で床面積に乗じる数値が、昭和 56 年の政令改正（新耐震基準のスタート）により増えていますが、昭和 56 年より以前に建てられた住宅でも、令第 42 条、第 43 条、第 46 条に適合すれば、適法に増改築することが可能です。また、改正前後で壁倍率は異なっても、必要壁量を満たすような若干の増設により、適法な増改築が可能となります。

地震に対する必要壁量の変遷（単位：cm/m<sup>2</sup>）

制定または改正	建築物の種類	2階建	
		1階	2階
1950年	屋根および壁の重い建築物	12	16
	屋根の軽い建築物	8	12
1959年	屋根および壁の重い建築物	15	24
	屋根の軽い建築物	12	21
1981年	屋根および壁の重い建築物	15	33
	屋根の軽い建築物	11	29



## 5- (3) 同一敷地内に別の建築物がある場合について

同一敷地内に、別の建築物として建てられている既存の勉強部屋や物置、車庫等については、申請に係る建築物以外の別の建築物として取扱われるため、単体規定への適合を確認するための図書は、必要とされません。

## 5- (4) 桝組壁工法・木質プレハブ工法の既存不適格・四号建築物の増改築について

桝組壁工法（2×4）及び木質プレハブ工法の既存不適格・四号建築物の増改築に際して、ケースⅠA又はケースⅡAを適用する場合、平13国交告第1540号（桝組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件）第一から第十までの規定に適合することを確認することによって、構造耐力上安全であることを確かめたものとみなすことができます。

（注） 桝組壁工法の構造安全性の確認に当たっては、（社）日本ツーバイフォー建築協会発行の最新版の桝組壁工法建築物設計の手引き及び構造計算指針などが参考となります。



## 5- (5) 建築基準法令の規定の主な改正経緯

	対象となる規定		昭和34年 1月1日	昭和34年 12月23日	昭和44年 5月1日	昭和46年 1月1日	昭和56年 6月1日	平成12年 6月1日	平成13年 4月1日	平成15年 7月1日
	法律	政令								
基礎	第20条	第38条				一体の布基礎の義務化／異なる構造方法の基礎の併用禁止	軟弱地盤における無筋コンクリートの基礎の禁止	構造方法の明確化		
柱		第43条		小径寸法の強化						
壁量		第46条		必要壁量強化		風に対する必要壁量の新設	必要壁量強化	釣合いの良い配置方法の明確化		
継手・仕口		第47条				ボルト締の座金の義務化	柱補強の義務化	緊結方法の明確化		
浄化槽	第31条	第32条			構造基準の制定		構造基準の改正		単独処理浄化槽の撤廃	
内装制限	第35条の2	第128条の4				火気使用室				
階段	第36条	第25条						手すりの設置の義務化		
換気設備	第28条の2	第20条の8								シックハウス対応基準の制定
	第36条	第112条	風道の防火カバー要求							
		第129条の2の6				構造基準の制定				
給排水設備	第36条	第129条の2の5	技術基準の制定		区画貫通部への不燃材料要求	飲料水・排水配管の技術基準の制定		飲料水・排水配管の技術基準の改正		



## 資料

### ●既存不適格調書の記入例

- ・ 現況の調査書
- ・ 既存建物平面図及び配置図
- ・ 建築確認申請台帳記載証明書
- ・ 登記事項証明書

### ●添付図書の例

- ・ ケースⅠ Aによる添付図書
- ・ ケースⅠ Cによる添付図書
- ・ ケースⅡ Bによる添付図書

(注) ・ この資料は、既存不適格調書及び添付図書の一例を示したものです。なお、個別の申請内容等により、提出内容が異なる場合もあります。  
・ 本文解説ページに記載の参照図書（例：「→参照：P.66 配置兼1階平面図」など）については、P.49～57に掲載する添付図書の例で取り上げるそれぞれのケースに該当しない場合であっても、図書への明示内容の例として、参照図面として取扱っています。


## 既存不適格調書

平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

様

住所 東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇  
 建築主 氏名 増 築 太 郎 

既存建築物について、適切に建築されていることを調査したので報告します。

確認済証 番 号	<input checked="" type="checkbox"/> 有り (昭和〇〇年△△月△△日 第△△△△△号) <span style="float:right"><input type="checkbox"/>無し</span>
検査済証 番 号	<input type="checkbox"/> 有り ( ) <span style="float:right"><input checked="" type="checkbox"/>無し</span>
建築場所	東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇
既存建築物を 調査した者  氏名・電話番号	(一級)建築士 (大臣)登録 第 〇〇〇〇 号 (一級)建築士事務所 (〇〇)登録 第 〇〇〇〇 号 氏名 改 築 安 子  (電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

## 状況報告事項

- ・ 既存建築物は、昭和52年に建築
- ・ 既存不適格事項については、別添調査書のとおり

## 備考欄

建築主事又は確認検査機関記入欄

## 本調書を構成する図書

1. 現況の調査書 (所定の記入欄への必要事項を記載)
2. 既存建築物の平面図及び配置図 (増改築の履歴がある場合は、当該部分を示す必要があります)
3. 新築又は増改築の時期を示す書類
  - ・ 検査済証
  - ・ 検査済証が無い場合は、確認済証又は確認台帳の記載事項証明(建築確認を行った機関が交付したもの)に加えて、工事の実施を特定できる書類(工事契約書等、登記事項証明書等)
  - ・ 建築確認台帳が災害等により滅失している場合は、建築確認後の工事の実施を特定できる書類
4. 基準時以前の建築基準関係への適合を確かめるための図書等 (法第6条第1項第四号などの小規模建築物については、1.現況の調査書が兼ねます)

## 現 況 の 調 査 書

私 **増築太郎** は、今般下表の「3計画概要」の計画をしていますが、既存建築物の現況を調査しましたので報告いたします。

この調査書に記載の事項は事実と相違ありません。

様

平成〇〇年〇〇月〇〇日

建築主住所 **東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇**

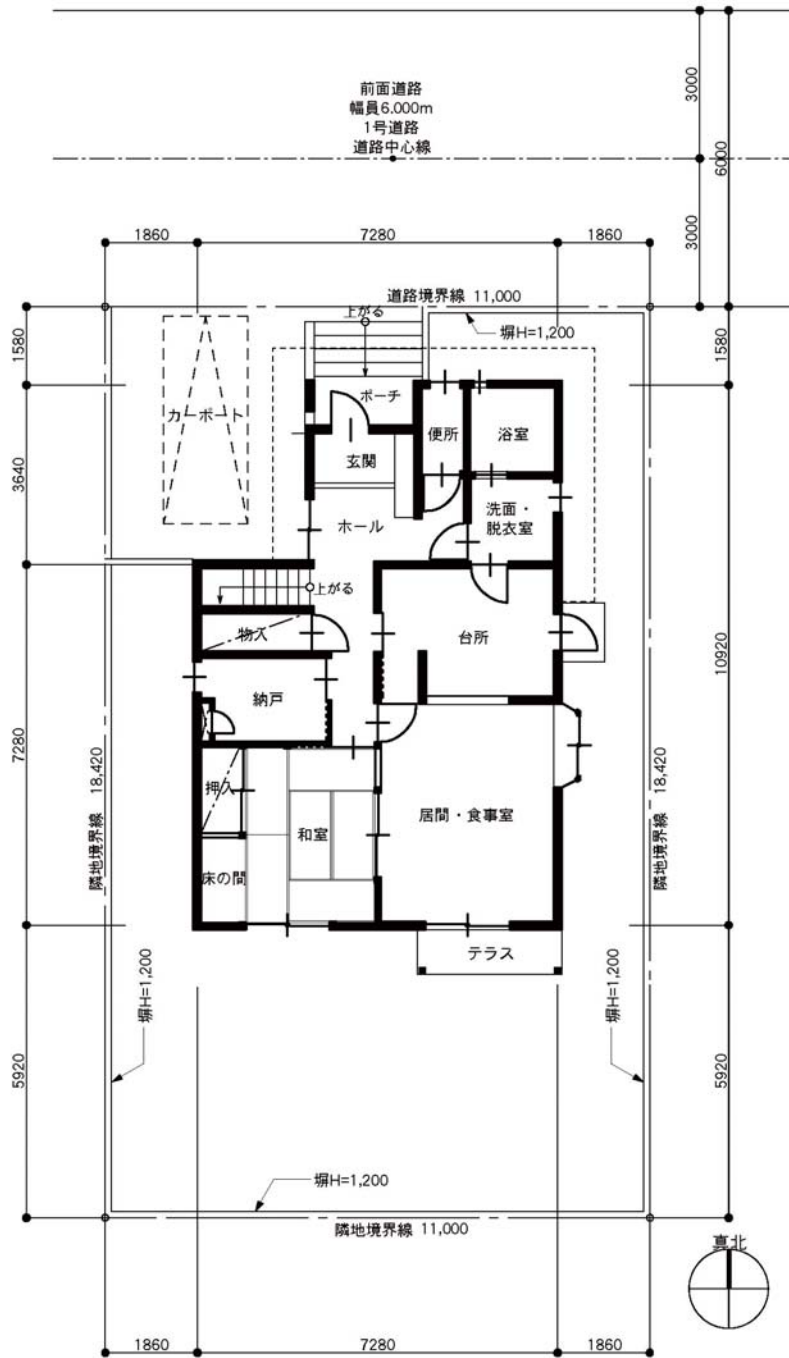
氏名 **増築太郎**



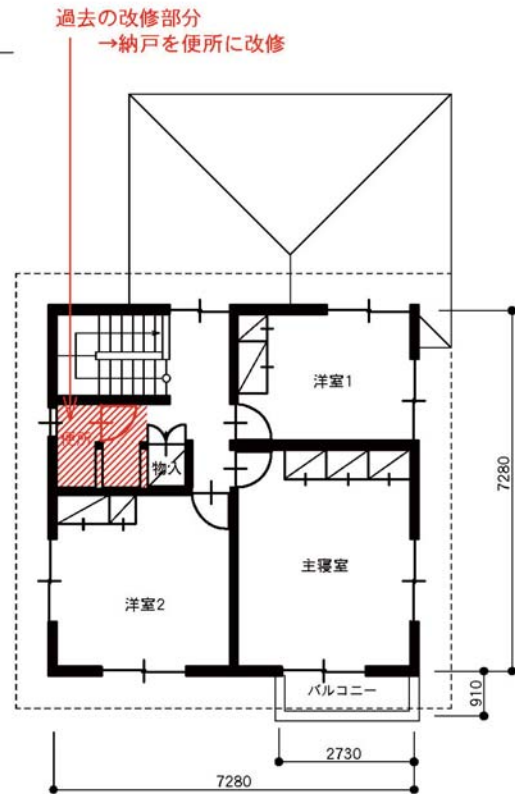
電話番号 **〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

1 代理者	① 氏名	<b>改築安子</b>		
	② 住所	<b>東京都△△市△△町△-△-△</b>		
	③ 電話番号	<b>△△-△△△△-△△△△</b>		
2 調査者	① 資格	<b>(一級)建築士 (大臣)登録 第 〇〇〇〇 号</b>		
	② 氏名	<b>改築安子</b>		
	③ 建築士事務所名	<b>(一級)建築士事務所 (〇〇)知事登録 第 〇〇〇〇 号</b> <b>〇〇△△建築設計事務所</b>		
	④ 所在地	<b>東京都△△市△△町△-△-△</b>		
	⑤ 電話番号	<b>△△-△△△△-△△△△</b>		
3 計画概要	① 敷地位置	<b>東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇</b>		
	② 現況主要用途	<b>専用住宅</b>	③ 予定建築物用途	<b>専用住宅</b>
	④ 工事種別	<input checked="" type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替え <input type="checkbox"/> 用途変更		
	⑤ 予定建築物確認申請予定年月日	平成〇〇年〇〇月確認申請予定		
4 調査結果概要	① 集団規定	<input checked="" type="checkbox"/> 適法 <input type="checkbox"/> 既存不適格 既存不適格条項		
	② 構造耐力関係規定	<input type="checkbox"/> 適法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存不適格 既存不適格条項 <small>法20条に基づく令38条3項に規定する基礎の構造が不適合 (基準時:平成12年)                      法20条に基づく令46条4項に規定する必要壁量が不足 (基準時:昭和56年)                      法20条に基づく令47条に規定する継手又は仕口の構造方法が不適合 (基準時:平成12年)</small>		
	③ 上記以外の規定	<input type="checkbox"/> 適法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存不適格 既存不適格条項 <small>法28条の2に基づく令20条の8に規定する換気設備(24時間換気)が不足 (基準時:平成14年)</small>		
	④ 増改築等の履歴	平成10年に、2階納戸を便所に改修:図示		
	⑤ 既存部分の劣化状況	目視等により調査した結果、構造耐力上支障となるような損傷、腐食その他の劣化の状況は認められません		

■ 既存建築物の平面図及び配置図 S=1/150



■ 1階平面図 S=1/150



■ 2階平面図 S=1/150

■ 建築物概要

敷地概要		敷地面積	202.62㎡
都市計画区域		都市化区域	
用途地域		第1種低層住居専用地域	
防火地域		準防火地域	
指定建蔽率		50%	
指定容積率		100%	
高さ制限		10m	
高度地区		第1種高度地区	
日影規制		4時間、2.5時間、1.5m	
道路		前面道路幅員6.000m、接道長さ11.000m	
建築物概要		建物用途	一戸建ての住宅
		構造	木造
		階数	2階建て
		建築面積	71.20 ㎡
		床面積	
		1階床面積	69.22 ㎡
		2階床面積	52.99 ㎡
		延床面積	122.21 ㎡



- 確認台帳の記載事項証明書の例  
(確認済証(確認通知書)を紛失等した場合の添付書類の一例)

### 建築確認申請台帳記載証明書

建築確認申請 受付年月日・番号	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 第 〇〇〇〇〇 号
建築確認申請 確認年月日・番号	昭和〇〇年△△月△△日 第 △△△△△ 号

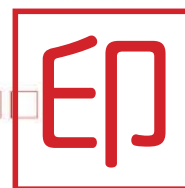
敷地の地名地番	東京都〇〇市〇〇町△-△		
建築主	住所	東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
	氏名	増築太郎	
主要用途	専用住宅		
工事種別・主たる建築物の構造	木造	地上 2	階建 地下 0
敷地面積	202.62 m <sup>2</sup>		
建築面積・延べ面積	73.69 m <sup>2</sup>	・延べ	122.21 m <sup>2</sup>
検査済証交付年月日	-		

上記のとおり建築確認申請台帳に記載してある事項と相違ないことを証明します。

第 〇〇〇〇〇 号

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇市長 〇〇 〇〇



注 この証明は、建築確認がなされた事項を証明しているもので、建築の現況等を証明しているものではありません。

■ 登記事項証明書・・・全部事項証明書（建物）

全部事項証明書 (建物)

県 市 丁目

【表題部】 (主たる建物の表示)		調製 平成 年 月 日	所在図番号	余白
【不動産番号】				
【所在】	市 丁目 番地	余白		
【家屋番号】	番	余白		
【①種類】	【②構造】	【③床面積】	㎡	【登記の日付】
居室	木造瓦葺2階建	1階 2階	〇〇.〇〇 〇〇.〇〇	昭和 年 月 日新築 余白
余白	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成 年 月 日

【権利部 (甲区)】 (所有権に関する事項)

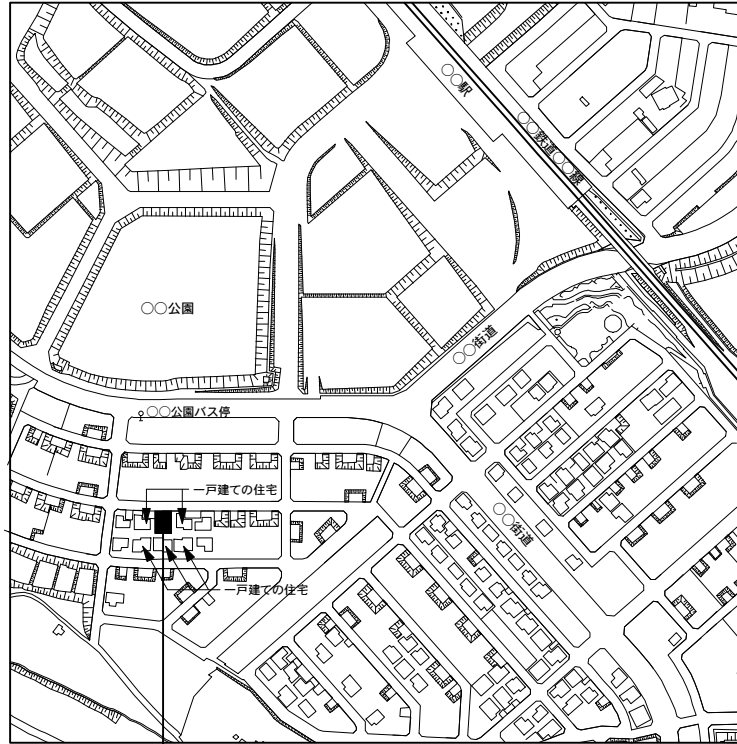
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権保存	昭和 年 月 日 第 号	余白	所有者 市 丁目 番 号 順位1番の登記を移記
余白	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成 年 月 日

整理番号 ( )

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

A4版

■ 付近見取図 S=1/5000



■ 計画概要

工事名称	増築部増築工事			
建築主	住所	東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇		
	氏名	増築太郎		
敷地概要	地名地番	東京都〇〇市〇〇町△-△		
	住居表示	東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇		
	敷地面積	202.62㎡		
	都市計画区域	市街化区域		
	用途地域	第1種低層住居専用地域		
	防火地域	準防火地域		
	指定建蔽率	50%		
	指定容積率	100%		
	高さ制限	10m		
	高度地区	第1種高度地区		
日影規制	4時間、2.5時間、1.5m			
道路	前面道路幅員6.000m、接道長さ11.000m			
建築概要	建物用途	一戸建ての住宅		
	工事の種類	増築工事		
	構造	木造		
	階数	2階建て		
	地盤面	B M+0.347 m		
	最高高さ	8.003 m		
	軒高さ	6.393 m		
	建築面積	85.10 m <sup>2</sup> (増築による増加分: 13.90 m <sup>2</sup> )		
	床面積	1階床面積	83.12 m <sup>2</sup> (増築による増加分: 13.90 m <sup>2</sup> )	
		2階床面積	52.99 m <sup>2</sup>	
延べ面積		136.11 m <sup>2</sup> (増築による増加分: 13.90 m <sup>2</sup> )		

■ 室内仕上げ表

階	室名	床			巾木			壁			回縁	天井			備考
		仕上	記号	厚	仕上	H	厚	仕上	記号	厚		仕上	記号	厚	
1階 増築部	和室 (特定寝室)	本畳敷き	F2		畳寄			じゅらく塗	W2	8	木製回縁	化粧石こうボード	C2	9.5	障子
		構造用合板 特類	F6	12				ラスボード	W6	7.5		化粧石こうボード	C2	9.5	
	押入	合板1類	F5	15	雑巾指			合板1類	W4	9.5	木製回縁	合板1類	C3	9.5	
		構造用合板 特類	F6	12											
床の間		うすべり敷き	F2	3	畳寄			じゅらく塗	W2	8	木製回縁	化粧石こうボード	C2	9.5	
		構造用合板 特類	F6	12											

■ 外部仕上げ表

部位	下地・仕上	備考
基礎	鉄筋コンクリート造布基礎	
外壁	モルタル厚25の上リシン吹付け	
軒裏	繊維混入ケイ酸カルシウム板 厚11mm	防火時間30分 (認定番号: QF030RS-〇〇〇〇)
外部開口部	アルミ製ドア、アルミ製サッシュ	防火設備(住宅防火戸) (認定番号: EB-〇〇〇〇,△△△△,□□□□,●●●●)
	網入フロート板ガラス厚6.8mm	
屋根	野地板: 構造用合板 特類 厚12mm	
	アスファルトルーフィング940 カラー亜鉛鍍板 厚0.3 瓦棒葺	

■ 設備概要

・住宅用防災機器

種類	設置場所	種別	検定番号等
住宅用防災機器	和室	光電式煙感知器	鑑ケ第〇〜〇号

・ホルムアルデヒドに関する使用建築材料表 (増築部分)

記号	建築材料	ホルムアルデヒド 発散等級区分	備考
F2	本畳敷き・うすべり敷き	規制対象外	
C2	化粧石こうボード	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
W2	じゅらく塗	規制対象外	
引違換戸	ふすま紙	規制対象外 (F☆☆☆☆)	接着剤: 規制対象外

・ホルムアルデヒドに関する天井裏等の使用建築材料表 (増築部分)

記号	建築材料	ホルムアルデヒド 発散等級区分	備考
押入 (F5・W4・C3)	合板1類	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
F6	構造用合板 特類	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
W6	ラスボード	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
野地板	構造用合板 特類	規制対象外 (F☆☆☆☆)	

・ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするための構造 (建物全体)

種類	機械換気設備 (第三種換気)
換気回数	0.56回/h (下表による)
居室出入口の通気措置	ふすま、ドアのアンダーカット1cm、引戸、換気ガラリ
機械換気最終設置場所	便所 (1階、2階)

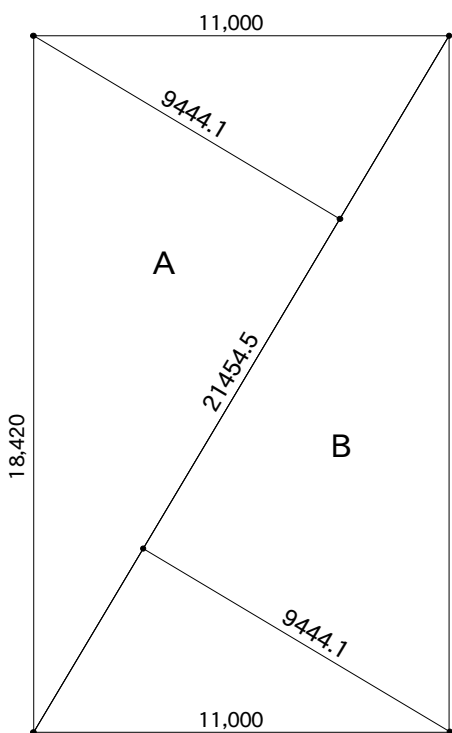
・ホルムアルデヒドに関する天井裏等の措置 (増築部分)

天井裏等	室名	和室
1階天井裏		規制対象外材料使用
1階床裏		規制対象外材料使用
外壁		規制対象外材料使用
間仕切壁		規制対象外材料使用

・居室毎の機械換気設備 ※換気経路ではない納戸、押入は対象外

室名	床面積 m <sup>2</sup>	平均天井高 h	気積 m <sup>3</sup>	必要有効 換気量(A) m <sup>3</sup> /h	換気種別	給気機による 給気量(A) m <sup>3</sup> /h	排気機による 排気量(B) m <sup>3</sup> /h	換気回数 n
1F 玄関	2.485	2.580	6.412	283.96×0.5	第3種換気設備 (給気口及び 排気機)		80	0.56 > 0.5
1F 階段	2.070	2.175	4.503					
1F ホール、廊下 便所、台所 居間、食事室	49.516	2.400	118.838					
1F 和室、床の間	12.085	2.400	29.004					
2F 廊下、階段 便所 主寝室、洋室1,2	52.168	2.400	125.203					
合計			283.96	141.980		160		

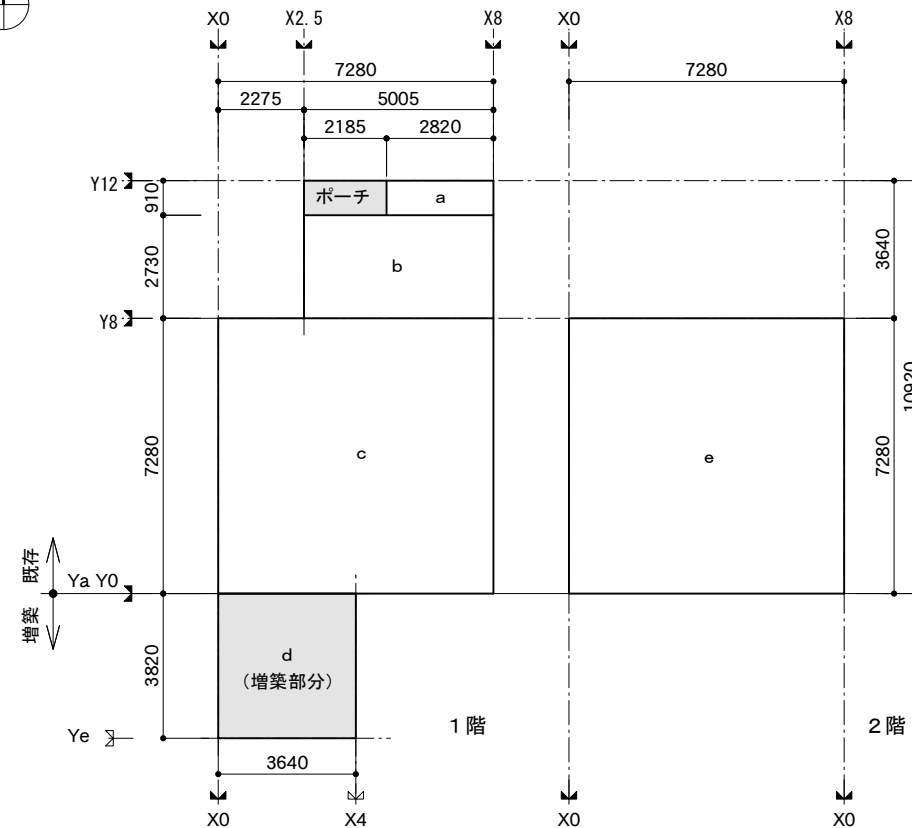
■ 敷地面積求積図 S=1/200



■ 敷地面積表

符号	底辺	高さ	倍面積
A	21.4545	9.4441	202.6184
B	21.4545	9.4441	202.6184
倍面積合計			405.2368
合計面積			202.6184
地積			202.62 m <sup>2</sup>

■ 求積図 S=1/200



■ 面積表

階	符号	縦 横		面積	
		縦	横		
1階	既存	a	0.91	2.82	2.566
		b	2.73	5.005	13.663
	増築	c	7.28	7.28	52.998
		d	3.82	3.64	13.904
既存1階床面積				69.22	
増築床面積				13.90	
1階床面積				83.12 m <sup>2</sup>	
2階	既存	e	7.28	7.28	52.998
		既存2階床面積			52.99
	延べ面積				136.11 m <sup>2</sup>

階	符号	縦 横		面積
		縦	横	
1階	ポーチ	0.91	2.185	1.9883
		ポーチ面積: α		
面 積	1階床面積 = 既存1階床面積 + 増築床面積 = 69.22 m <sup>2</sup> + 13.90 m <sup>2</sup> = 83.12 m <sup>2</sup>			
	2階床面積 = 既存2階床面積 = 52.99 m <sup>2</sup> = 52.99 m <sup>2</sup>			
	延べ面積 (=容積対象面積) = 1階床面積 + 2階床面積 = 136.11 m <sup>2</sup>			
	建築面積 = 既存1階床面積 + α + 増築床面積 = 69.22 m <sup>2</sup> + 1.98 m <sup>2</sup> + 13.90 m <sup>2</sup> = 85.10 m <sup>2</sup>			

■ 設計方針 ・「木造住宅等の増改築における建築確認申請の手引き」ケースI Aを適用  
 ・既存部分の基礎は無筋コンクリート造のまま既存不適格とし、法86条の7に基づく緩和規定を適用する  
 ・既存部分の構造上主要な部分である継手・仕口を使用している金物は既存不適格とし、法86条の7に基づく緩和規定を適用する  
 ・増築後の建物全体の必要換気量を算出し、令20条の8に規定する換気設備(24時間換気)を設置する (既存部分は建築後5年以上経過のため、使用材料は規制対象外と判断)

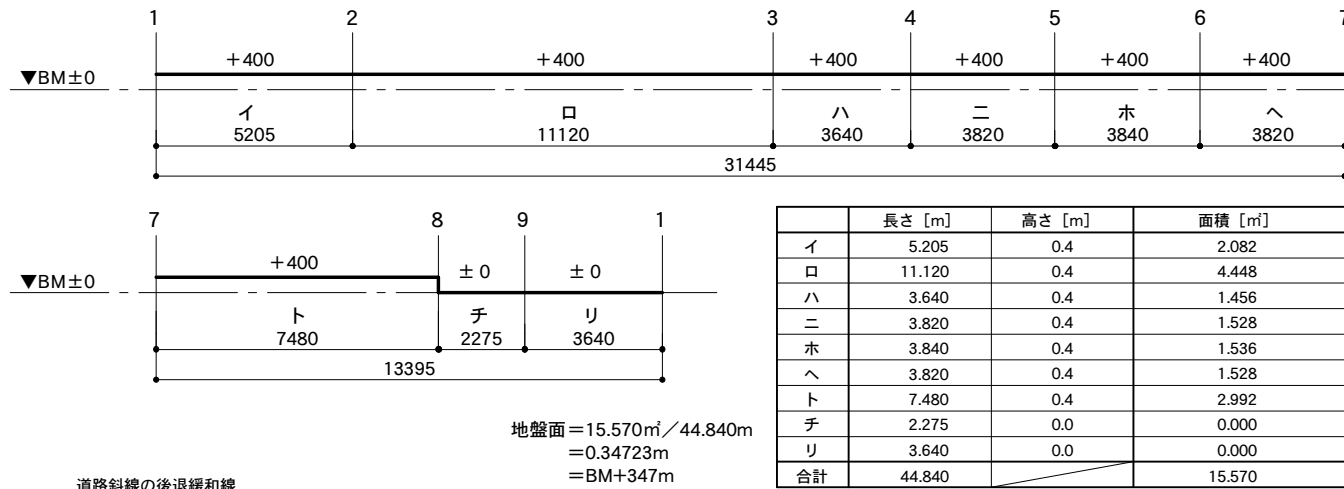
一級建築士事務所 ○○○△建築設計事務所  
 一級建築士事務所〇〇知事登録〇〇〇〇  
 一級建築士〇〇〇〇大臣登録第〇〇〇〇〇〇〇〇号  
 改築

工事名称 増築部増築工事  
 図面名称 付近見取図、計画概要  
 敷地面積、増築面積、仕上げ表、設備概要

日付 01  
 図番 01



■ 地盤面算定表 S=1/200



**凡例**

- 住宅用防災機器(煙感感知器)
- 換気扇 (令20条の8による換気設備)
- 給気口100φFD付
- ドアの7ヶ-カット等 (通気措置)
- 防火設備(サッシ+網入りフロート板ガラス16.8)
- 給湯器

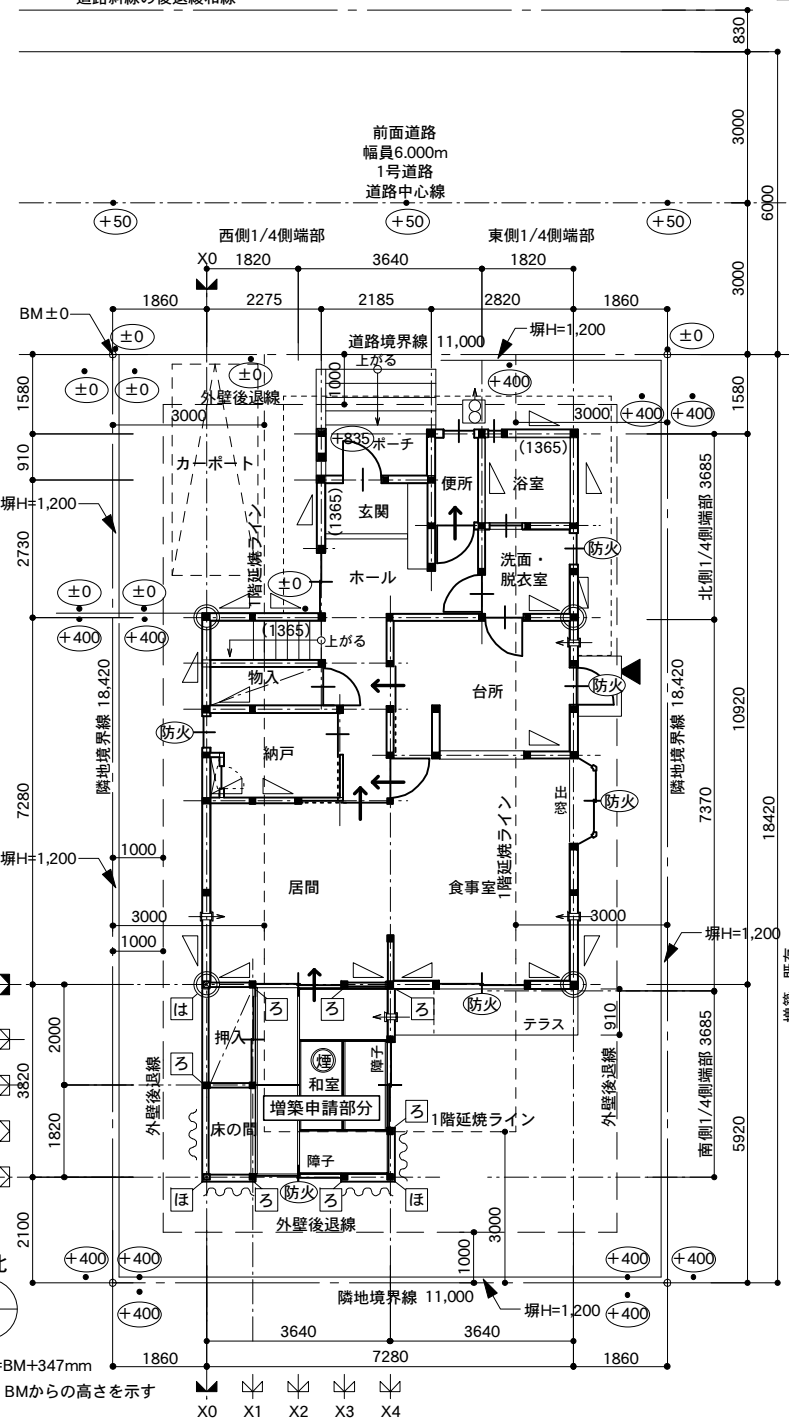
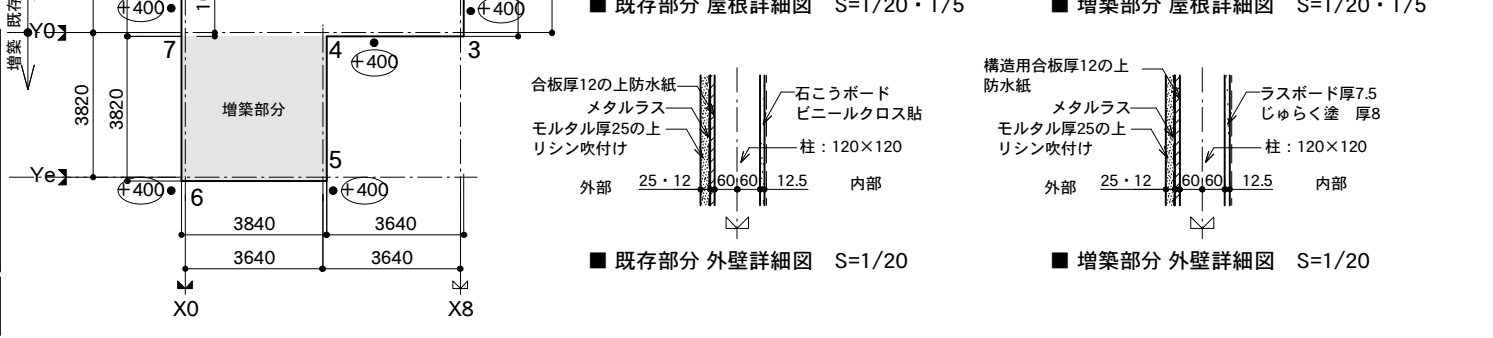
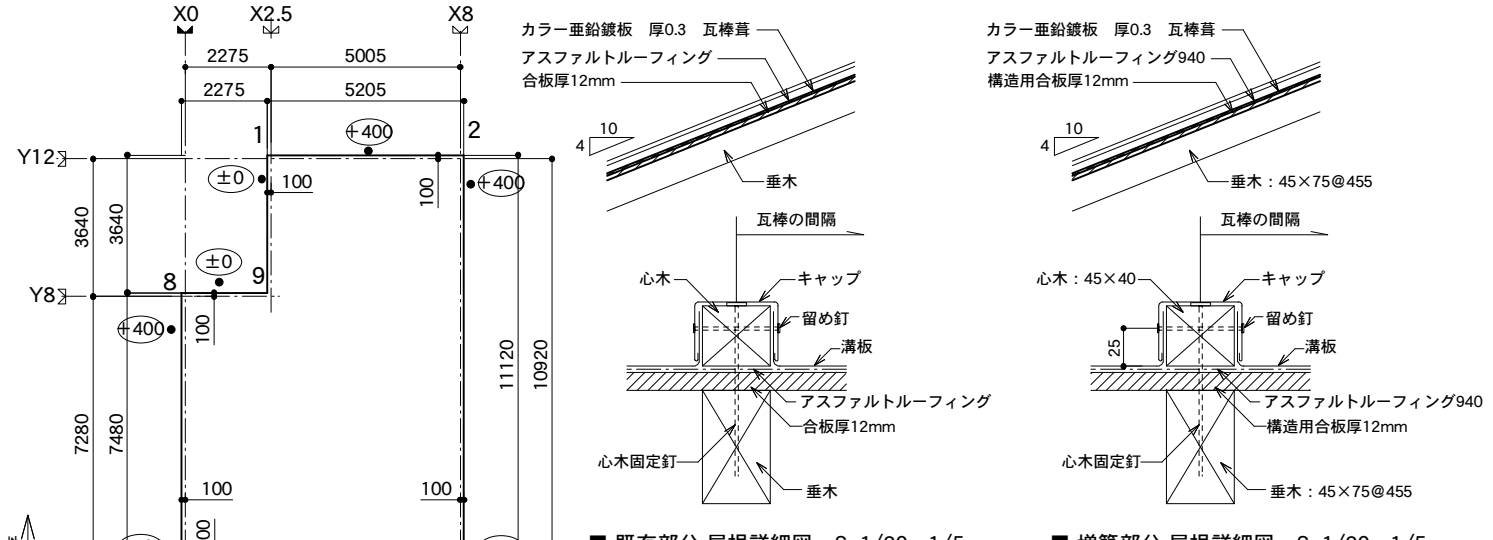
**柱・筋かいの部材リスト**

- 柱: 120×120
- 横架材間の垂直距離: 2800(最長)
- 柱の小径の判定:  $2800 \times 1/30 = 93.33 < 120 - O.K$
- 有効細長比の判定:  $2800 \div 120 = 23.33 < 43.3 - O.K$
- 通し柱
- 筋かい: 片方向筋かい 45×90

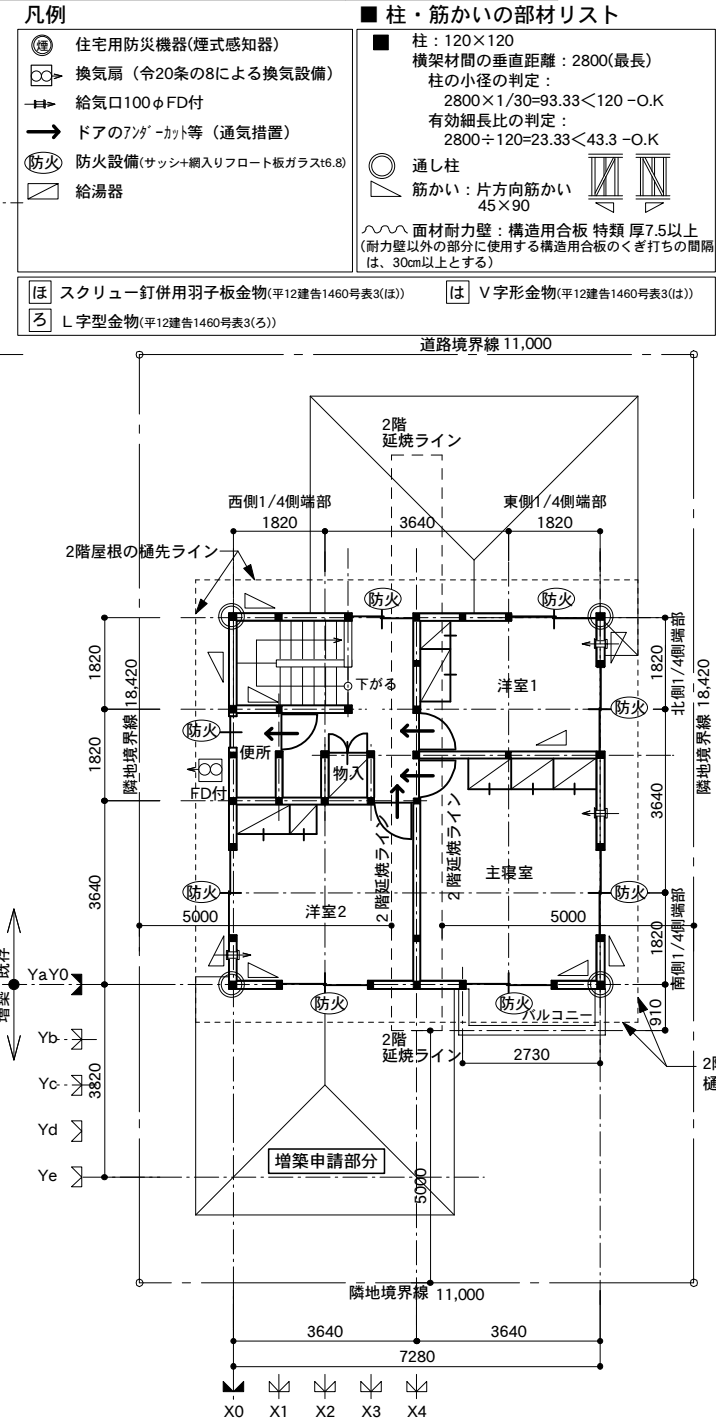
面材耐力壁: 構造用合板 特厚 7.5以上 (耐力壁以外の部分に使用する構造用合板のくぎ打ちの間隔は、30cm以上とする)

は スクリュー釘併用羽子板金物(平12建告1460号表3(は))

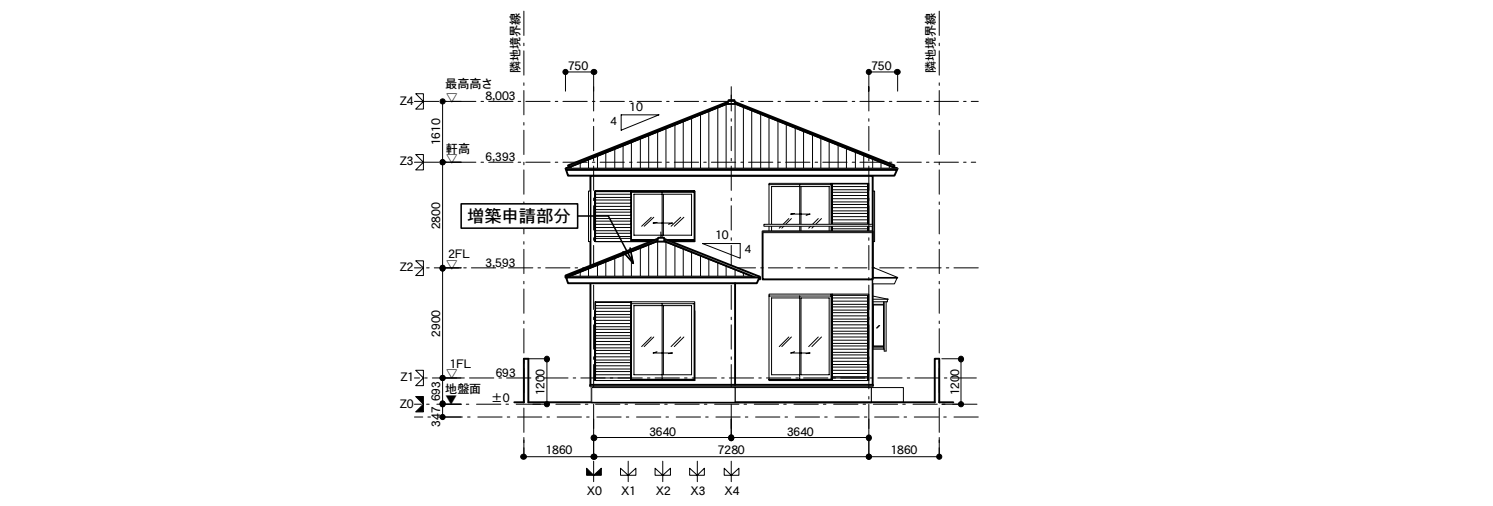
ろ L字型金物(平12建告1460号表3(ろ))



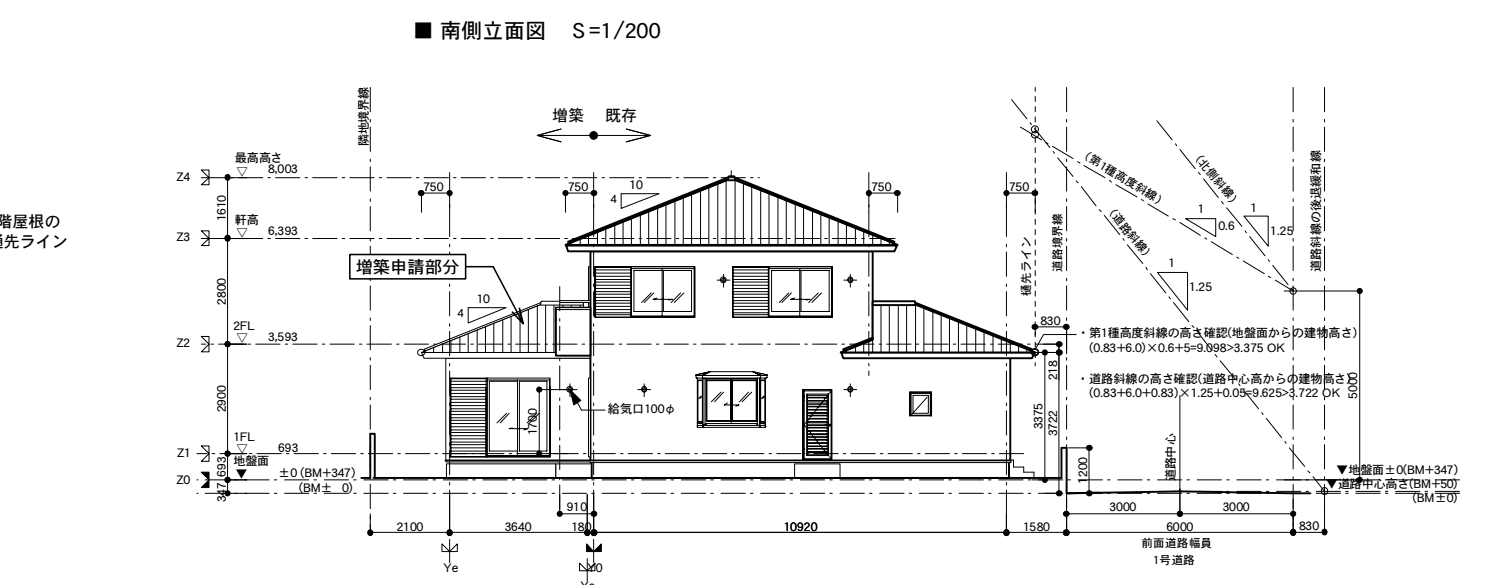
■ 配置兼1階平面図 S=1/150



■ 2階平面図 S=1/150



■ 南側立面図 S=1/200



■ 東側立面図 S=1/200

ケース1A

一級建築士事務所 ○○△△建築設計事務所	工事名称 増築部増築工事	日付
一級建築士事務所〇〇知事登録〇〇〇〇号 一級建築士〇〇〇〇大臣登録第〇〇〇〇〇〇号	図面名称 地盤面算定表、平面図兼配置図 立面図、断面図、詳細図	縮尺 図番
改築 安	02	50

■ チェックリスト

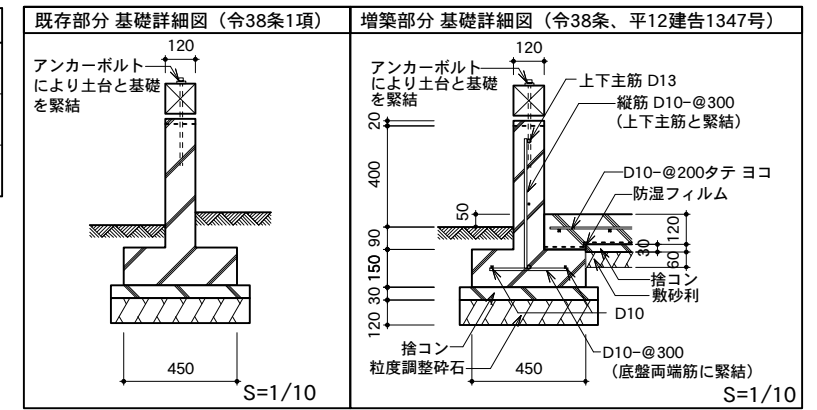
適用範囲		仕様規定	内 容	チェック	
既存部分	増築部分				
○	○	耐久性等関係規定	令37条：構造部材の耐久	構造耐力上主要な部分の防腐若しくは摩損防止の措置	<input type="checkbox"/> 腐朽等しにくい材料 <input type="checkbox"/> 防腐等措置
			令38条1項：基礎の種類	基礎の種類	<input type="checkbox"/> 布基礎 <input type="checkbox"/> べた基礎 <input type="checkbox"/> その他( )
			令38条5項：基礎ぐい	基礎ぐいの打撃力その他外力に対する構造耐力上の安全性	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当(□安全性有り □その他)
			令38条6項：木ぐい	常水面に対する木ぐいの高さ	<input type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当(□常水面下 □その他)
			令39条1項：屋根ふき材等の緊結	屋根ふき材等が脱落しないための措置	屋根詳細図・外壁詳細図に示す
			令41条：木材	構造耐力上主要な部分に使用する木材の耐力上の欠点	<input type="checkbox"/> 欠点無し
			令49条1項：外壁内部等の防腐措置等	軸組が腐りやすい構造である部分の地下への防水紙等の使用	<input type="checkbox"/> 防水紙使用 <input type="checkbox"/> その他( )
			令49条2項：同上	柱、筋かい及び土台の地面から1m以内の部分の防腐・防蟻措置等	<input type="checkbox"/> 防腐等措置 <input type="checkbox"/> 腐朽等しにくい材料
			令38条2・3項：基礎の構造方法	異種構造の併用禁止・平12年建告第1347号の構造方法による基礎	基礎詳細図に示す
			令39条2項：屋根ふき材等の構造	昭46年建告第109号の構造方法による屋根ふき材等の緊結	屋根詳細図・外壁詳細図に示す
○	○	その他の仕様規定	令42条：土台及び基礎	最下階の柱と土台又は基礎との緊結	基礎詳細図に示す
			令43条：柱の小径	軸組の小径、横架材間の垂直距離に対する割合、隅柱の措置、柱の細長比	柱の部材リスト・平面図に示す
			令44条：はり等の横架材	はり等の横架材の中央部附近の下側への耐力上支障のある欠込み	<input type="checkbox"/> 欠込み無し
			令45条1・2項：筋かいの材料	引張り力及び圧縮力を負担する筋かいの材料と寸法	筋かいの部材リストに示す
			令45条3項：筋かい端部の緊結	筋かい端部の、柱と横架材との仕口に接近した部分での緊結	<input type="checkbox"/> 金物で緊結 <input type="checkbox"/> その他( )
			令45条4項：筋かいの補強	筋かいをたすき掛けるためにやむを得ず欠込みをする場合の補強措置	<input type="checkbox"/> 欠込み無し <input type="checkbox"/> 補強有り
			令46条1・4項：構造耐力上主要な軸組	壁又は筋かいを入れた軸組の釣り合いよい配置、必要壁量の設置	壁量と壁配置のチェック・平面図に示す
			令46条3項：火打材・振れ止め	床組及び小屋ばり組の隅角の火打材の使用、小屋組の振れ止めの措置	<input type="checkbox"/> 火打材使用 <input type="checkbox"/> 振れ止め有り <input type="checkbox"/> その他(合板)
			令47条：継手又は仕口	平12年建告第1460号の構造方法による継手又は仕口	継手仕口の金物リスト・平面図に示す

■ 継手仕口金物リスト(令47条)

位置	金物の仕様	記号	備考
出隅の柱	V字型金物	は	平12建告1460号第二号表3(は)の方法による接合
	スクリュー-釘併用羽子板金物	ほ	平12建告1460号第二号表3(ほ)の方法による接合
その他の柱	L字型金物	ろ	平12建告1460号第二号表3(ろ)の方法による接合

軸組の種類と柱の配置に応じ、平12建告第1460号の表より選定

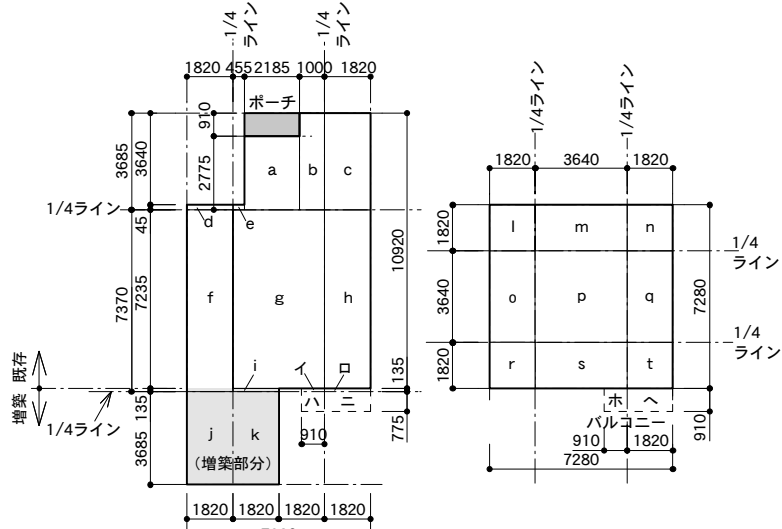
■ 基礎土台詳細図



地耐力：目視等により調査した結果、既存部分の地盤の沈下、基礎の亀裂等が生じていないことから、地耐力30kN/m以上と判断する

耐力壁の仕様と壁倍率

耐力壁	筋かいの種類	仕様	記号	倍率	備考
耐力壁	筋かい	片方向筋かい 45×90	△	2.0	令46条4項表1(4)の軸組
	面材耐力壁	構造用合板特類 厚7.5以上	〰	2.5	昭56建告1100号別表第1(1)の軸組



■ 壁量計算用面積表

	縦	横	面積
a	2.775	2.185	6.063
b	3.685	1.000	3.685
c	3.685	1.820	6.707
d	0.045	1.820	0.082
e	0.045	0.455	0.020
f	7.370	1.820	13.413
g	7.235	3.640	26.335
h	7.235	1.820	13.168
i	0.135	1.820	0.246
j	3.685	1.820	6.707
k	3.685	1.820	6.707
l	1.820	1.820	3.312
m	1.820	3.640	6.625
n	1.820	1.820	3.312
o	3.640	1.820	6.625
p	3.640	3.640	13.250
q	3.640	1.820	6.625
r	1.820	1.820	3.312
s	1.820	3.640	6.625
t	1.820	1.820	3.312
イ	0.135	0.910	0.123
ロ	0.135	1.820	0.246
ハ	0.775	0.910	0.705
ニ	0.775	1.820	1.411
ホ	0.910	0.910	0.828
ヘ	0.910	1.820	1.656

■ 1階壁量計算用面積図 S=1/300

■ 2階壁量計算用面積図 S=1/300

2階壁量計算用床面積	2階床面積=	52.99㎡
1階壁量計算用床面積	1階床面積=	83.12㎡

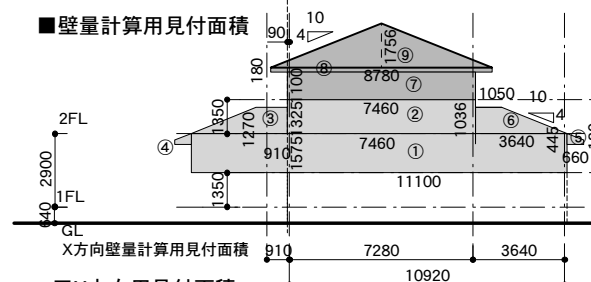
1階北側1/4側端部	a+b+c+d+e=	16.56
1階南側1/4側端部	j+k=	13.42

2階北側1/4側端部	l+m+n=	13.25
2階南側1/4側端部	r+s+t=	13.25

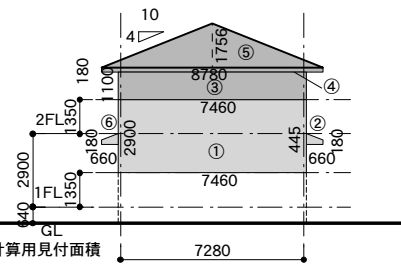
1階西側1/4側端部	d+f+j=	20.21
1階東側1/4側端部	c+h=	19.88

2階西側1/4側端部	l+o+r=	13.25
2階東側1/4側端部	n+q+t=	13.25

■ 壁量計算用見付面積



■ Y方向用見付面積



階	X方向用見付面積		
	①	②	③
1階	①	1.575×11.1	17.48
	②	1.325×7.46	9.88
	③	(3.64+1.050) × 1.036/2	2.42
	④	(0.18+0.445) × 0.66/2	0.20
	⑤	(0.18+0.445) × 0.66/2	0.20
	⑥	(3.64+1.050) × 1.036/2	2.42
	⑦	1.1 × 7.46	8.20
	⑧	0.18 × 8.78	1.58
	⑨	8.78 × 1.756/2	7.70
	合計	50.08	
2階	⑦	1.1 × 7.46	8.20
	⑧	0.18 × 8.78	1.58
	⑨	8.78 × 1.756/2	7.70
	合計	17.48	

階	Y方向用見付面積		
	①	②	③
1階	①	2.9 × 7.46	21.63
	②	(0.18+0.445) × 0.66/2	0.20
	③	1.1 × 7.46	8.20
	④	0.18 × 8.78	1.58
	⑤	8.78 × 1.756/2	7.70
		合計	39.51
2階	③	1.1 × 7.46	8.20
	④	0.18 × 8.78	1.58
	⑤	8.78 × 1.756/2	7.70
	合計	17.48	

■ 壁量と壁配置のチェック (令46条)

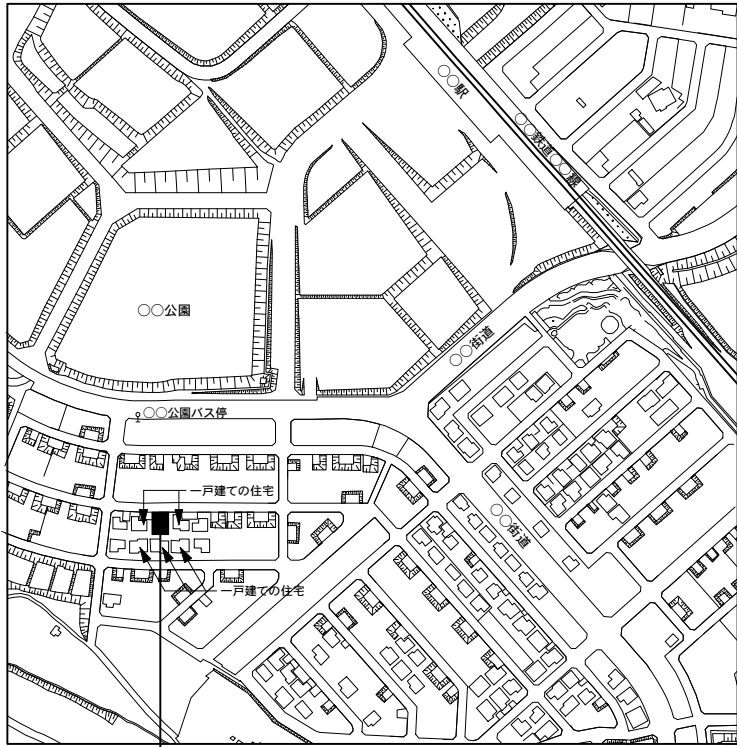
建物全体

①方向・階	②ゾーン	耐力壁の存在壁量の計算			建築基準法の地震に関する必要壁量の計算とバランスよい壁配置のチェック				建築基準法の風に関する必要壁量の計算			建築基準法の壁量のチェック						
		③耐力壁の種類	④壁倍率	⑤壁の実長(cm)	⑥=④×⑤存在壁量(cm)	⑦床面積(m <sup>2</sup> )	⑧床面積に要する数値(cm/m <sup>2</sup> )	⑨=⑦×⑧建築基準法の地震に関する必要壁量(cm)	⑩=⑥/⑨存在壁量の必要壁量に対する比	⑪壁量充足率によるバランスよい壁配置の判定	⑫壁率比	⑬壁率比によるバランスよい壁配置の判定	⑭見付面積(m <sup>2</sup> )	⑮見付面積に要する数値(cm/m <sup>2</sup> )	⑯=⑭×⑮建築基準法の風に関する必要壁量(cm)	⑰必要壁量	⑱=⑯/⑰存在壁量	⑲判定
X軸方向2階	北側1/4	片方向筋かい	2.00	182.00	364.00	13.25	15	198.75	1.83	適	(1.00)	(適)	17.48	50	874.00	874.00	1092.00	適
		構造用合板	2.50	0.00	0.00													
	計			364.00														
	中央	片方向筋かい	2.00	182.00	364.00	26.49	15	198.75	1.83									
		構造用合板	2.50	0.00	0.00													
	計			364.00														
南側1/4	片方向筋かい	2.00	182.00	364.00	13.25	15	198.75	1.83										
	構造用合板	2.50	0.00	0.00														
計			364.00															
合計				1092.00	52.99	15	794.85	1.37	適	(壁量適)								
X軸方向1階	北側1/4	片方向筋かい	2.00	455.00	910.00	16.56	29	480.24	1.89	適	(0.83)	(適)	50.08	50	2504.00	2504.00	2821.00	適
		構造用合板	2.50	0.00	0.00													
	計			910.00														
	中央	片方向筋かい	2.00	728.00	1456.00	53.14	15	201.30	2.26									
		構造用合板	2.50	0.00	0.00													
	計			1456.00														
南側1/4	片方向筋かい	2.00	0.00	0.00	13.42	15	201.30	2.26										
	構造用合板	2.50	182.00	455.00														
計			455.00															
合計				2821.00	83.12	29	2410.48	1.17	適	(壁量適)								
Y軸方向2階	西側1/4	片方向筋かい	2.00	273.00	546.00	13.25	15	198.75	2.74	適	(0.66)	(適)	17.48	50	874.00	874.00	910.00	適
		構造用合板	2.50	0.00	0.00													
	計			546.00														
	中央	片方向筋かい	2.00	0.00	0.00	26.49	15	198.75	1.83									
		構造用合板	2.50	0.00	0.00													
	計			0.00														
東側1/4	片方向筋かい	2.00	182.00	364.00	13.25	15	198.75	1.83										
	構造用合板	2.50	0.00	0.00														
計			364.00															
合計				910.00	52.99	15	794.85	1.14	適	(壁量適)								
Y軸方向1階	西側1/4	片方向筋かい	2.00	364.00	728.00	20.21	29	586.09	2.01	適	(0.94)	(適)	39.51	50	1975.50	2410.48	2775.50	適
		構造用合板	2.50	182.00	455.00													
	計			1183.00														
	中央	片方向筋かい	2.00	136.50	273.00	43.03	15	227.50	2.73									
		構造用合板	2.50	91.00	227.50													
	計			500.50														
東側1/4	片方向筋かい	2.00	546.00	1092.00	19.88	29	576.52	1.89										
	構造用合板	2.50	0.00	0.00														
計			1092.00															
合計				2775.50	83.12	29	2410.48	1.15	適	(壁量適)								

ケースIA



■ 付近見取図 S=1/5000



■ 計画概要

工事名称	増築部増築工事			
建築主	住所	東京都〇〇市〇〇町〇-〇		
	氏名	増築太郎		
敷地概要	地名地番	東京都〇〇市〇〇町△-△		
	住居表示	東京都〇〇市〇〇町〇-〇		
	敷地面積	202.62㎡		
	都市計画区域	市街化区域		
	用途地域	第1種低層住居専用地域		
	防火地域	準防火地域		
	指定建蔽率	50%		
	指定容積率	100%		
	高さ制限	10m		
	高度地区	第1種高度地区		
日影規制	4時間、2.5時間、1.5m			
道路	前面道路幅員6.000m、接道長さ11.000m			
建築概要	建物用途	一戸建ての住宅		
	工事の種類	増築工事		
	構造	木造		
	階数	2階建て		
	地盤面	BM+0.347 m		
	最高高さ	8.003 m		
	軒高さ	6.393 m		
	建築面積	85.10 ㎡ (増築による増加分: 13.90 ㎡)		
	床面積	1階床面積	83.12 ㎡ (増築による増加分: 13.90 ㎡)	
		2階床面積	52.99 ㎡	
延べ面積		136.11 ㎡ (増築による増加分: 13.90 ㎡)		

■ 室内仕上げ表

階	室名	床			巾木			壁			天井	備考			
		仕上	記号	厚	仕上	H	厚	仕上	記号	厚					
1階 増築部	和室 (特定寝室)	本量敷き	F2		畳			じゅらく塗	W2	8	木製回縁	化粧石こうボード	C2	9.5	障子
		構造用合板 特類	F6	12				ラスボード	W6	7.5		合板1類	C3	9.5	
	押入	合板1類	F5	15	雑巾摺			合板1類	W4	9.5	木製回縁	合板1類	C3	9.5	
床の間	構造用合板 特類	F6	12	畳						じゅらく塗	W2	8	木製回縁	化粧石こうボード	C2
	うすべり敷き	F2	3		構造用合板 特類	F6	12								

■ 外部仕上げ表

部位	下地・仕上	備考
基礎	鉄筋コンクリート造布基礎	
外壁	モルタル厚25の上リシン吹付け	
軒裏	繊維混入ケイ酸カルシウム板 厚11mm	防火時間30分 (認定番号: QF030RS-〇〇〇〇)
外部開口部	アルミ製ドア、アルミ製サッシュ	防火設備(住宅防火戸) (認定番号: EB-〇〇〇〇,△△△△,□□□□,●●●●)
	網入フロート板ガラス厚6.8mm	
屋根	野地板: 構造用合板 特類 厚12mm	
	アスファルトルーフィング940	
	カラー垂鉛鍍板 厚0.3 瓦葺	

■ 設備概要

・住宅用防災機器

種類	設置場所	種別	検定番号等
住宅用防災機器	和室	光電式煙感知器	鑑ケ第〇-〇号

・ホルムアルデヒドに関する使用建築材料表 (増築部分)

記号	建築材料	ホルムアルデヒド発散等級区分	備考
F2	本量敷き・うすべり敷き	規制対象外	
C2	化粧石こうボード	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
W2	じゅらく塗	規制対象外	
引違機戸	ふすま紙	規制対象外 (F☆☆☆☆)	接着剤: 規制対象外

・ホルムアルデヒドに関する天井裏等の使用建築材料表 (増築部分)

記号	建築材料	ホルムアルデヒド発散等級区分	備考
押入 (F5・W4・C3)	合板1類	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
F6	構造用合板 特類	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
W6	ラスボード	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
野地板	構造用合板 特類	規制対象外 (F☆☆☆☆)	

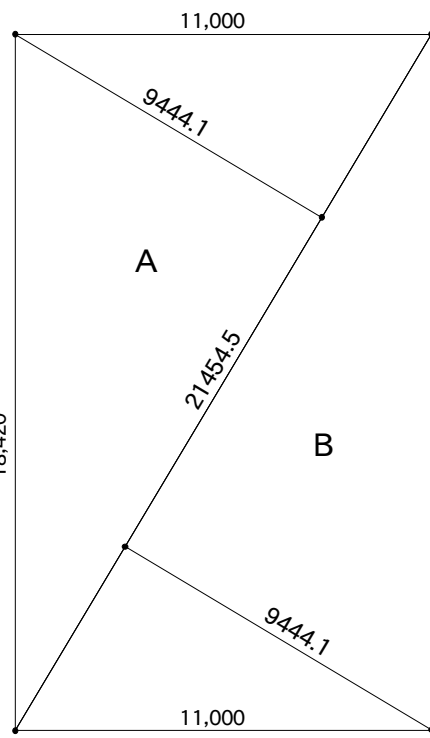
・ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするための構造 (建物全体) ・ホルムアルデヒドに関する天井裏等の措置 (増築部分)

種類	機械換気設備 (第三種換気)	天井裏等	
		室名	和室
換気回数	0.56回/h (下表による)	1階天井裏	規制対象外材料使用
居室出入口の通気措置	ふすま、ドアのアンダーカット1cm、引戸、換気ガラリ	1階床裏	規制対象外材料使用
機械換気最終設置場所	便所 (1階、2階)	外壁	規制対象外材料使用
		間仕切壁	規制対象外材料使用

・居室毎の機械換気設備 ※換気経路ではない納戸、押入は対象外

室名	床面積 ㎡	平均天井高 h	気積 m³	必要有効換気量(A) m³/h	換気種別	給気機による 給気量(A) m³/h	排気機による 排気量(B) m³/h	換気回数 n
1F 玄関	2.485	2.580	6.412	283.96×0.5	第3種換気設備 (給気口及び排気機)		80	0.56 > 0.5
1F 階段	2.070	2.175	4.503					
1F ホール、廊下 便所、台所 居間、食事室	49.516	2.400	118.838					
1F 和室、床の間	12.085	2.400	29.004					
2F 廊下、階段 便所 主寝室、洋室1,2	52.168	2.400	125.203					
合計			283.96	141.980		160		

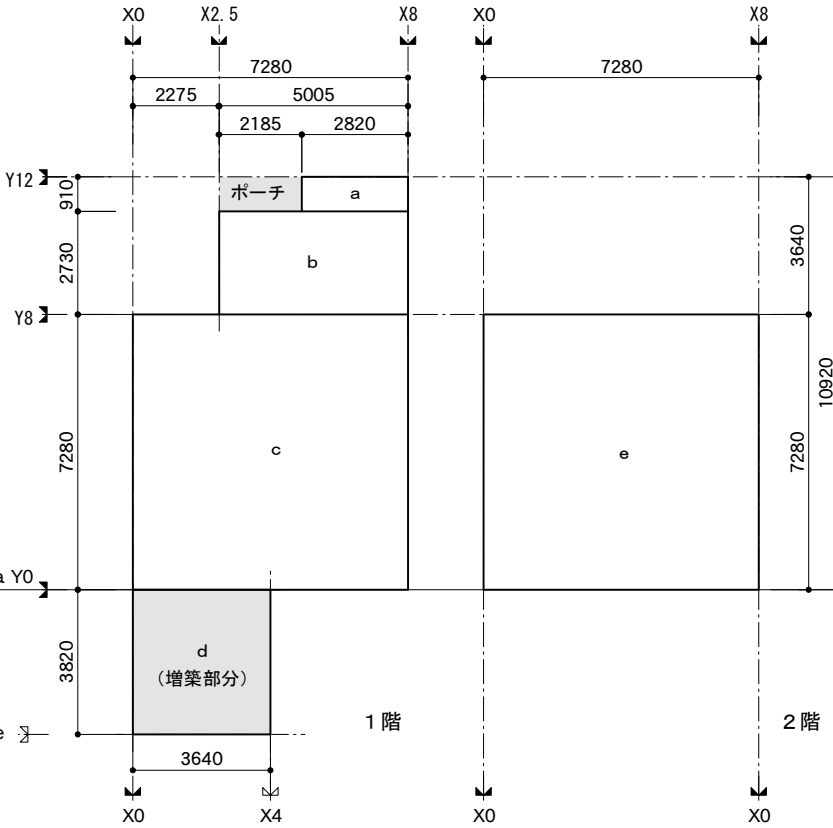
■ 敷地面積求積図 S=1/200



■ 敷地面積表

符号	底辺	高さ	倍面積
A	21.4545	9.4441	202.6184
B	21.4545	9.4441	202.6184
倍面積合計			405.2368
合計面積			202.6184
地積			202.62 ㎡

■ 求積図 S=1/200



■ 面積表

階	符号	縦		横		面積
		縦	横	縦	横	
1階	a	0.91	2.82	2.82	0.91	2.566
	b	2.73	5.005	5.005	2.73	13.663
	c	7.28	7.28	7.28	7.28	52.998
	既存1階床面積 69.22					
増築	d	3.82	3.64	3.64	3.82	13.904
	増築床面積 13.90					
	1階床面積 83.12 ㎡					
2階	e	7.28	7.28	7.28	7.28	52.998
	既存2階床面積 52.99					
	延べ面積 136.11 ㎡					

符号	縦	横	面積
ポーチ	0.91	2.185	1.9883
ポーチ面積: α			1.98 ㎡
1階床面積 = 既存1階床面積 + 増築床面積 = 69.22㎡ + 13.90㎡ = 83.12 ㎡			
2階床面積 = 既存2階床面積 = 52.99㎡			
延べ面積 (=容積対象面積) = 1階床面積 + 2階床面積 = 136.11 ㎡			
建築面積 = 既存1階床面積 + α + 増築床面積 = 69.22㎡ + 1.98㎡ + 13.90㎡ = 85.10 ㎡			

■ 設計方針 ・「木造住宅等の増築における建築確認申請の手引き」ケースI Cを適用  
 ・既存部分の基礎をH17国交令第566号第2による基礎の補強に関する基準により補強する  
 ・増築後の建物全体の必要換気量を算出し、令20条の8に規定する換気設備(24時間換気)を設置する(既存部分は建築後5年以上経過のため、使用材料は規制対象外と判断)





■ チェックリスト

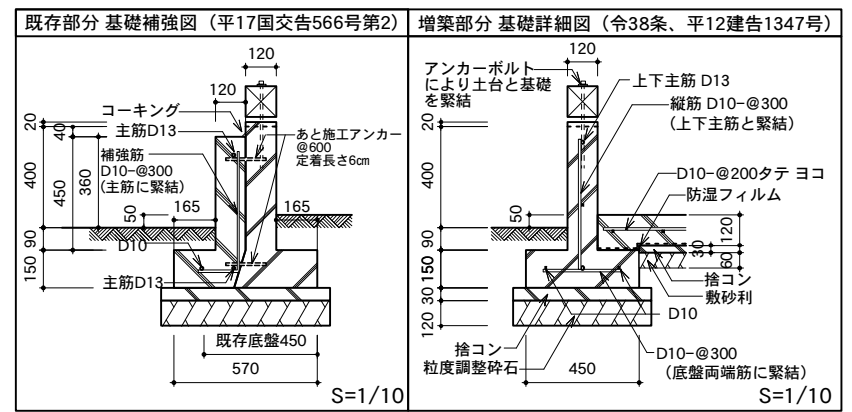
適用範囲	仕様規定	内 容	チェック
既存部分	令38条1項：基礎の種別	基礎の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 布基礎 <input type="checkbox"/> べた基礎 <input type="checkbox"/> その他( )
増築部分	令38条2・3項：基礎の構造方法	異種構造の併用禁止・平12年建告第1347号の構造方法による基礎	基礎詳細図に示す
	令38条5項：基礎ぐい	基礎ぐいの打撃力その他外力に対する構造耐力上の安全性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当(□安全性有り □その他)
	令38条6項：木ぐい	常水面に対する木ぐいの高さ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし <input type="checkbox"/> 該当(□常水面下 □その他)
	令37条：構造部材の耐久	構造耐力上主要な部分の防腐若しくは摩損防止の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 腐朽等しにくい材料 <input type="checkbox"/> 防腐等措置
	令39条1項：屋根ふき材等の緊結	屋根ふき材等が脱落しないための措置	屋根詳細図・外壁詳細図に示す
	令39条2項：屋根ふき材等の構造	昭46年建告第109号の構造方法による屋根ふき材等の緊結	屋根詳細図・外壁詳細図に示す
	令41条：木材	構造耐力上主要な部分に使用する木材の耐力上の欠点	<input checked="" type="checkbox"/> 欠点無し
	令42条：土台及び基礎	最下階の柱と土台又は基礎との緊結	基礎詳細図に示す
	令43条：柱の小径	柱の小径、横架材間の垂直距離に対する割合、隅柱の措置、柱の細長比	柱の部材リスト・平面図に示す
	令44条：はり等の横架材	はり等の横架材の中央部附近の下側への耐力上支障のある欠点	<input checked="" type="checkbox"/> 欠点無し
	令45条1・2項：筋かいの材料	引張り力及び圧縮力を負担する筋かいの材料と寸法	筋かいの部材リストに示す
	令45条3項：筋かい端部の緊結	筋かい端部の、柱と横架材との仕口に接近した部分での緊結	<input checked="" type="checkbox"/> 金物で緊結 <input type="checkbox"/> その他( )
	令45条4項：筋かいの補強	筋かいをたすき掛けるためにやむを得ず欠点をする場合の補強措置	<input checked="" type="checkbox"/> 欠点無し <input type="checkbox"/> 補強有り
	令46条1・4項：構造耐力上主要な軸組	壁又は筋かいを入れた軸組の釣り合いよい配置、必要壁量の設置	壁量と壁配置のチェック・平面図に示す
	令46条3項：火打材・振れ止め	床組及び小屋ばり組の隅角の火打材の使用、小屋組の振れ止めの措置	<input type="checkbox"/> 火打材使用 <input type="checkbox"/> 振れ止め有り <input checked="" type="checkbox"/> その他(合板)
	令47条：継手又は仕口	平12年建告第1460号の構造方法による継手又は仕口	継手仕口の金物リスト・平面図に示す
	令49条1項：外壁内部等の防腐措置等	軸組が腐りやすい構造である部分の地下への防水紙等の使用	<input checked="" type="checkbox"/> 防水紙使用 <input type="checkbox"/> その他( )
	令49条2項：同上	柱、筋かい及び土台の地面から1m以内の部分の防腐・防蟻措置等	<input type="checkbox"/> 防腐等措置 <input checked="" type="checkbox"/> 腐朽等しにくい材料

■ 継手仕口金物リスト (令47条)

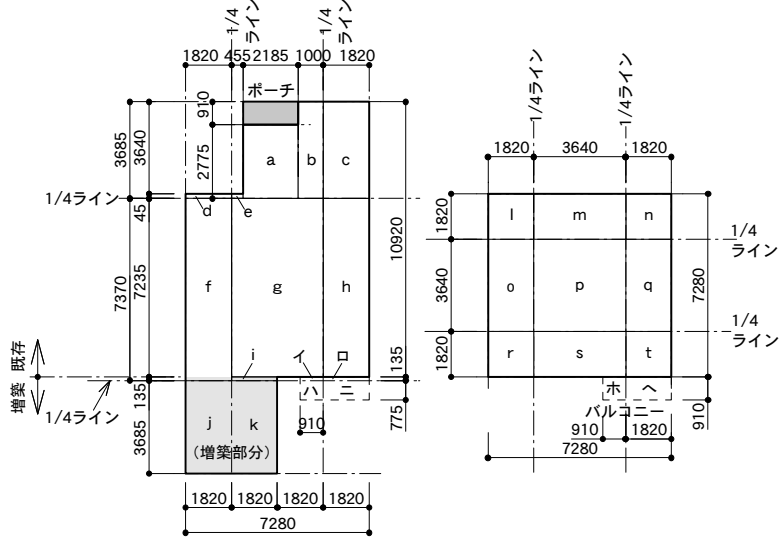
位置	金物の仕様	記号	備考	
増築部分の柱	出隅の柱	V字型金物	は	平12建告1460号第二号表3(は)の方法による接合
	スクリーナ釘用羽子板金物	は	平12建告1460号第二号表3(は)の方法による接合	
	15kN引き寄せ金物	と	平12建告1460号第二号表3(と)の方法による接合	
その他の柱	L字型金物	ろ	平12建告1460号第二号表3(ろ)の方法による接合	

軸組の種類と柱の配置に応じ、平12建告第1460号の表より選定

■ 基礎土台詳細図 S=1/10



地耐力：目視等により調査した結果、既存部分の地盤の沈下、基礎の亀裂等が生じていないことから、地耐力30kN/m<sup>2</sup>以上と判断する



■ 1階壁量計算用求積図 S=1/300

■ 2階壁量計算用求積図 S=1/300

2階壁量計算用床面積	2階床面積=	52.99㎡
1階壁量計算用床面積	1階床面積=	83.12㎡

1階北側1/4側端部	a+b+c+d+e=	16.56
1階南側1/4側端部	j+k=	13.42

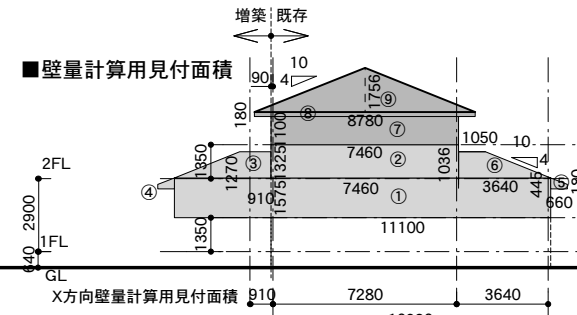
2階北側1/4側端部	l+m+n=	13.25
2階南側1/4側端部	r+s+t=	13.25

1階西側1/4側端部	d+f+j=	20.21
1階東側1/4側端部	c+h=	19.88

2階西側1/4側端部	l+o+r=	13.25
2階東側1/4側端部	n+q+t=	13.25

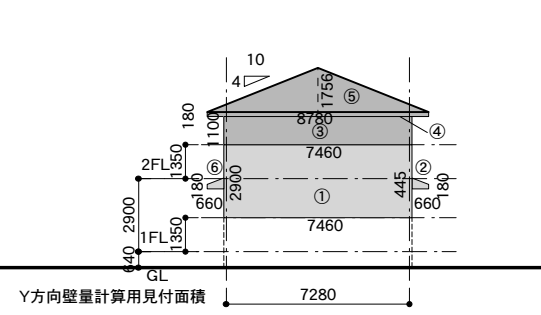
■ 壁量計算用面積表

	縦	横	面積
a	2.775	2.185	6.063
b	3.685	1.000	3.685
c	3.685	1.820	6.707
d	0.045	1.820	0.082
e	0.045	0.455	0.020
f	7.370	1.820	13.413
g	7.235	3.640	26.335
h	7.235	1.820	13.168
i	0.135	1.820	0.246
j	3.685	1.820	6.707
k	3.685	1.820	6.707
l	1.820	1.820	3.312
m	1.820	3.640	6.625
n	1.820	1.820	3.312
o	3.640	1.820	6.625
p	3.640	3.640	13.250
q	3.640	1.820	6.625
r	1.820	1.820	3.312
s	1.820	3.640	6.625
t	1.820	1.820	3.312
イ	0.135	0.910	0.123
ロ	0.135	1.820	0.246
ハ	0.775	0.910	0.705
ニ	0.775	1.820	1.411
ホ	0.910	0.910	0.828
ヘ	0.910	1.820	1.656



■ X方向用見付面積

階	項目	面積	
1階	①	1.575×11.1	17.48
	②	1.325×7.46	9.88
	③	(3.64+1.050) × 1.036/2	2.42
	④	(0.18+0.445) × 0.66/2	0.20
	⑤	(0.18+0.445) × 0.66/2	0.20
	⑥	(3.64+1.050) × 1.036/2	2.42
	⑦	1.1 × 7.46	8.20
	⑧	0.18 × 8.78	1.58
	⑨	8.78 × 1.756/2	7.70
	合計	50.08	
2階	⑦	1.1 × 7.46	8.20
	⑧	0.18 × 8.78	1.58
	⑨	8.78 × 1.756/2	7.70
	合計	17.48	



■ Y方向用見付面積

階	項目	面積	
1階	①	2.9×7.46	21.63
	②	(0.18+0.445) × 0.66/2	0.20
	③	1.1×7.46	8.20
	④	0.18×8.78	1.58
	⑤	8.78×1.756/2	7.70
	⑥	(0.18+0.445) × 0.66/2	0.20
	合計	39.51	
2階	③	1.1×7.46	8.20
	④	0.18×8.78	1.58
	⑤	8.78×1.756/2	7.70
	合計	17.48	

■ 壁量と壁配置のチェック (令46条) 建物全体

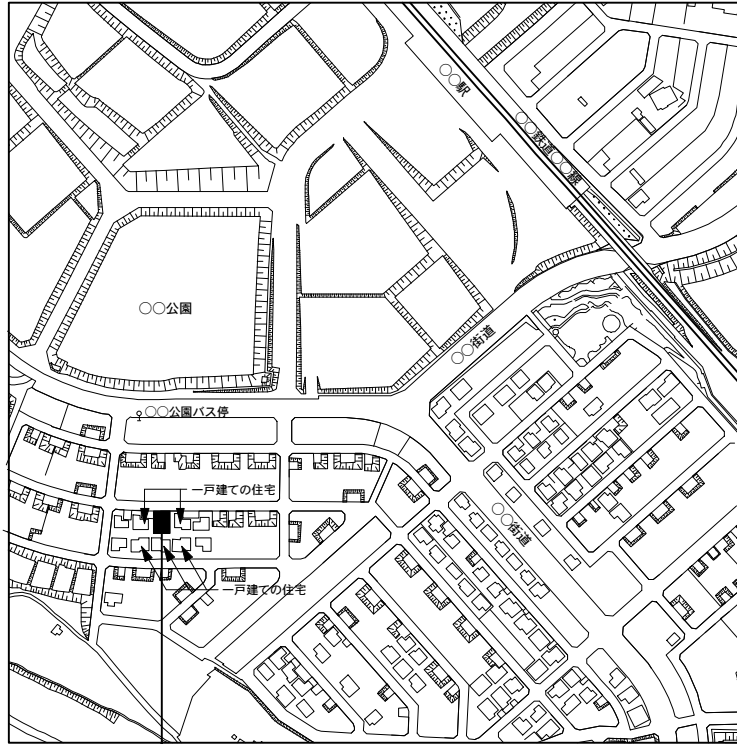
①方向・階	②ゾーン	耐力壁の存在壁量の計算			建築基準法の地震に関する必要壁量の計算とバランスよい壁配置のチェック				建築基準法の風に関する必要壁量の計算		建築基準法の壁量のチェック							
		③耐力壁の種類	④壁倍率	⑤壁の実長(cm)	⑥=④×⑤存在壁量(cm)	⑦床面積(m <sup>2</sup> )	⑧床面積に換算する数値(cm/m <sup>2</sup> )	⑨=⑦×⑧建築基準法の地震に関する必要壁量(cm)	⑩=⑥/⑨存在壁量の必要壁量に対する比	⑪壁量充足率によるバランスよい壁配置の判定	⑫壁率比	⑬壁率比によるバランスよい壁配置の判定	⑭見付面積(m <sup>2</sup> )	⑮見付面積に換算する数値(cm/m <sup>2</sup> )	⑯=⑭×⑮建築基準法の風に関する必要壁量(cm)	⑰必要壁量	⑱=⑯/⑰存在壁量	⑲判定⑳⑳なら適
X軸方向2階	北側1/4	片方向筋かい	2.00	182.00	364.00	13.25	15	198.75	1.83	通	(1.00)	(適)	17.48	50	874.00	874.00	1092.00	適
		構造用合板	2.50	0.00	0.00													
	中央	片方向筋かい	2.00	182.00	364.00	26.49				通	(1.00)	(適)	17.48	50	874.00	874.00	1092.00	適
		構造用合板	2.50	0.00	0.00													
	南側1/4	片方向筋かい	2.00	182.00	364.00	13.25	15	198.75	1.83	通	(1.00)	(適)	17.48	50	874.00	874.00	1092.00	適
		構造用合板	2.50	0.00	0.00													
合計				364.00	52.99	15	794.85	1.37	通	(壁量適)								
X軸方向1階	北側1/4	片方向筋かい	2.00	455.00	910.00	16.56	29	480.24	1.89	通	(0.83)	(適)	50.08	50	2504.00	2504.00	2821.00	適
		構造用合板	2.50	0.00	0.00													
	中央	片方向筋かい	2.00	728.00	1456.00	53.14				通	(0.83)	(適)	50.08	50	2504.00	2504.00	2821.00	適
		構造用合板	2.50	0.00	0.00													
	南側1/4	片方向筋かい	2.00	0.00	0.00	13.42	15	201.30	2.26	通	(0.83)	(適)	50.08	50	2504.00	2504.00	2821.00	適
		構造用合板	2.50	182.00	455.00													
合計				1456.00	83.12	29	2410.48	1.17	通	(壁量適)								
Y軸方向2階	西側1/4	片方向筋かい	2.00	273.00	546.00	13.25	15	198.75	2.74	通	(0.66)	(適)	17.48	50	874.00	874.00	910.00	通
		構造用合板	2.50	0.00	0.00													
	中央	片方向筋かい	2.00	0.00	0.00	26.49				通	(0.66)	(適)	17.48	50	874.00	874.00	910.00	通
		構造用合板	2.50	0.00	0.00													
	東側1/4	片方向筋かい	2.00	182.00	364.00	13.25	15	198.75	1.83	通	(0.66)	(適)	17.48	50	874.00	874.00	910.00	通
		構造用合板	2.50	0.00	0.00													
合計				364.00	52.99	15	794.85	1.14	通	(壁量適)								
Y軸方向1階	西側1/4	片方向筋かい	2.00	364.00	728.00	20.21	29	586.09	2.01	通	(0.94)	(適)	39.51	50	1975.50	2410.48	2775.50	適
		構造用合板	2.50	182.00	455.00													
	中央	片方向筋かい	2.00	136.50	273.00	43.03				通	(0.94)	(適)	39.51	50	1975.50	2410.48	2775.50	適
		構造用合板	2.50	91.00	227.50													
	東側1/4	片方向筋かい	2.00	546.00	1092.00	19.88	29	576.52	1.89	通	(0.94)	(適)	39.51	50	1975.50	2410.48	2775.50	適
		構造用合板	2.50	0.00	0.00													
合計				1092.00	83.12	29	2410.48	1.15	通	(壁量適)								

ケースIC

一級建築士事務所 ○○○△△建築設計事務所	工事名称 増築部増築工事	日付
一級建築士事務所○○○知事登録○○○号 一級建築士○○○大臣登録第○○○号	図面名称 基礎土台詳細図、継手仕口金物リスト 壁量と壁配置のチェック、チェックリスト	図番 03
改築 安永	図示	9/3



■ 付近見取図 S=1/5000



■ 計画概要

工事名称	増築部増築工事		
建築主	住所	東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
	氏名	増築太郎	
敷地概要	地名地番	東京都〇〇市〇〇町△-△	
	住居表示	東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
	敷地面積	202.62㎡	
	都市計画区域	市街化区域	
	用途地域	第1種低層住居専用地域	
	防火地域	準防火地域	
	指定建蔽率	50%	
	指定容積率	100%	
	高さ制限	10m	
	高度地区	第1種高度地区	
日影規制	4時間、2.5時間、1.5m		
道路	前面道路幅員6.000m、接道長さ11.000m		
建築概要	建物用途	一戸建ての住宅	
	工事の種類	増築工事	
	構造	木造	
	階数	2階建て	
	地盤面	B M+0.347 m	
	最高高さ	8.003 m	
	軒高さ	6.393 m	
	建築面積	85.10 m <sup>2</sup> (増築による増加分: 13.90 m <sup>2</sup> )	
	床面積	1階床面積	83.12 m <sup>2</sup> (増築による増加分: 13.90 m <sup>2</sup> )
		2階床面積	52.99 m <sup>2</sup>
延べ面積		136.11 m <sup>2</sup> (増築による増加分: 13.90 m <sup>2</sup> )	

■ 室内仕上げ表

階	室名	床			巾木			壁			回縁	天井			備考
		仕上	記号	厚	仕上	H	厚	仕上	記号	厚		仕上	記号	厚	
1階 増築部	和室 (特定寝室)	本量敷き	F2		畳		じゅらく塗	W2	8	木製回縁	化粧石こうボード	C2	9.5	障子	
		構造用合板 特類	F6	12			ラスボード	W6	7.5						
	押入	合板 1類	F5	15	雑巾摺		合板 1類	W4	9.5	木製回縁	合板 1類	C3	9.5		
		構造用合板 特類	F6	12											
床の間		うすべり敷き	F2	3	畳		じゅらく塗	W2	8	木製回縁	化粧石こうボード	C2	9.5		
		構造用合板 特類	F6	12											

■ 外部仕上げ表

部位	下地・仕上	備考
基礎	鉄筋コンクリート造布基礎	
外壁	モルタル厚25の上リシン吹付け	
軒裏	繊維混合ケイ酸カルシウム板 厚11mm	防火時間30分 (認定番号: QF030RS-〇〇〇〇)
外部開口部	アルミ製ドア、アルミ製サッシュ	防火設備(住宅防火戸) (認定番号: EB-〇〇〇〇,△△△△,□□□□,●●●●)
	網入フロート板ガラス厚6.8mm	
屋根	野地板: 構造用合板 特類 厚12mm	
	アスファルトルーフィング940 カラー亜鉛鍍板 厚0.3 瓦棒葺	

■ 設備概要

・住宅用防災機器

種類	設置場所	種別	検定番号等
住宅用防災機器	和室	光電式煙感知器	鑑ケ第〇〜〇号

・ホルムアルデヒドに関する使用建築材料表 (増築部分)

記号	建築材料	ホルムアルデヒド 発散等級区分	備考
F2	本量敷き・うすべり敷き	規制対象外	
C2	化粧石こうボード	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
W2	じゅらく塗	規制対象外	
引違換戸	ふすま紙	規制対象外 (F☆☆☆☆)	接着剤: 規制対象外

・ホルムアルデヒドに関する天井裏等の使用建築材料表 (増築部分)

記号	建築材料	ホルムアルデヒド 発散等級区分	備考
押入 (F5・W4・C3)	合板 1類	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
F6	構造用合板 特類	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
W6	ラスボード	規制対象外 (F☆☆☆☆)	
野地板	構造用合板 特類	規制対象外 (F☆☆☆☆)	

・ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするための構造 (建物全体)

種類	機械換気設備 (第三種換気)
換気回数	0.56回/h (下表による)
居室出入口の通気措置	ふすま、ドアのアンダーカット1cm、引戸、換気ガラリ
機械換気最終設置場所	便所 (1階、2階)

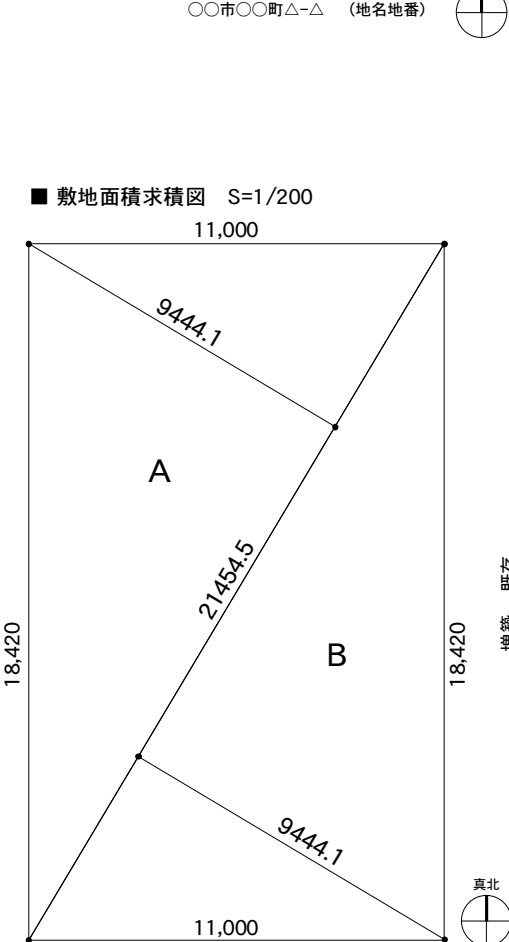
・ホルムアルデヒドに関する天井裏等の措置 (増築部分)

天井裏等	室名	和室
1階天井裏		規制対象外材料使用
1階床裏		規制対象外材料使用
外壁		規制対象外材料使用
間仕切壁		規制対象外材料使用

・居室毎の機械換気設備 ※換気経路ではない納戸、押入は対象外

室名	床面積 m <sup>2</sup>	平均天井高 h	気積 m <sup>3</sup>	必要有効 換気量(A) m <sup>3</sup> /h	換気種別	給気機による 給気量(A) m <sup>3</sup> /h	排気機による 排気量(B) m <sup>3</sup> /h	換気回数 n
1F 玄関	2.485	2.580	6.412	283.96×0.5	第3種換気設備 (給気口及び 排気機)		80	0.56 > 0.5
1F 階段	2.070	2.175	4.503					
1F ホール、廊下 便所、台所 居間、食事室	49.516	2.400	118.838					
1F 和室、床の間	12.085	2.400	29.004					
2F 廊下、階段 便所 主寝室、洋室1,2	52.168	2.400	125.203					
合計			283.96			160		

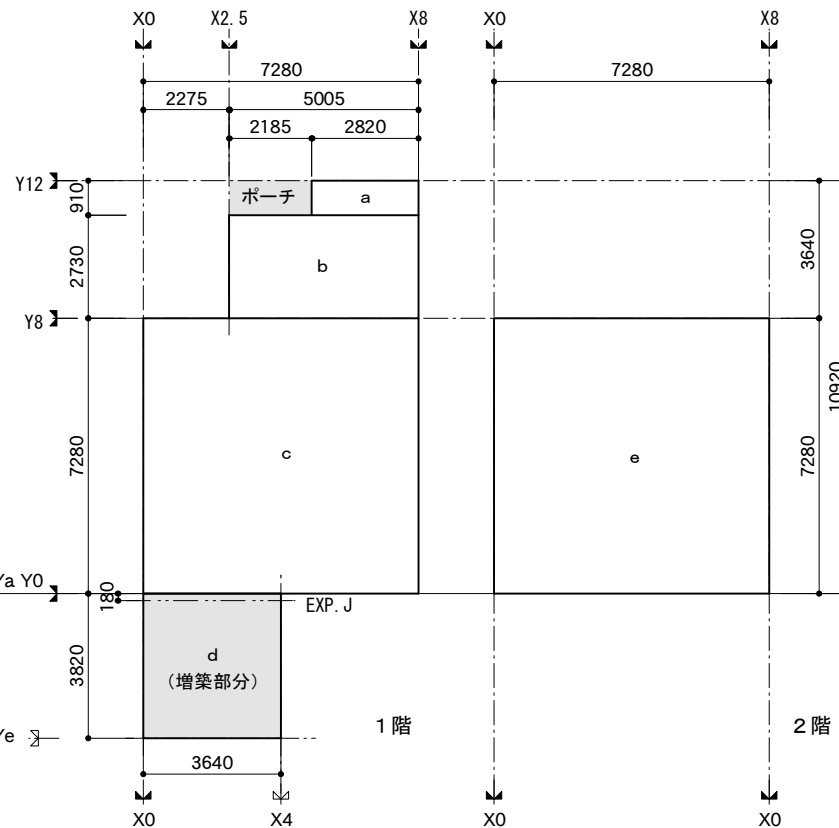
■ 敷地面積求積図 S=1/200



■ 敷地面積表

符号	底辺	高さ	倍面積
A	21.4545	9.4441	202.6184
B	21.4545	9.4441	202.6184
倍面積合計			405.2368
合計面積			202.6184
地積			202.62 m <sup>2</sup>

■ 求積図 S=1/200



■ 面積表

階	符号	縦 横		面積	
		縦	横		
1階	a	0.91	2.82	2.566	
	b	2.73	5.005	13.663	
	c	7.28	7.28	52.998	
	既存1階床面積				69.22
増築	d	3.82	3.64	13.904	
	増築床面積				13.90
	1階床面積				83.12 m <sup>2</sup>
2階	e	7.28	7.28	52.998	
	既存2階床面積				52.99
	延べ面積				136.11 m <sup>2</sup>

階	符号	縦 横		面積
		縦	横	
1階	ポーチ	0.91	2.185	1.9883
	ポーチ面積: α			
面	1階床面積 = 既存1階床面積 + 増築床面積 = 69.22㎡ + 13.90㎡ = 83.12㎡			
	2階床面積 = 既存2階床面積 = 52.99㎡ = 52.99㎡			
	延べ面積 (=容積対象面積) = 1階床面積 + 2階床面積 = 136.11㎡			
積	建築面積 = 既存1階床面積 + α + 増築床面積 = 69.22㎡ + 1.98㎡ + 13.90㎡ = 85.10㎡			

■ 設計方針 ・「木造住宅等の増改築における建築確認申請の手引き」ケースII Bを適用  
 ・既存部分の基礎は無筋コンクリート造のまま既存不適格とし、法86条の7に基づく緩和規定を適用する  
 ・既存部分の構造上主要な部分である継手・仕口を使用している金物は既存不適格とし、法86条の7に基づく緩和規定を適用する  
 ・増築後の建物全体の必要換気量を算出し、令20条の8に規定する換気設備(24時間換気)を設置する (既存部分は建築後5年以上経過のため、使用材料は規制対象外と判断)

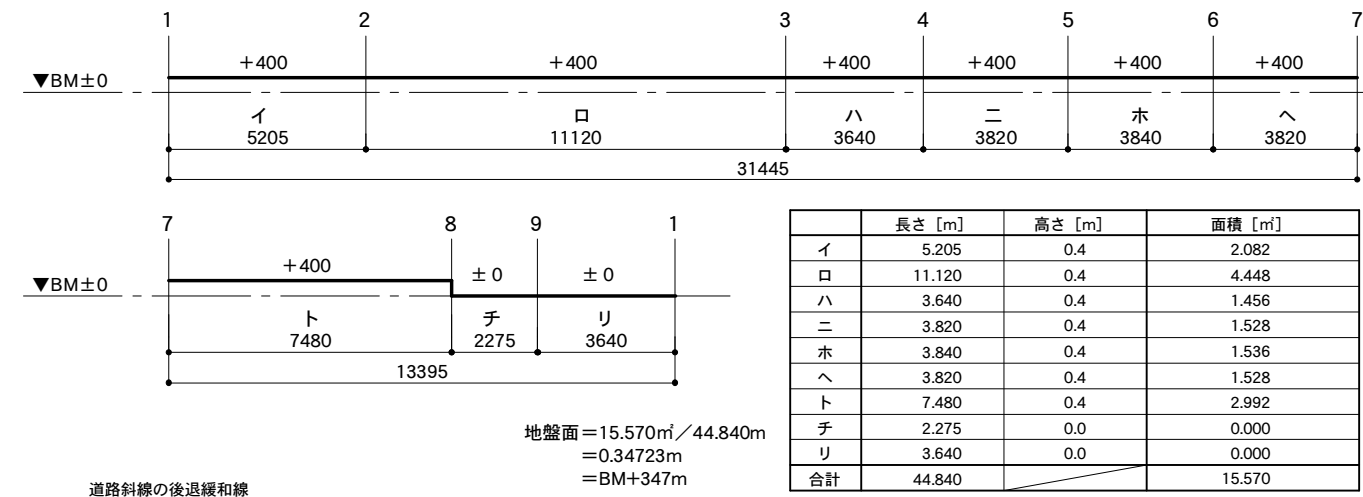
一級建築士事務所 ○○△△建築設計事務所  
 一級建築士事務所〇〇知事登録〇〇  
 一級建築士〇〇〇〇大臣登録第〇〇〇〇号  
 改築

工事名称 増築部増築工事  
 図面名称 付近見取図、計画概要  
 敷地面積、増築面積、仕上げ表、設備概要

日付  
 縮尺 図示  
 図番 01

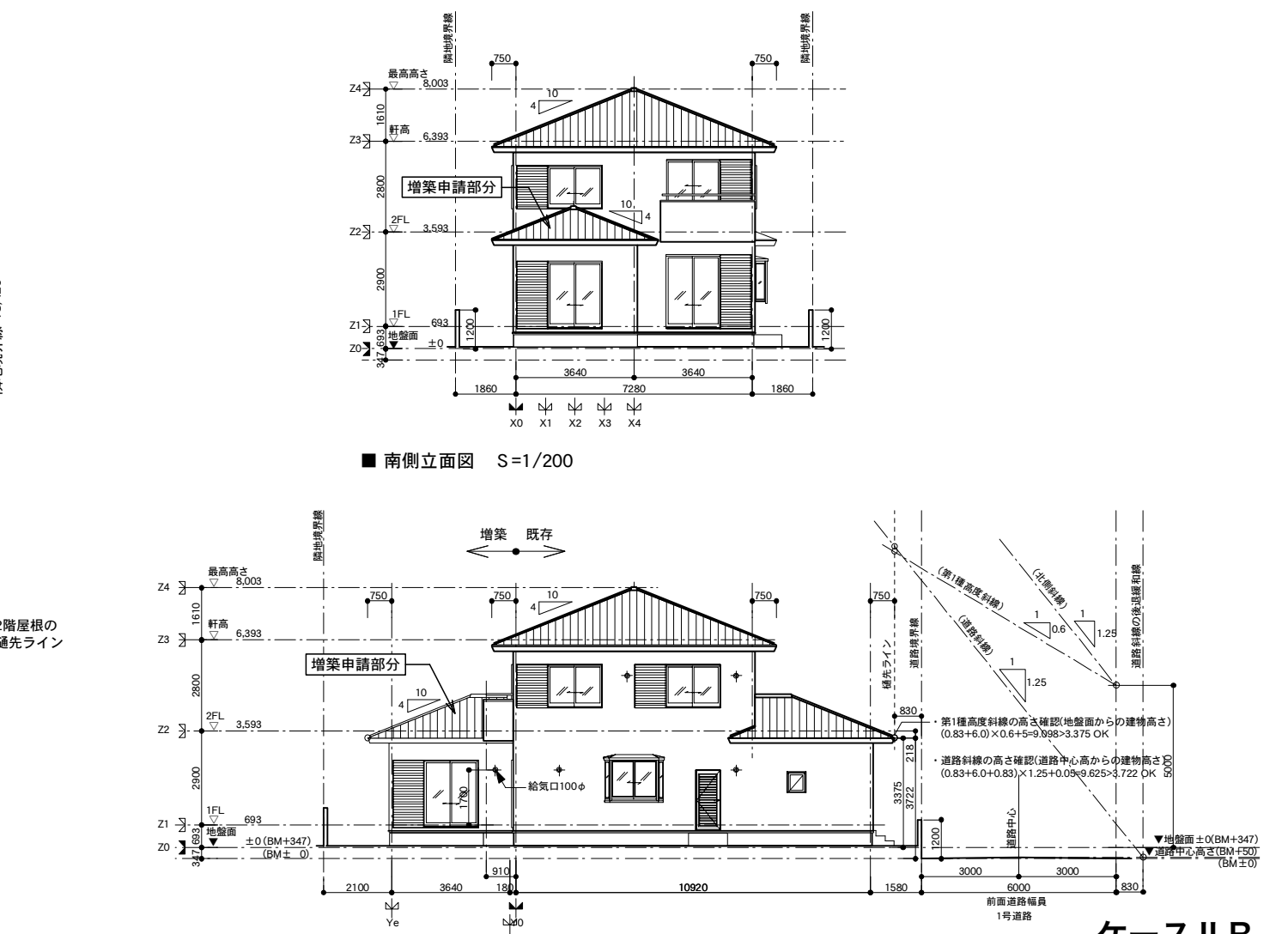
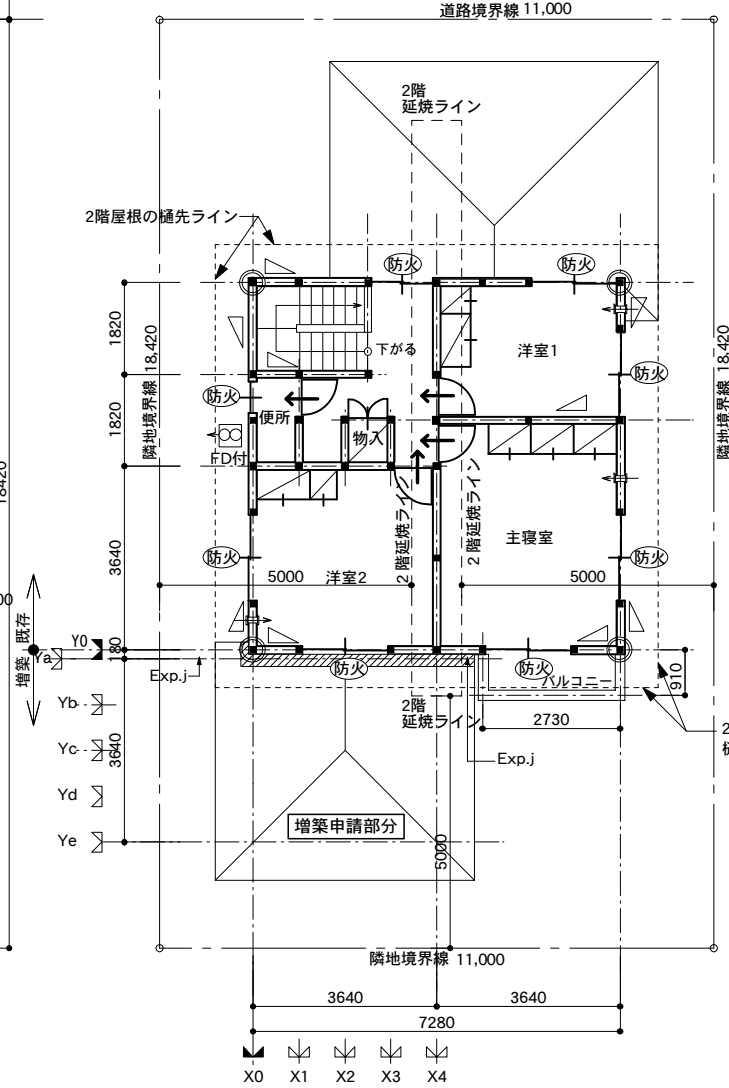
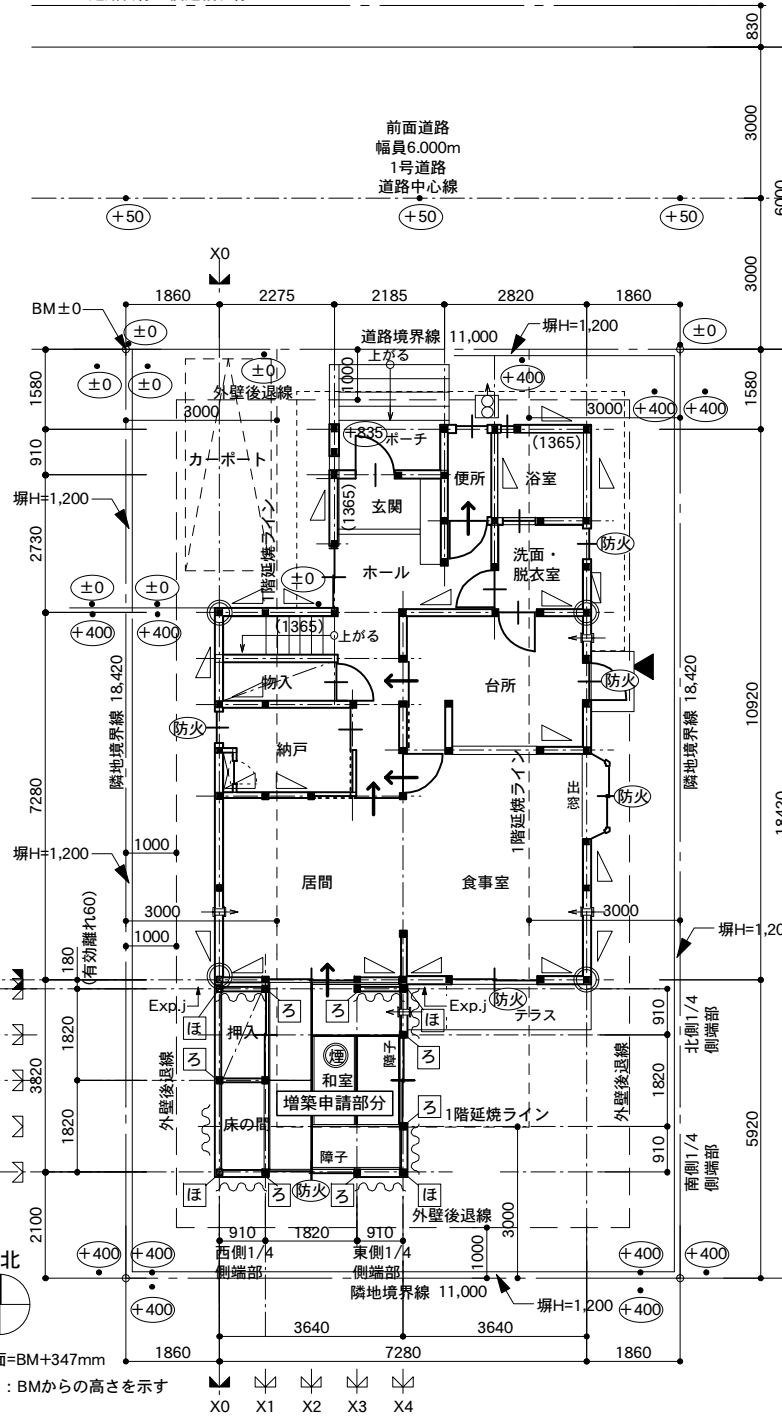
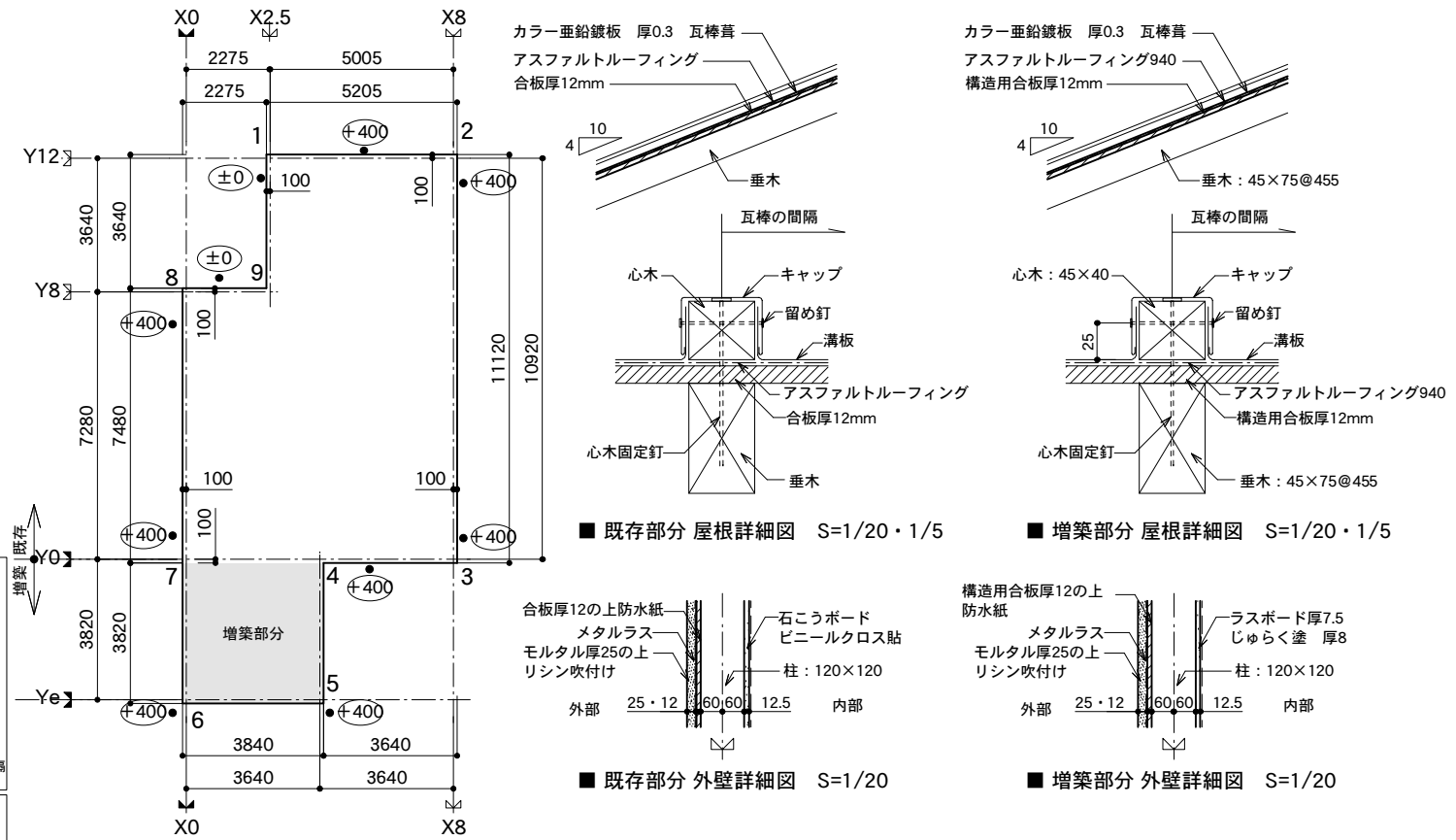
ケースII B  
 (既存部分について新耐震基準に適合)

■ 地盤面算定表 S=1/200



■ 柱・筋かいの部材リスト

- 凡例**
- 住宅用防火機器(煙感知器)
  - 換気扇 (令20条の8による換気設備)
  - 給気口100φFD付
  - ドアのアンダーカット等 (通気措置)
  - 防火 防火設備(サッシ+網入りフロート板ガラス16.8)
  - 給湯器
- 柱・筋かいの部材リスト**
- 柱: 120×120
  - 横架材間の垂直距離: 2800(最長)
  - 柱の小径の判定: 2800×1/30=93.33<120-O.K
  - 有効細長比の判定: 2800÷120=23.33<43.3-O.K
  - 通し柱
  - 筋かい: 片方向筋かい 45×90
  - 面材耐力壁: 構造用合板 特厚 7.5以上 (耐力壁以外の部分に使用する構造用合板のくぎ打ちの間隔は、30cm以上とする)
- スクリーニング併用羽子板金物(平12建告1460号表3(註))  
L字型金物(平12建告1460号表3(ろ))



ケースII B (既存部分について新耐震基準に適合)



■ チェックリスト

適用範囲	仕様規定	内 容	チェック
既存部分	増築部分	令37条 : 構造部材の耐久	構造耐力上主要な部分の防腐若しくは摩損防止の措置
○	○	令38条1項 : 基礎の種類	基礎の種類
○	○	令38条5項 : 基礎の寸法	基礎の寸法
○	○	令38条6項 : 木くい	常水面に対する木くいの高さ
○	○	令39条1項 : 屋根ふき材等の緊結	屋根ふき材等が脱落しないための措置
○	○	令41条 : 木材	構造耐力上主要な部分に使用する木材の耐力上の欠点
○	○	令49条1項 : 外壁内部等の防腐措置等	軸組が腐りやすい構造である木材の下の防水紙等の使用
○	○	令49条2項 : 同 上	柱、筋かい及び土台の地面から1m以内の部分の防腐・防蟻措置等
○	○	令38条2・3項 : 基礎の構造方法	異種構造の併用禁止・平12年建告第1347号の構造方法による基礎
○	○	令39条2項 : 屋根ふき材等の構造	昭46年建告第109号の構造方法による屋根ふき材等の緊結
○	○	令42条 : 土台及び基礎	最下階の柱と土台又は基礎との緊結
○	○	令43条 : 柱の小径	柱の小径、横架材間の垂直距離に対する割合、隅柱の措置、柱の細長比
○	○	令44条 : はり等の横架材	はり等の横架材の中央部附近の下側への耐力上支障のある欠点
○	○	令45条1・2項 : 筋かいの材料	引張り力及び圧縮力を負担する筋かいの材料と寸法
○	○	令45条3項 : 筋かい端部の緊結	筋かい端部の、柱と横架材との仕口に接近した部分での緊結
○	○	令45条4項 : 筋かいの補強	筋かいをたすき掛けるためにやむを得ず欠点みをする場合の補強措置
○	○	令46条1・4項 : 構造耐力上主要な軸組	壁又は筋かいを入れた軸組の釣り合いよい配置、必要壁量の設置
○	○	令46条3項 : 火打材・振れ止め	床組及び小屋ばり組の隅角の火打材の使用、小屋組の振れ止めの措置
○	○	令47条 : 継手又は仕口	平12年建告第1460号の構造方法による継手又は仕口

適用範囲	仕様規定	内 容	チェック
○	○	昭56年時の仕様規定(耐久性等関係規定以外)	令38条1・2項 : 基礎の安全性
○	○	令39条 : 屋根ふき材等の構造	昭46年建告第109号の構造方法による屋根ふき材等の緊結
○	○	令39条の2 : 屋上から突出する水槽等	屋上から突出する水槽等の地震その他の震動及び衝撃に対する安全性
○	○	令42条1項 : 土台及び基礎	最下階の柱と土台又は基礎との緊結
○	○	令42条2項 : 基礎の構造	一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の布基礎
○	○	令43条 : 柱の小径	柱の小径、横架材間の垂直距離に対する割合、隅柱の措置、柱の細長比
○	○	令44条 : はり等の横架材	はり等の横架材の中央部附近の下側への耐力上支障のある欠点
○	○	令45条1・2項 : 筋かいの材料	引張り力及び圧縮力を負担する筋かいの材料と寸法
○	○	令45条3項 : 筋かい端部の緊結	筋かい端部の、柱と横架材との仕口に接近した部分での緊結
○	○	令45条4項 : 筋かいの補強	筋かいをたすき掛けるためにやむを得ず欠点みをする場合の補強措置
○	○	令46条1・3項 : 構造耐力上主要な軸組	壁又は筋かいを入れた軸組の釣り合いよい配置、必要壁量の設置
○	○	令46条2項 : 火打材・振れ止め	床組及び小屋ばり組の隅角の火打材の使用、小屋組の振れ止めの措置
○	○	令47条 : 継手又は仕口	継手又は仕口のボルト締、かすがい打、込み栓打等による緊結

■ 継手仕口金物リスト (昭56年時 : 令47条)

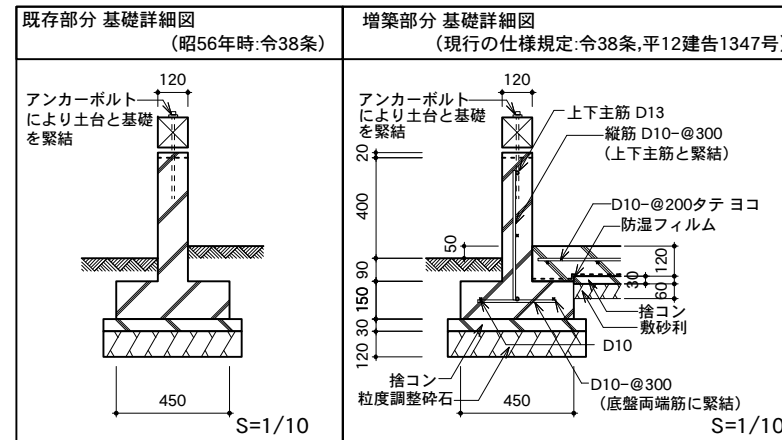
既存部分の柱	使用する金物
	ボルト締め にかすがい打ち 込み栓打ち その他 (V字金物)

■ 継手仕口金物リスト (現行の仕様規定 : 令47条)

増築部分の柱	位置	金物の仕様	記号	備考
出隅の柱	スクリー-釘併用羽子板金物		[ほ]	平12建告1460号第二号表3(ほ)の方法による接合
				平12建告1460号第二号表3(ろ)の方法による接合
その他の柱	L字型金物		[ろ]	平12建告1460号第二号表3(ろ)の方法による接合

軸組の種類と柱の配置に応じ、平12建告第1460号の表より選定

■ 基礎土台詳細図 S=1/10

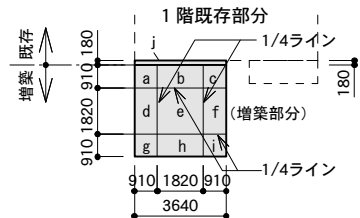


地耐力 : 目視等により調査した結果、既存部分の地盤の沈下、基礎の亀裂等が生じていないことから、地耐力30kN/m<sup>2</sup>以上と判断する

耐力壁の仕様と壁倍率

耐力壁	筋かいの種類	仕様	記号	倍率	備考
耐力壁	筋かい	片方向筋かい 45×90	[△]	2.0	令46条4項表1(4)の軸組
	面材耐力壁	構造用合板特厚 厚7.5以上	[〰]	2.5	昭56建告1100号別表第1(1)の軸組

■ 1階増築部分壁量計算用床積図 S=1/300

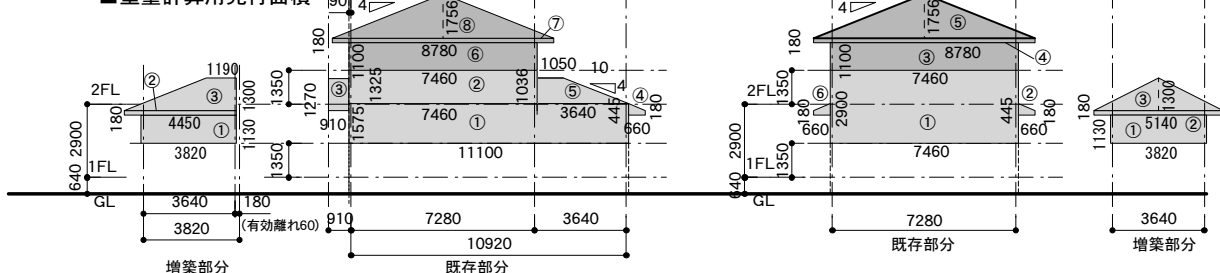


■ 壁量計算用面積表

	縦	横	面積
a	0.910	0.910	0.828
b	0.910	1.820	1.656
c	0.910	0.910	0.828
d	1.820	0.910	1.656
e	1.820	1.820	3.312
f	1.820	0.910	1.656
g	0.910	0.910	0.828
h	0.910	1.820	1.656
i	0.910	0.910	0.828
j	0.180	3.640	0.655

1階壁量計算用床面積	1階床面積	
a+b+c+d+e+f+g+h+i+j		13.90m <sup>2</sup>
1階北側1/4側端部	a+b+c	3.31m <sup>2</sup>
1階南側1/4側端部	g+h+i	3.31m <sup>2</sup>
1階西側1/4側端部	a+d+g	3.31m <sup>2</sup>
1階東側1/4側端部	c+f+i	3.31m <sup>2</sup>

■ 壁量計算用見付面積



■ X方向用見付面積

既存部分	1階	2階	合計
①	1.575×11.1		17.48
②	1.325×7.46		9.88
③	1.27×0.91		1.15
④	(0.18+0.445) × 0.66/2		0.20
⑤	(3.64+1.05) × 1.036/2		2.42
⑥	1.1×7.46		8.20
⑦	0.18×8.78		1.58
⑧	8.78×1.756/2		7.70
合計			48.61
2階	⑥	1.1×7.46	8.20
	⑦	0.18×8.78	1.58
	⑧	8.78×1.756/2	7.70
合計			17.48

■ 増築部分

1階	合計	
①	1.13×3.82	4.32
②	0.18×4.45	0.80
③	(4.45+1.19) × 1.3/2	3.44
合計		8.56

■ Y方向用見付面積

既存部分	1階	2階	合計
①	2.9×7.46		21.63
②	(0.18+0.445) × 0.66/2		0.20
③	1.1×7.46		8.20
④	0.18×8.78		1.58
⑤	8.78×1.756/2		7.70
⑥	(0.18+0.445) × 0.66/2		0.20
合計			39.51
2階	③	1.1×7.46	8.20
	④	0.18×8.78	1.58
	⑤	8.78×1.756/2	7.70
合計			17.48

■ 増築部分

1階	合計	
①	1.13×3.82	4.31
②	0.18×5.14	0.92
③	5.14×1.3/2	3.34
合計		8.57

【増築部分】

■ 壁量と壁配置のチェック (現行の仕様規定 : 令46条)

①方向・階	②ゾーン	耐力壁の存在壁量の計算	建築基準法の地震に関する必要壁量の計算とバランスよい壁配置のチェック	建築基準法の地震に関する必要壁量の計算	建築基準法の壁量のチェック												
X軸方向1階	北側1/4	③耐力壁の種類	④壁倍率	⑤壁の実長(cm)	⑥=④×⑤ 存在壁量(cm)	⑦床面積(m <sup>2</sup> )	⑧床面積に乘ずる数値(cm/m <sup>2</sup> )	⑨=⑦×⑧ 建築基準法の地震に関する必要壁量(cm)	⑩=⑥/⑨ 壁量充足率	⑪見付面積(m <sup>2</sup> )	⑫=⑥×⑪ 建築基準法の地震に関する必要壁量(cm)	⑬必要壁量	⑭=⑬/⑩ 存在壁量	⑮判定(⑭≥⑮なら適)			
		2.50	182.00	455.00	3.31	11	36.41	12.49	適	(1.00)	(適)	8.56	50	428.00	428.00	910.00	適
		計		455.00													
	中央	2.50	0.00	0.00	6.63				適								
		計		0.00													
		合計		455.00		13.90	29	403.10	2.25	適							
Y軸方向1階	西側1/4	2.50	182.00	455.00	3.31	11	36.41	12.49	適	(1.00)	(適)	8.57	50	428.50	428.50	910.00	適
		計		455.00													
		合計		455.00		13.90	29	403.10	2.25	適							
	中央	2.50	0.00	0.00	6.63				適								
		計		0.00													
		合計		455.00		13.90	29	403.10	2.25	適							
東側1/4	2.50	182.00	455.00	3.31	11	36.41	12.49	適									
	計		455.00														
	合計		455.00		13.90	29	403.10	2.25	適								

ケースII B (既存部分について新耐震基準に適合)

## 参照条文

- 構造耐力関係規定（現行の建築基準法、施行令）
- 耐久性等関係規定
- 既存建築物に対する制限の緩和（構造耐力関連、ほか）
- 既存不適格建築物の増築等に係る確認申請手続きの円滑化について（技術的助言）
- 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定について（技術的助言）
- 既存の建築物に対する制限の緩和：容積率関係
- 既存の建築物に対する制限の緩和：防火地域及び特定防災街区整備地区関係
- 既存の建築物に対する制限の緩和：準防火地域関係
- 新耐震基準（昭和56年時の構造耐力関係規定）
- 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
- 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準



## 構造耐力関係規定（現行の建築基準法、施行令）

### 建築基準法（平成21年9月現在）

#### （構造耐力）

第20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 高さが60mを超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によつて建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 二 高さが60m以下の建築物のうち、第6条第1項第二号に掲げる建築物（高さが13m又は軒の高さが9mを超えるものに限る。）又は同項第三号に掲げる建築物（地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物、高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
  - イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力によつて建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。
  - ロ 前号に定める基準に適合すること。
- 三 高さが60m以下の建築物のうち、第6条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物その他その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物で高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの（前号に掲げる建築物を除く。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
  - イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、構造耐力上主要な部分ごとに応力度が許容応力度を超えないことを確かめることその他の政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。
  - ロ 前二号に定める基準のいずれかに適合すること。
- 四 前三号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
  - イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。
  - ロ 前三号に定める基準のいずれかに適合すること。

### 建築基準法施行令（平成21年9月現在）

#### （構造方法に関する技術的基準）

第36条 法第20条第一号の政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、耐久性等関係規定（この条から第37条まで、第38条第1項、第5項及び第6項、第39条第1項、第41条、第49条、第70条、第72条（第79条の4及び第80条において準用する場合を含む。）、第74条から第76条まで（これらの規定を第79条の4及び第80条において準用する場合を含む。）、第79条（第79条の4において準用する場合を含む。）、第79条の3並びに第80条の2（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）の規定をいう。以下同じ。）に適合する構造方法を用いることとする。

2 法第20条第二号イの政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いることとする。

- 一 第81条第2項第一号イに掲げる構造計算によつて安全性を確かめる場合 この節から第4節の2まで、第5節（第67条第1項（同項各号に掲げる措置に係る部分を除く。）及び第68条第4項（これらの規定を第79条の4において準用する場合を含む。）を除く。）、第6節（第73条、第77条第二号から第六号まで、第77条の2第2項、第78条（プレキャスト鉄筋コンクリートで造られたはりで2以上の部材を組み合わせるものの接合部に適用される場合に限る。）及び第78条の2第1項第三号（これらの規定を第79条の4において準用する場合を含む。）を除く。）、第6節の2、第80条及び第7節の2（第80条の2（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）を除く。）の規定に適合する構造方法
- 二 第81条第2項第一号ロに掲げる構造計算によつて安全性を確かめる場合 耐久性等関係規定に適合する構造方法
- 三 第81条第2項第二号イに掲げる構造計算によつて安全性を確かめる場合 この節から第7節の2までの規定に適合する構造方法

3 法第20条第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、この節から第7節の2までの規定に適合する構造方法を用いることとする。

#### （地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物）

第36条の2 法第20条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

- 一 地階を除く階数が4以上である組構造又は補強コンクリートブロック造の建築物
- 二 地階を除く階数が3以下である鉄骨造の建築物であつて、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの
- 三 鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、高さが20mを超えるもの
- 四 木造、組構造、補強コンクリートブロック造若しくは鉄骨造のうち2以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち1以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するもの
  - イ 地階を除く階数が4以上である建築物
  - ロ 高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物
- 五 前各号に掲げるもののほか、その安全性を確かめるために地震力によつて地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限つて国土交通大臣が指定する建築物

#### （構造設計の原則）

第36条の3 建築物の構造設計に当たつては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱性をもたすべきものとする。

#### （構造部材の耐久）

第37条 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防錆若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

(基礎)

第38条 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。

3 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。この場合において、高さ13m又は延べ面積3000㎡を超える建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積1㎡につき100kNを超えるものにあつては、基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合にあつては、当該基礎ぐいの先端）を良好な地盤に達することとしなければならない。

4 前2項の規定は、建築物の基礎について国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、適用しない。

5 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものとならなければならない。

6 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合においては、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。

(屋根ふき材等の緊結)

第39条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によつて脱落しないようにしなければならない。

2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

(適用の範囲)

第40条 この節の規定は、木造の建築物又は木造と組構造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分に適用する。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が10㎡以内の物置、納屋その他これらに類する建築物については、適用しない。

(木材)

第41条 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないものでなければならない。

(土台及び基礎)

第42条 構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部には、土台を設けなければならない。ただし、当該柱を基礎に緊結した場合又は平家建ての建築物で足固めを使用した場合（地盤が軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内においては、当該柱を基礎に緊結した場合に限る。）においては、この限りでない。

2 土台は、基礎に緊結しなければならない。ただし、前項ただし書の規定によつて指定した区域外における平家建ての建築物で延べ面積が50㎡以内のものについては、この限りでない。

(柱の小径)

第43条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、けたその他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、次の表に掲げる割合以上のものでなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

建築物		柱		左欄以外の柱	
		張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が10m以上の柱又は学校、保育所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が10㎡以内のものを除く。）若しくは公衆浴場の用途に供する建築物の柱		最上階又は階数が1の建築物の柱	その他の階の柱
(1)	土蔵造の建築物その他これに類する壁の重量が特に大きい建築物	1/22	1/20	1/25	1/22
(2)	(1)に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金属板、石板、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの	1/30	1/25	1/33	1/30
(3)	(1)及び(2)に掲げる建築物以外の建築物	1/25	1/22	1/30	1/28

2 地階を除く階数が2を超える建築物の1階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、13.5cmを下回つてはならない。ただし、当該柱と土台又は基礎及び当該柱とはり、けたその他の横架材とをそれぞれボルト締その他これに類する構造方法により緊結し、かつ、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

3 法第41条の規定によつて、条例で、法第21条第1項及び第2項の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和する場合においては、当該条例で、柱の小径の横架材の相互間の垂直距離に対する割合を補足する規定を設けなければならない。

4 前3項の規定による柱の小径に基づいて算定した柱の所要断面積の1/3以上を欠き取る場合においては、その部分を補強しなければならない。

5 階数が2以上の建築物におけるすみ柱又はこれに準ずる柱は、通し柱としなければならない。ただし、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強した場合においては、この限りでない。

6 構造耐力上主要な部分である柱の有効細長比（断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。以下同じ。）は、150以下としなければならない。

(はり等の横架材)

第44条 はり、けたその他の横架材には、その中央部附近の下側に耐力上支障のある欠込みをしてはならない。

(筋かい)

- 第45条 引張り力を負担する筋かいは、厚さ1.5cm以上で幅9cm以上の木材又は径9mm以上の鉄筋を使用したものとしなければならない。
- 2 圧縮力を負担する筋かいは、厚さ3cm以上で幅9cm以上の木材を使用したものとしなければならない。
- 3 筋かいは、その端部を、柱とはりその他の横架材との仕口に接近して、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結しなければならない。
- 4 筋かいには、欠込みをしてはならない。ただし、筋かいをたすぎ掛けにするためにやむを得ない場合において、必要な補強を行なったときは、この限りでない。

(構造耐力上必要な軸組等)

第46条 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした建築物にあつては、すべての方向の水平力に対して安全であるように、各階の張り間方向及びけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組を釣合い良く配置しなければならない。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する木造の建築物又は建築物の構造部分については、適用しない。
  - 一 次に掲げる基準に適合するもの
    - イ 構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小はりその他これらに類するものを除く。以下この号において同じ。）に使用する集成材その他の木材の品質が、当該柱及び横架材の強度及び耐久性に関し国土交通大臣の定める基準に適合していること。
    - ロ 構造耐力上主要な部分である柱の脚部が、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎に緊結している土台に緊結し、又は鉄筋コンクリート造の基礎に緊結していること。
    - ハ イ及びロに掲げるもののほか、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて、構造耐力上安全であることが確かめられた構造であること。
  - 二 方づえ（その接着する柱が添木等によつて補強されているものに限る。）、控柱又は控壁があつて構造耐力上支障がないもの
- 3 床組及び小屋ばり組の隅角には火打材を使用し、小屋組には振れ止めを設けなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。
- 4 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える木造の建築物においては、第1項の規定によつて各階の張り間方向及びけた行方向に配置する壁を設け又は筋かいを入れた軸組を、それぞれの方向につき、次の表一の軸組の種類に掲げる区分に応じて当該軸組の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計が、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、当該物置等の床面積及び高さに応じて国土交通大臣が定める面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表2に掲げる数値（特定行政庁が第88条第2項の規定によつて指定した区域内における場合においては、表2に掲げる数値のそれぞれ1.5倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面からの高さが1.35m以下の部分の見付面積を減じたものに次の表3に掲げる数値を乗じて得た数値以上となるように、国土交通大臣が定める基準に従つて設置しなければならない。

表1

	軸組の種類	倍率
(1)	土塗壁又は木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付けた壁を設けた軸組	0.5
(2)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の両面に打ち付けた壁を設けた軸組	1
	厚さが1.5cm以上で幅9cm以上の木材又は径9mm以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組	
(3)	厚さが3cm以上で幅9cm以上の木材の筋かいを入れた軸組	1.5
(4)	厚さ4.5cm以上で幅9cm以上の木材の筋かいを入れた軸組	2
(5)	9cm角以上の木材の筋かいを入れた軸組	3
(6)	(2)から(4)までに掲げる筋かいをたすぎ掛けに入れた軸組	(2)から(4)までのそれぞれの数値の2倍
(7)	(5)に掲げる筋かいをたすぎ掛けに入れた軸組	5
(8)	その他(1)から(7)までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有するものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの	0.5から5までの範囲内において国土交通大臣が定める数値
(9)	(1)又は(2)に掲げる壁と(2)から(6)までに掲げる筋かいとを併用した軸組	(1)又は(2)のそれぞれの数値と(2)から(6)までのそれぞれの数値との和

表2

建築物	階の床面積に乗ずる数値（単位 cm/㎡）					
	階数が1の建築物	階数が2の建築物の1階	階数が2の建築物の2階	階数が3の建築物の1階	階数が3の建築物の2階	階数が3の建築物の3階
第43条第1項の表の(1)又は(3)に掲げる建築物	15	33	21	50	39	24
第43条第1項の表の(2)に掲げる建築物	11	29	15	46	34	18

この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。

表3

	区域	見付面積に乗ずる数値（単位 cm/㎡）
(1)	特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定する区域	50を超え、75以下の範囲内において特定行政庁がその地方における風の状況に応じて規則で定める数値
(2)	(1)で掲げる区域以外の区域	50



(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口)

第47条 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み柱打その他の国土交通大臣が定める構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結しなければならない。この場合において、横架材の丈が大きいこと、柱と鉄骨の横架材とが剛に接合していること等により柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずるおそれがあるときは、当該柱を添木等によつて補強しなければならない。

2 前項の規定によるボルト締には、ボルトの径に応じ有効な大きさと厚さを有する座金を使用しなければならない。

(外壁内部等の防腐措置等)

第49条 木造の外壁のうち、鉄網モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するものを使用しなければならない。

2 構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土台のうち、地面から1m以内の部分には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、しるありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

### 耐久性等関係規定 (令36条第1項で規定される以下の条)

令36条 (構造方法に関する技術的基準)

令36条の2 (地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物等に準ずる建築物)

令36条の3 (構造設計の原則)

令37条 (構造部材の耐久)

令38条 (基礎) 第1項・第5項・第6項

令39条 (屋根ふき材等の緊結) 第1項

令41条 (木材)

令49条 (外壁内部等の防腐措置等)

(条文は前述を参照)

### 既存の建築物に対する制限の緩和：構造耐力関連 (法86条の7、令137条の2、平17国交告566号)

建築基準法

第6章 雑則

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第86条の7 第3条第2項(第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この条、次条及び第87条において同じ。)の規定により第20条、第26条、第27条、第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第30条、第34条第2項、第47条、第48条第1項から第13項まで、第51条、第52条第1項、第2項若しくは第7項、第53条第1項若しくは第2項、第54条第1項、第55条第1項、第56条第1項、第56条の2第1項、第57条の4第1項、第57条の5第1項、第58条、第59条第1項若しくは第2項、第60条第1項若しくは第2項、第60条の2第1項若しくは第2項、第61条、第62条第1項、第67条の2第1項若しくは第5項から第7項まで又は第68条第1項若しくは第2項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条及び次条において「増築等」という。)をする場合においては、第3条第3項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

2 第3条第2項の規定により第20条又は第35条(同条の技術的基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。以下この項及び第87条第4項において同じ。)の規定の適用を受けない建築物であつて、第20条又は第35条に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分(以下この項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築等をする場合においては、第3条第3項第三号及び第四号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3 第3条第2項の規定により第28条、第28条の2(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第29条から第32条まで、第34条第1項、第35条の3又は第36条(防火壁、防火区画、消火設備及び避雷設備の設置及び構造に係る部分を除く。)の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、第3条第3項第三号及び第四号の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

建築基準法施行令

第8章 既存の建築物に対する制限の緩和等

(構造耐力関係)

第137条の2 法第3条第2項の規定により法第20条の規定の適用を受けない建築物(同条第一号に掲げる建築物及び法第86条の7第2項の規定により法第20条の規定の適用を受けない部分を除く。第137条の1第1項において同じ。)について法第86条の7第1項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の1/2を超えず、かつ、増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに該当するものであること。

イ 耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外面する帳壁の脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法

ロ 第3章第1節から第7節の2まで(第36条及び第38条第2項から第4項までを除く。)の規定に適合し、かつ、その基礎の補強について国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法(法第20条第四号に掲げる建築物である場合に限る。)

二 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の1/20(50㎡を超える場合にあっては、50㎡)を超えず、かつ、増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれにも適合するものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が第3章の規定及び法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。

ロ 増築又は改築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないこと。

平成 17 年 6 月 1 日 国土交通省告示第 566 号 (平成 17 年 6 月 1 日施行 / 最終改正 平成 21 年 9 月 1 日施行)

建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件

建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 137 条の 2 第一号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準を第 1 に、並びに同号ロの規定に基づき、建築物の基礎の補強に関する基準を第 2 に定める。ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める基準によって建築物の増築又は改築を行う場合においては、当該基準によることができる。

第 1 建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁 (以下「屋根ふき材等」という。) の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからニまでに定めるところによる。
  - イ 増築又は改築に係る部分が建築基準法施行令 (以下「令」という。) 第 3 章 (第 8 節を除く。) の規定及び建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。) 第 40 条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合すること。
  - ロ 地震に対して、建築物全体 (令第 137 条の 14 第一号に規定する部分 (以下この号において「独立部分」という。) であって、増築又は改築をする部分以外の独立部分を除く。以下同じ。) が法第 20 条第二号イ後段及び第三号イ後段に規定する構造計算 (それぞれ地震に係る部分に限る。) によって構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、法第 20 条第四号に掲げる建築物のうち木造のものについては、建築物全体が令第 42 条、第 43 条並びに第 46 条第一項から第三項まで及び第四項 (表 3 に係る部分を除く。) の規定 (平成 13 年国土交通省告示第 1540 号に規定する枠組壁工法又は木質プレハブ工法 (以下単に「枠組壁工法又は木質プレハブ工法」という。) を用いた建築物の場合にあっては同告示第一から第十までの規定) に適合することを確認めることによって地震に対して構造耐力上安全であることを確かめたものとみなすことができる。
  - ハ ロの規定にかかわらず、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分に分ける場合にあっては、増築又は改築をする独立部分以外の独立部分については、平成 18 年国土交通省告示第 185 号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめることができる。
- 二 地震時を除き、令第 82 条第一号から第三号まで (地震に係る部分を除く。) に定めるところによる構造計算によって建築物全体が構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、法第 20 条第四号に掲げる建築物のうち木造のものであって、令第 46 条第四項 (表 2 に係る部分を除く。) の規定 (枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物の場合にあっては平成 13 年国土交通省告示第 1540 号第一から第十までの規定) に適合するものについては、この限りでない
- 三 建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。
  - イ 屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第 129 条の 2 の 4 第三号の規定に適合すること。
  - ロ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第二号及び第三号の規定に適合すること。
  - ハ 建築物に設ける昇降機は、令第 129 条の 4 及び令第 129 条の 5 (令第 129 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。)、令第 129 条の 6 第一号並びに令第 129 条の 8 第 1 項の規定に適合すること。
- 三 屋根ふき材等については、昭和 46 年建設省告示第 109 号に定める基準に適合すること。

第 2 建築物の基礎の補強に関する基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 既存の基礎がべた基礎又は布基礎であること。
- 二 地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度 (改良された地盤にあっては、改良後の許容応力度とする。) が、既存の基礎がべた基礎である場合にあっては 1㎡につき 20kN 以上であり、既存の基礎が布基礎である場合にあっては 1㎡につき 30kN 以上であること。
- 三 建築物の基礎の補強の方法は、次のイからニまでのいずれにも適合するものとする。
  - イ 次に掲げる基準に適合する鉄筋コンクリートを打設することにより補強すること。
    - (1) 打設する鉄筋コンクリート (以下この号において「打設部分」という。) の立上り部分の高さは、地上部分で 30cm 以上とすること。
    - (2) 打設部分の立上り部分の厚さは、12cm 以上とすること。
    - (3) 打設部分の底盤の厚さは、べた基礎の補強の場合にあっては 12cm 以上とし、布基礎の補強の場合にあっては 15cm 以上とすること。
  - ロ 打設部分は、立上り部分の主筋として径 12mm 以上の異形鉄筋を、立上り部分の上端及び立上り部分の下部の底盤にそれぞれ 1 本以上配置し、かつ、補強筋と緊結したものとすること。
  - ハ 打設部分は、立上り部分の補強筋として径 9mm 以上の鉄筋を 30cm 以下の間隔で縦に配置したものとすること。
  - ニ 打設部分は、その立上り部分の上部及び下部にそれぞれ 60cm 以下の間隔でアンカーを設け、かつ、当該アンカーの打設部分及び既存の基礎に対する定着長さをそれぞれ 6cm 以上としたもの又はこれと同等以上の効力を有する措置を講じたものとする。
- 四 構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部、土台及び基礎を地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとする。

2 前項に規定する打設する鉄筋コンクリートについては、令第 72 条から令第 76 条までの規定を準用する。

## 既存不適格建築物の増築等に係る建築確認の申請手続きの円滑化について（技術的助言）

国住指第2153号  
平成21年9月1日

各都道府県建築主務部長殿

国土交通省住宅局建築指導課長

### 既存不適格建築物の増築等に係る建築確認の申請手続きの円滑化について（技術的助言）

建築確認の申請手続きの円滑化については、これまでも、関係者との密接な連携の下できめ細かな取組みの継続をお願いしているところであるが、既存不適格建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第3条第2項の規定により、建築基準法令の規定の適用を受けない建築物をいう。以下同じ。）における増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増築等」という。）をする場合の建築確認の申請についても、下記事項に留意の上、円滑な審査に努められたい。

本技術的助言の内容については、建築主、建築士等に対しても、十分な情報提供をお願いする。

また、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対して、この旨周知方をお願いする。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

#### 記

#### 1. 既存不適格調書について

既存建築物の増築等について法第86条の7の適用を受ける場合にあっては、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第1条の3第1項において、建築確認に係る申請書の添付図書として同項表二第（63）項に規定する既存不適格調書を提出することとされている。

同項においては「既存建築物の基準時及びその状況に関する事項」を明示すべきこととされているが、具体的には、以下の（1）から（4）までに掲げる図書及び書類（以下「図書等」という。）において必要な事項が示されていることを確認できれば、申請に係る建築物を既存不適格建築物として取り扱って差し支えない。

##### （1）現況の調査書

現況の建築物の状態等が分かる図書等に、以下の①から⑤までに掲げる事項が示されていること。

① 建築主の記名及び押印

② 当該調査書を作成した者の記名及び押印

③ 既存不適格となっている規定及びその建築物の部分（既存不適格となっている建築物の部分は具体的に明記すること。）

④ 既存不適格となっている建築物の部分ごとの基準時

⑤ 当該申請に係る増築等以前に行われた増築、改築、修繕、模様替、用途変更又は除却に係る工事（以下「既往工事」という。）の履歴

##### （2）既存建築物の平面図及び配置図

既往工事の履歴がある場合は、既存建築物の平面図及び配置図に、各既往工事に係る建築物の部分が分かるように示されていること。

##### （3）新築又は増築等の時期を示す書類

原則として、新築及び当該申請以前の過去の増築等時の検査済証又は建築確認台帳に係る記載事項証明（完了検査を行った機関が交付したもの。）により、新築又は増築等を行った時点を明らかにすること。

これらの書類がない場合にあっては、新築及び当該申請以前の過去の増築等時の確認済証（平成11年4月30日以前に確認を受けた場合にあっては「確認通知書」）、建築確認台帳に係る記載事項証明（建築確認を行った機関が交付したもの。）、登記事項証明書のほか、建築確認後の工事の実施を特定できるその他書類により、建築主事又は指定確認検査機関が新築又は増築等を行った時点が明らかにされていると認められることができる。ただし、（1）及び（2）に掲げる書類により、新築又は増築等の時期における建築基準関係規定への適合を確かめること。

なお、建築主事又は指定確認検査機関が、法第12条第7項に規定する台帳又は法第77条の29に規定する帳簿によって、当該建築物について新築又は増築等に係る確認済証又は検査済証が交付されたことが確かめられる場合にあっては、本書類の添付を省略することとして差し支えない。

##### （4）基準時以前の建築基準関係規定への適合を確かめるための図書等

審査においては、当該建築物の用途・規模等に応じ、基準時以前の技術的基準への適合を確かめるために必要な図書等の提出を求めることができる。

#### 2. 既存不適格調書以外に必要な図書等について

既存建築物の増築等について法第86条の7の規定の適用を受ける場合にあっては、同条に規定する一定の範囲内で増築等が行われていること等を確かめる必要があるため、既存不適格調書以外にも、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第137条の2から令第137条の15までの規定のうち、該当する規定の内容に適合することの確認に必要な図書等において、当該規定に適合することを確認する必要がある。

特に、令第137条の2第1号イの規定の適用を受ける場合にあっては、増築又は改築に係る部分の令第3章（第8節を除く。）の規定等への適合及び既存部分の耐久性等関係規定への適合を確認できる図書等に加えて、以下の（1）から（4）までに掲げる必要な図書等により、令第137条の2第1号イの規定に適合することを確認する必要がある。

また、これらの図書等の作成は原則として建築士によるものであると考えられるが、特に、建築士以外の者によるものについては、当該図書等と建築物の現況の整合を現地確認するなど、確実な審査を行わなければならない。

（1）構造計算書（法第20条第2号イ後段及び第3号イ後段に規定する構造計算に係るもの）

（2）釣り合いよく耐力壁を配置すること等の基準に適合することを示す図書等（令第42条、第43条、第46条等関係（法第20条第4号に掲げる建築物のうち木造のものの場合））

（3）既存部分の耐震診断書（構造耐力上主要な部分が新耐震基準に適合するものであることを確認することにより耐震診断を行う場合には、写真等により、構造耐力上主要な部分の損傷、腐食その他の劣化の状況を確認すること。）

（4）平成17年国土交通省告示第566号第1の規定に適合することを確認するために必要な図書等



## 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定について（技術的助言）

国住指第2072号  
平成21年9月1日

各都道府県知事殿

国土交通省住宅局長

## 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定について（技術的助言）

平成18年国土交通省告示第184号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。）第一本文ただし書の規定に基づき、指針第一に定める建築物の耐震診断の指針の一部と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法について、別添のとおり認定したので、通知する。この方法の運用にあたっては、下記の事項に留意の上、遺憾のないよう取り扱われたい。

また、貴職におかれては、関係市町村及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対してもこの旨周知方願います。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長等指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

## 記

建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日における建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合するものであることを確認することについて

建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日における建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「新耐震基準」という。）に適合するものであることを確認することは、建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第1第1号又は第2号に掲げる建築物の耐震診断の方法と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法である。なお、新耐震基準のうち構造部材の耐久等に係る規定に適合するものであることの確認にあたっては、現地調査に基づき建築物の構造耐力上主要な部分の損傷、腐食その他の劣化の状況を直接確認した上で行うこと。

（別添）

## 認定書

平成18年国土交通省告示第184号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。）第一本文ただし書の規定に基づき、下の表の耐震診断の方法の欄に掲げる建築物の耐震診断の方法を、指針第一に定める建築物の耐震診断の指針の一部と同等以上の効力があるものと認める。この場合において、下の表の耐震診断の方法の欄に掲げる建築物の耐震診断の方法は、対応する告示の規定の欄に掲げる建築物の耐震診断の方法と同等以上の効力があるものとする。

平成21年9月1日

国土交通大臣金子一義

表

耐震診断の方法	対応する告示の規定
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日における建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合するものであることを確認すること。	指針第1第一号及び第二号

## 既存の建築物に対する制限の緩和：容積率関係（令 137 条の 8）

（容積率関係）

**第 137 条の 8** 法第 3 条第 2 項の規定により法第 52 条第 1 項、第 2 項若しくは第 7 項又は法第 60 条第 1 項（建築物の高さに係る部分を除く。）の規定の適用を受けない建築物について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 一 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後に第 2 条第 1 項に規定する専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（以下この条において「自動車車庫等」という。）の用途に供するものであること。
- 二 増築前における自動車車庫等の用途に供しない部分の床面積の合計が基準時における自動車車庫等の用途に供しない部分の床面積の合計を超えないものであること。
- 三 増築又は改築後における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計の  $1/5$ （改築の場合において、基準時における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が基準時における当該建築物の床面積の合計の  $1/5$  を超えているときは、基準時における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計）を超えないものであること。

## 既存の建築物に対する制限の緩和：防火地域及び特例防災街区整備地区関係（令 137 条の 10）

（防火地域及び特例防災街区整備地区関係）

**第 137 条の 10** 法第 3 条第 2 項の規定により法第 61 条又は法第 67 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 一 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に 2 以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）は、50m<sup>2</sup>を超えず、かつ、基準時における当該建築物の延べ面積の合計を超えないこと。
- 二 増築又は改築後における階数が 2 以下で、かつ、延べ面積が 500m<sup>2</sup>を超えないこと。
- 三 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。

## 既存の建築物に対する制限の緩和：準防火地域関係（令 137 条の 11）

（準防火地域関係）

**第 137 条の 11** 法第 3 条第 2 項の規定により法第 62 条第 1 項の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）について法第 86 条の 7 第 1 項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。

- 一 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に 2 以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）は、50m<sup>2</sup>を超えないこと。
- 二 増築又は改築後における階数が 2 以下であること。
- 三 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。

## 新耐震基準（昭和56年時の構造耐力関係規定）

### 建築基準法（昭和56年時のもの）

#### （構造耐力）

第20条 建築物は、自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造でなければならない。  
2 第6条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物に関する設計図書の作成にあたっては、構造計算によって、その構造が安全である事を確かめなければならない。

### 建築基準法施行令（昭和56年時のもの）

#### （構造設計の原則）

第36条 建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、つりあいよく配置すべきものとする。

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の障害となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱性をもたすべきものとする。

#### （構造部材の耐久）

第37条 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

#### （基礎）

第38条 建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

2 建築物には、異なる構造方法による基礎を併用してはならない。ただし、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮した構造計算又は実験によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

3 高さ1.3m又は延べ面積300.0㎡をこえる建築物で、当該建築物に作用する荷重が最下階の床面積1㎡につき10tをこえるものの基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合には、当該基礎ぐいの先端）は、良好な地盤に達していなければならない。ただし、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮した構造計算又は実験によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

4 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいは、それを設ける際に作用する打撃力その他の外力に対して構造耐力上安全なものではない。

5 建築物の基礎に木ぐいを使用する場合には、その木ぐいは、平家建の木造の建築物に使用する場合を除き、常水面下にあるようにしなければならない。

#### （屋根ふき材等の緊結）

第39条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の振動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。

2 屋根ふき材、外装材及び野外に面する帳壁は、建設大臣の定める基準に従って安全上支障のないようにしなければならない。（関連 = 昭和46年建設省告示第109号）

#### （屋上から突出する水槽等）

第39条の2 屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、建設大臣の定める基準に従って地震その他も震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとしなければならない。

#### （適用の範囲）

第40条 この節の規定は、木造の建築物又は木造と組構造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分に適用する。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が10㎡以内の物置、納屋その他これらに類する建築物については、適用しない。

#### （木材）

第41条 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないものでなければならない。

#### （土台及び基礎）

第42条 構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部には、土台を設けなければならない。ただし、当該柱を基礎に緊結した場合又は平家建の建築物で足固めを使用した場合（特定行政庁が第88条第2項の規定によって指定した区域内においては、当該柱を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎に緊結した場合に限る。）においては、この限りでない。

2 土台は、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の布基礎（前項の区域内においては、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎）に緊結しなければならない。ただし、当該区域外における平家建の建築物で延べ面積が50㎡以上のものについては、この限りでない。

#### （柱の小径）

第43条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、けたその他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、次の表に掲げる割合以上のものでなければならない。ただし、柱の有効細長比（断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。以下同じ。）を考慮した構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

建築物		柱	張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が10m以上の柱又は学校、保育所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が10㎡以内のものを除く。）若しくは公衆浴場の用途に供する建築物の柱		左欄以外の柱	
			最上階又は階数が1の建築物の柱	その他の階の柱	最上階又は階数が1の建築物の柱	その他の階の柱
(1)	土蔵造の建築物その他これらに類する壁の重量が特に大きい建築物		1/22	1/20	1/25	1/22
(2)	(1)に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金属板、石板、石綿スレート、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの		1/30	1/25	1/33	1/30
(3)	(1)及び(2)に掲げる建築物以外の建築物		1/25	1/22	1/30	1/28

- 2 地階を除く階数が2をこえる建築物の一階の構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、13.5cmを下ってはならない。
- 3 法第41条の規定によって、条例で、法第21条第1項の規定の全部若しくは一部を適用せず、又は同項の規定による制限を緩和する場合においては、当該条例で、柱の小径の横架材の相互間の垂直距離に対する割合を補足する規定を設けなければならない。
- 4 前3項の規定による柱の小径に基づいて算定した柱の所要断面積の1/3以上を欠き取る場合においては、その部分を補強しなければならない。
- 5 階数が2以上の建築物におけるすみ柱又はこれに準ずる柱は、通し柱としなければならない。ただし、接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強した場合においては、この限りでない。
- 6 構造耐力上主要な部分である柱の有効細身比は、150以下としなければならない。

**(はり等の横架材)**

第44条 はり、けた、その他の横架材には、その中央部附近の下側に耐力上支障のある欠込みをしてはならない。

**(筋かい)**

第45条 引っぱり力を負担する筋かいは、厚さ1.5cmで幅9cmの木材若しくは径9mmの鉄筋を使用したもの又はこれらと同等以上の耐力を有するものとしなければならない。

- 2 圧縮力を負担する筋かいは、厚さ3cmで幅9cmの木材を使用したもの又はこれと同等以上の耐力を有するものとしなければならない。
- 3 筋かいは、その端部を柱とはりその他の横架材との仕口に接近して、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結しなければならない。
- 4 筋かいには、欠け込みをしてはならない。ただし、筋かいをたすき掛けにするためにやむを得ない場合において、必要な補強を行ったときは、この限りでない。

**(構造耐力上必要な軸組等)**

第46条 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とした建築物にあっては、すべての方向の水平力に対して安全であるように、各階の張り間方向及びけた行方向に、それぞれ壁を設け又は筋かいを入れた軸組をつりあいよく配置しなければならない。ただし、方づえ（その接する柱が添木等によって補強されているものに限る。）、控柱又は控壁があって構造耐力上支障がない場合においては、この限りでない。

2 床組及び小屋はり組の隅角には火打材を使用し、小屋組には振れ止めを設けなければならない。ただし、構造計算又は実験によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

3 階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える木造の建築物においては、第1項の規定によって各階の張り間方向及びけた行方向に配置する壁を設け又は筋かいを入れた軸組は、それぞれの方向につき、次の表一の軸組の種類・欄に掲げる区分に応じて当該軸組の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が第88条第2項の規定によって指定した区域内における場合においては、表二に掲げる数値のそれぞれ1.5倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向またはけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面からの高さが1.35m以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

表1

	軸組の種類	倍率
(1)	土塗壁又は木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付けた壁を設けた軸組	0.5
(2)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の両面に打ち付けた壁を設けた軸組	1
	厚さが1.5cm以上で幅9cmの木材若しくは径9mmの鉄筋又はこれらと同等以上の耐力を有する筋かいを入れた軸組	
(3)	厚さ3cmで幅9cmの木材又はこれと同等以上の耐力を有する筋かいを入れた軸組	1.5
(4)	厚さ4.5cmで幅9cmの木材又はこれと同等以上の耐力を有する筋かいを入れた軸組	2
(5)	9cm角の木材又はこれと同等以上の耐力を有する筋かいを入れた軸組	3
(6)	(2)から(4)までに掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組	(2)から(4)までのそれぞれの数値の2倍
(7)	(5)に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組	5
(8)	その他建設大臣が(1)から(7)までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有するものと認めて定める軸組を受けたもの(→次頁参照)	0.5から5までの範囲内において建設大臣が定める数値
(9)	(1)又は(2)に掲げる壁と(2)から(6)までに掲げる筋かいとを併用した軸組	(1)又は(2)のそれぞれの数値と(2)から(6)までのそれぞれの数値との和

表2

建築物	階の床面積に乗ずる数値(単位 cm/m <sup>2</sup> )					
	階数が1の建築物	階数が2の建築物の1階	階数が2の建築物の2階	階数が3の建築物の1階	階数が3の建築物の2階	階数が3の建築物の3階
第43条第1項の表の(1)又は(3)に掲げる建築物	15	33	21	50	39	24
第43条第1項の表の(2)に掲げる建築物	11	29	15	46	34	18
この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。						

表3

	区域	見付面積に乗ずる数値(単位 cm/m <sup>2</sup> )
(1)	特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定する区域	50を超え、75以下の範囲内において特定行政庁がその地方における風の状況に応じて規則で定める数値
(2)	(1)で掲げる区域以外の区域	50

**(構造耐力上主要な部分である継ぎ手又は仕口)**

第47条 構造耐力上主要な部分である継ぎ手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他これらに類する構造方法によりその部分存在応力を伝えるように緊結しなければならない。この場合において、横架材の丈が大きいこと、柱と鉄骨の横架材とが剛に接合していること等により柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずるおそれがあるときは、当該柱を添木等によって補強しなければならない。

2 前項の規定によるボルト締には、ボルトの径に応じ有効な大きさと厚さを有する座金を使用しなければならない。

**(外壁内部等の防腐処置等)**

第49条 木造の外壁のうち、鉄鋼モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するものを使用しなければならない。

2 構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土台のうち、地面から1m以内の部分には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、しるありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。



## 関連告示（昭和56年時のもの）

### 建築基準法施行令第46条第3項表一（1）項から（7）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件（昭和56年建設省告示第1100号）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第3項表一（8）項の規定に基づき、同表（1）項から（7）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値をそれぞれ次のように定める。

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第46条第3項表一（1）項から（7）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。

- 一、別表（い）欄に掲げる材料を、（ろ）欄に掲げる方法によって柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材の片面に打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継合わせて打ち付ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱、間柱、はり、けた若しくは胴差又は当該継手を補強するために設けた胴つなぎその他これらに類するものの部分に設けたものに限る。）
- 二、厚さ1.5cm以上で幅4.5cm以上の木材を31cm以下の間隔で柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材にくぎ（日本工業規格（以下「JIS」という。）A5508-1975（鉄丸くぎ）に定めるN50又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、別表（い）欄に掲げる材料をくぎ（JIS A5508-1975（鉄丸くぎ）に定めるN32又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が15cm以下のものに限る。）を設けた軸組
- 三、前二号に掲げる壁のうち二を併用した軸組
- 四、第一号又は二号に掲げる壁と令第46条第3項表一（1）項に掲げる壁又は同表（2）項から（6）項までに掲げる筋かいとを併用した軸組
- 五、第一号又は二号に掲げる壁、令第46条第3項表一（1）項に掲げる壁及び同表（2）項から（6）項までに掲げる筋かいとを併用した軸組
- 六、第一号及び二号に掲げる壁のうち二と令第46条第3項表一（2）項から（6）項までに掲げる筋かいとを併用した軸組
- 七、前各号に掲げるもののほか、建設大臣がこれらと同等以上の耐力を有すると認める軸組

第2 倍率の数値は、次の各号に定めるものとする。

- 一、第1第一号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表（は）欄に掲げる数値
- 二、第1第二号に定める軸組にあつては、0.5
- 三、第1第三号に定める軸組にあつては、併用する壁のそれぞれを設けた軸組の前二号に掲げるそれぞれの数値の和
- 四、第1第四号から第六号までに定める軸組にあつては、併用する壁又は筋かいを設け又は入れた軸組の第一号若しくは第二号又は令第46条第3項表一の倍率の欄に掲げるそれぞれの数値の和（当該数値の和が五を超える場合は5）
- 五、第1条第七号に定める軸組にあつては、当該軸組にあつては、当該軸組について建設大臣が定めた数値



別表

	(い) 材 料	(ろ) くぎ打の方法		(は) 倍 率	
		くぎの種類	くぎの間隔		
					(1)
(2)	パーティクルボード（JISA5908-1979（パーティクルボード）に定める200タイプ又は150タイプで厚さが12mm以上のものに限る。）				
(3)	ハードボード（JISA5907-1977（硬質繊維板）に定める450又は350で厚さが5mm以上のものに限る。）				
(4)	硬質木片セメント板（JISA5417-1979（木片セメント板）に定める0.9Cで厚さが12mm以上のものに限る。）				
(5)	フレキシブル板（JISA5403-1980（石綿スレート）に定めるフレキシブル板で厚さが6mm以上のものに限る。）	GN40	2		
(6)	石綿セメントパーライト板（JISA5413-1979（石綿セメントパーライト板）に定める0.8-P又は0.8-PAで厚さが12mm以上のものに限る。）				
(7)	石綿けい酸カルシウム板（JISA5418-1979（石綿けい酸カルシウム板）に定める1.0-CKで厚さが8mm以上のものに限る。）				
(8)	炭酸マグネシウム板（JISA6701-1979（炭酸マグネシウム板）に定める0.8で厚さが12mm以上のものに限る。）				
(9)	パルプセメント板（JISA5414-1978（パルプセメント板）に適合するもので厚さが8mm以上のものに限る。）	SN40	1枚の壁材につき外周部は10cm以下、その他の部分は20cm以下	1	
(10)	せっこうボード（JISA6901-1979（せっこうボード）に適合するもので厚さが12mm以上のものに限る。）（屋外壁等以外に用いる場合に限る。）				
(11)	シージングボード（JISA5905-1979（軟質繊維板）に定めるシージングインシュレーションボードで厚さが12mm以上のものに限る。）	N38	15cm以下		
(12)	ラスシート（JISA5524-1977（ラスシート）に定めるものうち角波亜鉛鉄板の厚さが0.4mm以上、メタルラスの厚さが0.6mm以上のものに限る。）				

一 この表において、N38及びN50は、それぞれJISA5508-1975（鉄丸くぎ）に定めるN38及びN50又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。

二 この表において、GN40及びSN40は、それぞれ次の表に掲げるもの又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。

くぎの種類	長さ	外径	頭径	備考
GN40	38mm	2.3mm		JISH8610-1977（電気亜鉛メッキ）に定める電気亜鉛メッキを施したもの
SN40	38mm	3.0mm	11mm	

三 表中（い）欄に掲げる材料を地面から1m以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。

## 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平 18 国交告 184 号）

(別添)

### 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項【木造部分を抜粋】

#### 第1 建築物の耐震診断の指針

建築物の耐震診断は、当該建築物の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 1 条第三号に規定するものをいう。以下同じ。）、屋根ふき材等（屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものをいう。以下同じ。）及び建築設備（建築基準法第 2 条第三号に規定するものをいう。以下同じ。）の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等に関する実地調査、当該建築物の敷地の状況に関する実地調査等の結果に基づき、次の各号によりそれぞれ行うものとする。この場合において、木造の建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分（以下「木造の建築物等」という。）にあつては第一号、第三号及び第四号に、木造の構造部分を有しない建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造以外の構造部分（第二号において「鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等」という。）にあつては第二号から第四号までにそれぞれ適合する場合に、当該建築物は地震に対して安全な構造であると判断できるものとする。ただし、国土交通大臣がこの指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって耐震診断を行う場合においては、当該方法によることができる。

- 一、木造の建築物等については、各階の張り間方向及びけた行方向の構造耐震指標を次のイから八までに定めるところによりそれぞれ求め、別表第 1 により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

- イ、建築物の各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標は、次の式により計算すること。

$$I_w = \frac{P_d}{Q_r}$$

この式において、 $I_w$ 、 $P_d$ 及び $Q_r$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $I_w$  各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標
- $P_d$  各階の張り間方向又はけた行方向の耐力（以下「保有耐力」という。）を表すものとして、各階の当該方向の壁を設け又は筋かいを入れた軸組（以下「壁等」という。）の強さ及び配置を考慮してロに定めるところにより算出した数値（単位 kN）
- $Q_r$  各階の必要保有耐力を表すものとして、各階の床面積、積雪荷重、建築物の形状、地盤の種類等を考慮してハに定めるところにより算出した数値（単位 kN）

- ロ、イに定める建築物の各階の張り間方向又はけた行方向の  $P_d$  は、次の式によって得られる数値とする。ただし、建築物の各階の保有水平耐力（令第 82 条の 4 に規定する各階の水平力に対する耐力をいう。以下同じ。）及び靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によるものとする。

$$P_d = (P_w + P_e)E$$

この式において、 $P_d$ 、 $P_w$ 、 $P_e$ 及び $E$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $P_d$  イに定める  $P_d$  の数値（単位 kN）
- $P_w$  各階の張り間方向又はけた行方向につき、壁等の強さに基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数を乗じた数値（単位 kN）。ただし、壁等の強さは、各階の張り間方向又はけた行方向につき、令第 46 条第 4 項表 1 の軸組の種類欄に掲げる区分に応じて倍率の欄に掲げる数値に 1.96 を乗じた数値（別表第 2 の軸組の種類欄に掲げる軸組にあつては、それぞれ同表の倍率の欄に掲げる数値とする。）（以下「壁強さ倍率」という。）に当該軸組の長さ（単位 m）を乗じた数値とし、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数は、最上階及び地階を除く階数が 1 の建築物にあつては別表第 3-1、地階を除く階数が 2 の建築物の 1 階並びに地階を除く階数が 3 の建築物の 1 階及び 2 階にあつては別表第 3-2 の壁強さ倍率、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法に応じて、これらの表の低減係数の欄に掲げる数値とする。
- $P_e$  壁等の強さ以外の耐力を表す数値として、ハに定める  $Q_r$  の数値に 0.25 を乗じた数値とする（単位 kN）。ただし、建築物の壁等の部分以外の部分の耐力として、建築物の保有水平耐力及び靱性に及ぼす影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によるものとする。
- $E$  壁等の配置による保有耐力の低減を表す数値として、別表第 4 の側端部分の壁量充足率、反対側の側端部分の壁量充足率及び直上階の床の仕様に応じて、同表の低減係数の欄に掲げる数値

- 八、イに定める建築物の各階の  $Q_r$  は、次の式によって得られる数値（1階が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で2階又は3階が木造である建築物の木造部分の階の  $Q_r$  については、同式によって得られる数値を1.2倍した数値）とする。ただし、令第88条第1項及び第2項の規定により各階の地震力を算出する場合においては、当該算出によることのできるものとする。

$$Q_r = (C_r + W_s) A_f Z C_d C_g$$

この式において、 $Q_r$ 、 $A_f$ 、 $C_r$ 、 $W_s$ 、 $Z$ 、 $C_d$ 及び $C_g$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$Q_r$  イに定める $Q_r$ の数値（単位 kN）

$C_r$  単位床面積当たりの必要保有耐力として、別表第5の建築物の種類及び階数に応じて、同表の単位床面積当たりの必要保有耐力の欄に掲げる数値（単位 kN/m<sup>2</sup>）

$W_s$  令第86条第2項ただし書の規定により、特定行政庁が指定する多雪区域内の建築物にあっては、同条第3項に規定する垂直積雪量（単位 m）に0.26を乗じた数値、それ以外の建築物にあっては零（単位 kN/m<sup>2</sup>）

$A_f$  当該階の床面積（単位 m<sup>2</sup>）

$Z$  令第88条第1項に規定する $Z$ の数値

$C_d$  張り間方向又はけた行方向のいずれか短い方の長さが4m未満の建築物であって、地階を除く階数が2の建築物の1階又は地階を除く階数が3の建築物の1階若しくは2階の場合には1.13、その他の場合には1

$C_g$  令第88条第2項ただし書の規定により、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する区域内における建築物にあっては1.5、それ以外の建築物にあっては1

### 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平18国交告185号）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第3項第一号の規定に基づき、地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第2項第三号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより耐震診断を行った結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられること。

#### 附則

- この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第120号）の施行の日（平成18年1月26日）から施行する。
- 平成7年建設省告示第2090号は、廃止する。